

国の施策・予算に関する 提案・要望書



あきた芸術劇場「ミルハス」開館



日本一の面積を誇るスギ人工林



ICTを活用した授業



秋田新幹線「こまち」開業25周年

AKITAVISION

令和4年5月

秋田県

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
I 賃金水準の向上		1
1	中小企業の生産性向上による労働者の待遇改善について	2
2	賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について（拡充）	4
3	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて	6
4	中小企業の事業承継支援施策の継続等について	10
II カーボンニュートラルへの挑戦		13
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進について	14
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について	16
3	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）	20
4	海外漂着物対策の推進について	24
III 新たな時代に対応したデジタル化の推進		27
1	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）	28
2	スマート農業の推進について	30
3	地方税におけるマイナンバー制度の活用について（新規）	32
4	都道府県基幹税務システムの標準化の推進について	34
IV 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		37
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	38
2	地方の財政基盤の充実・強化について	42
V 時代の変化を見据えた成長産業の拡大		45
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）	46
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について（拡充）	48
3	中小企業のワンストップ支援事業の継続について	50
4	在留資格「特定技能」における産業分野への縫製業の追加について	52

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
VI 攻めの農林水産業の振興		55
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	56
2	需要に応じた米生産を推進する環境整備について（拡充）	58
3	農業農村整備事業の予算確保について	60
4	農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）	62
5	「日本型直接支払制度」の着実な推進について	64
6	コメのカドミウム対策の充実について	66
7	環境に優しい農業の推進について（拡充）	68
8	燃油や飼料等の高騰対策と肥料の安定供給について（新規）	70
9	雪害からの復旧・復興に対する支援について	72
10	豚熱のまん延防止対策の徹底について	74
11	水産基盤整備事業の予算確保について（拡充）	76
12	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	78
13	治山事業の推進について	80
14	森林病虫害等防除対策の拡充について	82
15	「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について	84
VII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備		87
1	秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について	88
2	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	90
3	航空ネットワークの維持・拡充について	92
4	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	94
5	新柄コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に対する支援の拡充について	98
6	地域公共交通の維持・確保に向けた乗合バス等への支援の拡充について	99

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
7	第三セクター鉄道の運行継続に向けた支援の拡充について	100
8	スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について	101
9	国立公園等における公園施設の整備促進について	102
VIII 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり		105
1	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	106
2	多様性に満ちた社会づくりの推進について	110
3	総合的な少子化対策への支援について	112
4	良好な市街地形成とコンパクトなまちづくりに資する都市施設の整備について	118
5	持続可能な生活排水処理事業への支援について	120
IX 健康長寿・地域共生社会の実現		123
1	新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制の確保にかかる支援について	124
2	介護施設に入所する人工透析患者への介護報酬上の配慮について（新規）	126
3	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	128
4	ひきこもり支援の推進について	130
5	医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	132
X 新たな時代を拓く教育・人づくり		135
1	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	136
2	補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について（拡充）	140
3	幼児教育・保育施設における保育士等の確保に向けた対策の強化について（新規）	142
4	デジタル教育の充実に対する支援について（新規）	143
5	世界遺産の整備について（新規）	144
6	地方における多文化共生社会の実現について（拡充）	146
7	学校図書館・公立図書館の資料の充実について	148

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
XI 強靱な県土の実現と防災力強化		149
1	社会資本の整備等に必要の公共事業予算の確保について	150
2	災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について	152
3	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について	154
4	石油製品備蓄の強化について	158
XII 安全・安心な生活環境の確保		159
1	空き家対策への支援について（新規）	160
2	消費者行政の充実に向けた支援について	162
3	雪対策にかかる支援の充実について（拡充）	164
4	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について	166
5	東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について	168
6	道路標示事業にかかる国庫債務負担行為について（新規）	169
7	交通取締用四輪車の四輪駆動化について	170
8	無線警ら車・小型警ら車の増強等について	171
9	「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について	172
XIII ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進		175
1	能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策への支援の継続について	176
2	八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について	178
3	風力発電所にかかる環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について（拡充）	180
4	ツキノワグマの保護・管理への支援について	182

I 賃金水準の向上

I-1 中小企業の生産性向上による労働者の待遇改善について

中小企業庁
厚生労働省雇用環境・均等局
内閣府地方創生推進事務局

【提案・要望の内容】

- (1) 業態転換や企業統合による規模拡大等への支援など、地方の実情に応じた、賃金水準の向上につながる中小企業支援施策への財政的措置を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げる業務改善助成金を継続すること。
- (2) 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に規定される、地元行政及び労使を含む関係機関が参画する協議会においても、賃金水準引き上げ等待遇改善を含めた包括的な課題解決が図られるよう努めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和元年度の当県の所定内給与額の平均は246.7千円であり、全国平均の307.7千円から大きく差が開いています。人口減少が全国一の速さで進行している当県において、賃金の低さも人口流出、特に若者の県外流出の大きな要因の一つであると考えられます。賃金水準の向上は、地元企業の魅力アップにつながることから、若者の県外流出に歯止めをかけるためにも、産業構造の変化に対応した業態転換や企業統合による規模拡大等による企業収益の拡大が必要不可欠であり、地域の実情に応じて行う賃金水準向上に向けた中小企業支援の取組に対し、国による支援制度が必要です。
- (2) また、企業収益の拡大が賃金引き上げにつながっていくためには、地域の社会的経済的環境に関し、国の機関と共に県を含めた行政、地元経済界、労働者が共通認識を醸成していく必要があります。

【参考資料】

○全労働者の所定内給与額

全国平均	307.7千円
秋田県	246.7千円（45位）

（出典：令和2年度賃金構造基本統計調査）

※所定内給与額：6月に決まって支給する現金給与額のうち超過労働給与以外のもの。

○新規学卒者の所定内給与額

区分	大学卒	高校卒
全国平均	226.0千円	177.7千円
秋田県	212.4千円（40位）	163.9千円（43位）

（出典：令和2年度賃金構造基本統計調査）

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）

（中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備）

第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（担当課室名 産業労働部産業政策課）

I-2 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について（拡充）

中小企業庁
公正取引委員会

【提案・要望の内容】

県内製造業における中小企業・小規模事業者は、労務費の上昇に加え、燃料費や原材料費等の上昇などが相まって、厳しい経営環境にあるが、生産コストの増加分の価格への転嫁が進んでいない状況である。

については、賃上げ原資の確保や生産コストの増加に対応するため、加工費や製品価格へ適正に価格転嫁できるよう、親事業者への指導や普及啓発のほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国45位となっています。労務費のほか、燃料費や原材料費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力で推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。
- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導や下請事業者支援を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところではあります。

しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県別 製造品付加価値額
(従業者4人以上の事業所)

都道府県	製造品付加価値額 (百万円)	従業員数 (人)	1人当たり 付加価値額	順位
全国計	100,234,752	7,717,646	12.99	
1 山口県	1,942,919	95,585	20.33	1
2 徳島県	872,895	47,404	18.41	2
3 滋賀県	2,920,486	164,215	17.78	3
4 茨城県	4,211,881	272,191	15.47	4
5 京都府	2,212,039	145,211	15.23	5
6 和歌山県	808,624	53,497	15.12	6
7 愛知県	12,810,137	848,565	15.10	7
8 千葉県	3,111,532	208,486	14.92	8
9 群馬県	3,063,370	210,730	14.54	9
10 栃木県	2,943,811	203,444	14.47	10
11 三重県	2,990,049	207,694	14.40	11
12 静岡県	5,889,989	413,000	14.26	12
13 大分県	940,443	66,019	14.25	13
14 神奈川県	5,067,528	356,780	14.20	14
15 兵庫県	5,078,604	363,044	13.99	15
16 山梨県	1,006,234	73,946	13.61	16
17 愛媛県	1,033,848	78,189	13.22	17
18 広島県	2,711,693	218,639	12.40	18
19 佐賀県	756,343	61,907	12.22	19
20 埼玉県	4,756,086	389,487	12.21	20
21 長崎県	666,074	54,630	12.19	21
22 大阪府	5,375,996	444,362	12.10	22
23 香川県	837,986	70,080	11.96	23
24 岡山県	1,804,586	151,056	11.95	24
25 宮城県	1,357,816	116,847	11.62	25
26 福岡県	2,564,665	222,453	11.53	26
27 東京都	2,816,070	245,851	11.45	27
28 奈良県	688,871	61,560	11.19	28
29 富山県	1,411,042	126,638	11.14	29
30 福井県	805,354	72,879	11.05	30
31 山形県	1,078,539	98,407	10.96	31
32 福島県	1,714,968	158,688	10.81	32
33 長野県	2,175,684	202,222	10.76	33
34 熊本県	1,012,033	94,131	10.75	34
35 島根県	437,188	41,867	10.44	35
36 宮崎県	575,698	55,285	10.41	36
37 北海道	1,729,928	168,703	10.25	37
38 石川県	1,048,232	103,466	10.13	38
39 新潟県	1,877,882	186,900	10.05	39
40 岐阜県	2,025,282	203,537	9.95	40
41 青森県	563,173	56,877	9.90	41
42 鹿児島県	641,778	69,563	9.23	42
43 岩手県	773,489	87,639	8.83	43
44 高知県	206,249	25,416	8.11	44
45 秋田県	494,187	61,753	8.00	45
46 鳥取県	247,625	33,444	7.40	46
47 沖縄県	175,846	25,359	6.93	47

注：従業者4～29人の事業所については粗付加価値額である。

(出典：2020年工業統計(確報)より)

(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

I-3 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

- (1) 雇用における地域間格差の是正などに向けて、47都道府県を四つに分けている最低賃金にかかる目安制度の見直しを行うとともに、地域別最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを強化すること。
- (2) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる控除額の上限や社会保険の適用範囲などの見直しも併せて行うこと。

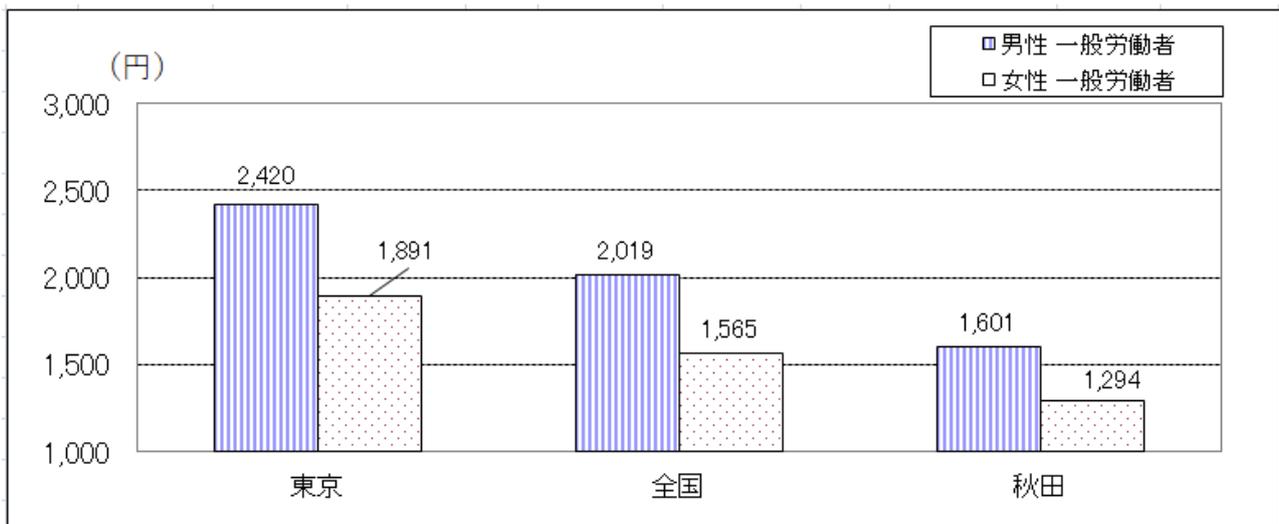
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因であるほか、女性や若者などの人材流出にもつながっています。
- (2) 地域別最低賃金にかかるランク間の格差は、近年、僅かながら縮小したものの、都市部と地方の最低賃金の格差の解消には程遠いものがあることから、こうした地域間格差の是正に向けては、最低賃金にかかる目安制度の見直しを行う必要があります。
- (3) 制度の見直しに当たっては、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化に向けた国のフォローアップ施策である「業務改善助成金」などの支援制度の強化も併せて行う必要があります。

(4) パートの主婦やアルバイト学生など、最低賃金近傍で雇用され、所得税にかかる控除額の限度内や社会保険の適用範囲外で働く短時間労働者においては、これらの制度の見直しを併せて行わないと、世帯収入の増加につながらない可能性があります。

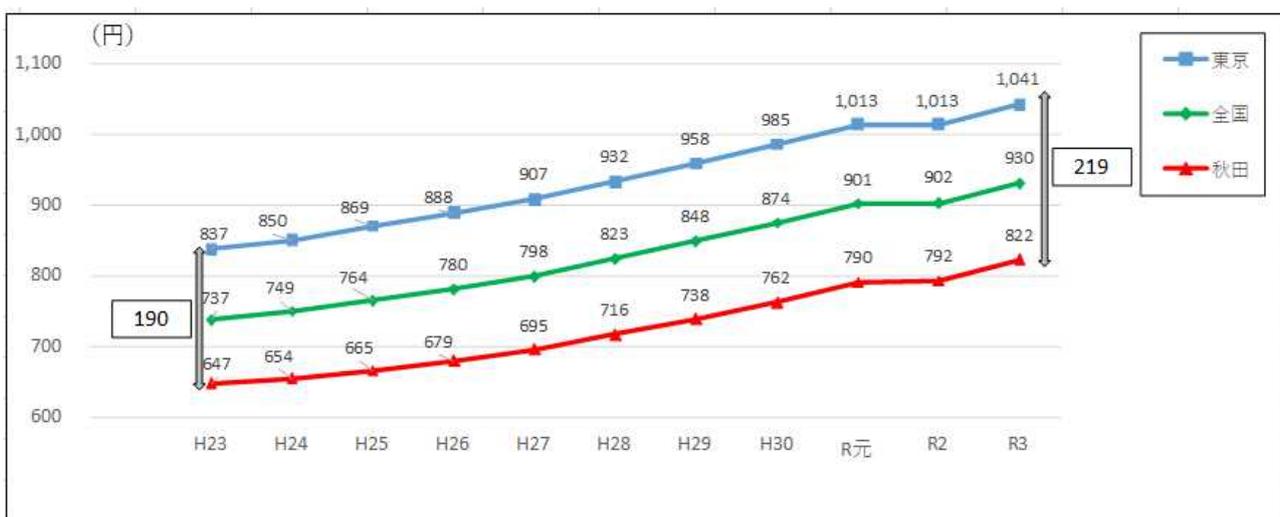
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・中央及び地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定する。
- ・中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を四つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成20年の最賃法改正後は、生活保護基準額との整合性に配慮することになっている。

4 最低賃金改定に伴う問題点

- ・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、短時間労働者は時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著に見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

I-4 中小企業の事業承継支援施策の継続等について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継が円滑に行われるよう、「中小企業再生支援・事業承継総合支援事業」による「事業承継・引継ぎ支援センターの設置事業」や、「事業承継・引継ぎ支援事業」による事業承継・引継ぎ補助金など、事業承継関連施策を今後も継続すること。

また、事業承継を円滑に促進するため、承継を機に行う生産性向上のための設備投資を対象として、長期・低利の資金調達制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 当県ではこれまで、商工団体、金融機関などの支援機関をメンバーとした事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や事業承継相談推進員の企業訪問等による啓発・掘り起こしと共に、専門的な案件を扱う事業承継・引継ぎ支援センターとの連携により、事業承継が円滑に行われるよう支援してきました。
- (3) 今年度も、両機関による支援を事業承継推進の両輪とすることにより、地域企業の事業承継の一層の推進を図ることにしていますが、経営者の高齢化が深刻な県内中小企業の事業承継の円滑化に中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。
- (4) また、事業承継を検討する企業にあっては、事業の継続（発展）に向けて老朽化した設備の更新など生産性を高めるための取組が課題となっています。設備投資による生産性向上を図り、事業承継を円滑に促進するため、長期・低利の資金調達制度を創設することが必要です。

【参考資料】

当県の事業承継の状況

(1) 後継者不在率（出典：帝国データバンク R3.10）

秋田県 69.9% 全国ワースト7位 [R2.1 ワースト9位]
 全 国 61.5%

(2) 社長の平均年齢（出典：帝国データバンク R3.12）

秋田県 62.3歳 全国高齢1位 [R2.1 1位]
 全 国 60.3歳

(3) 現行の主な資金調達制度（設備投資）

区 分	高度化事業による資金貸付	信用保証制度 【本県の一般資金の場合】
対象事業	原則として、中小企業者が組合等の団体を設立し、共同して工場団地・卸団地などを建設する事業 (団地外の組合員企業は対象外)	県内で1年以上事業を営んでいる者の設備投資事業
貸付期間	20年以内	固定10年、変動15年以内
貸付利率	0.35% (要件充足で無利子)	固定2.15% 変動1.90% 保証料1.55%以下
貸付割合	原則として貸付対象施設取得額の80%	100%
貸付上限	なし	1億円 (信用保証制度全体では2.8億円)

(担当課室名 産業労働部産業政策課)

Ⅱ カーボンニュートラルへの挑戦

Ⅱ-1 カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進 について

農林水産省大臣官房、林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 森林資源の循環利用による林業成長産業化の推進と、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「森林整備事業」及び「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」の予算を拡充すること。
- (2) 特に、再造林の拡大に当たっては、森林所有者の経済的負担がネックとなっていることから、その軽減に向け、低コスト再造林を支援すること。

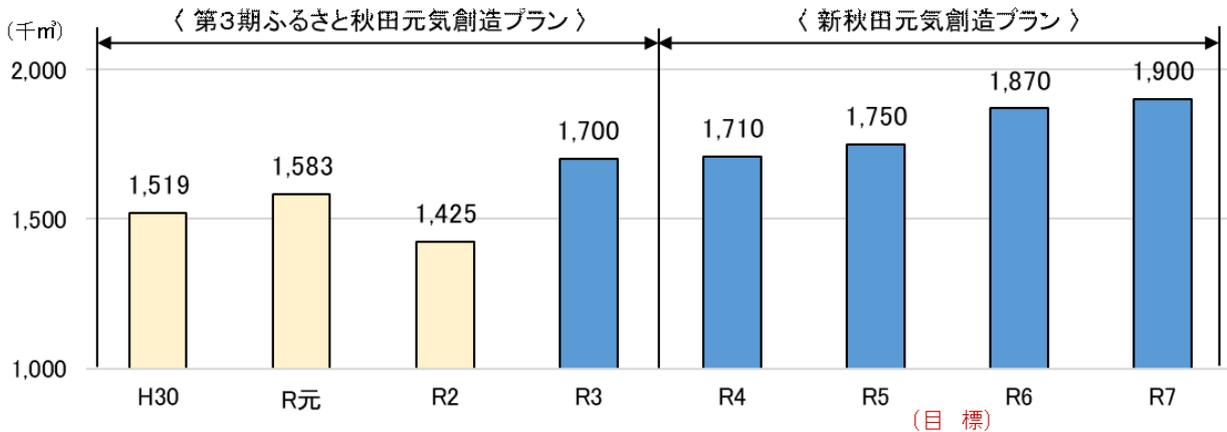
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、今年度からスタートした「新秋田元気創造プラン」において、「カーボンニュートラルへの挑戦」を県政の重要テーマに掲げ、森林資源の循環利用を促進し、森林によるCO₂吸収量の増大と、木材による炭素の長期・大量貯蔵を図ることにしています。
- (2) このような中、全国一のスギ人工林資源が伐期を迎えており、資源の循環利用による林業の成長産業化を進めながら、資源の平準化を図っていくことが重要な課題となっています。
- (3) このため、今年度から、森林所有者の経済的な負担感と、先々の管理への不安感を軽減するため、森林所有者に代わって低コスト再造林を行う林業経営体へ、造林地を集積する仕組みを導入するほか、低コスト・省力造林技術の開発・普及や、優良な苗木の品種開発と生産拡大など、総合的な対策を講じることにしています。

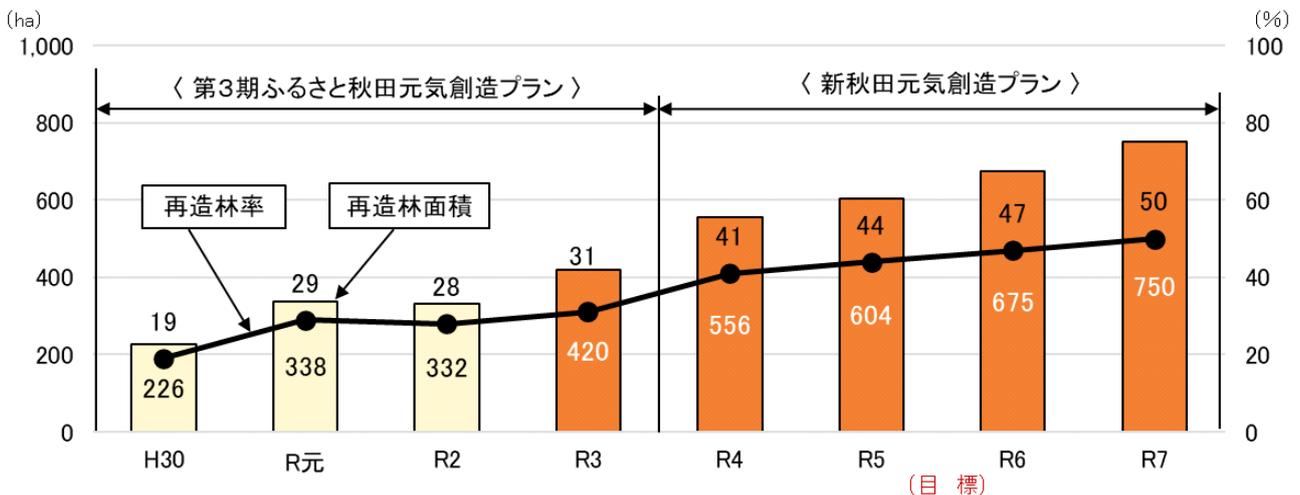
こうした取組を、関係団体と一体となって進めることで、再造林率を現状の約3割から、令和7年度には、約5割まで引き上げることを目標にしています。
- (4) また、原木需要の増大に対応するため、林業専用道等の開設や高性能林業機械の導入などを促進し、低コストで安定的な原木供給のための生産・流通体制を構築する必要があります。

【参考資料】

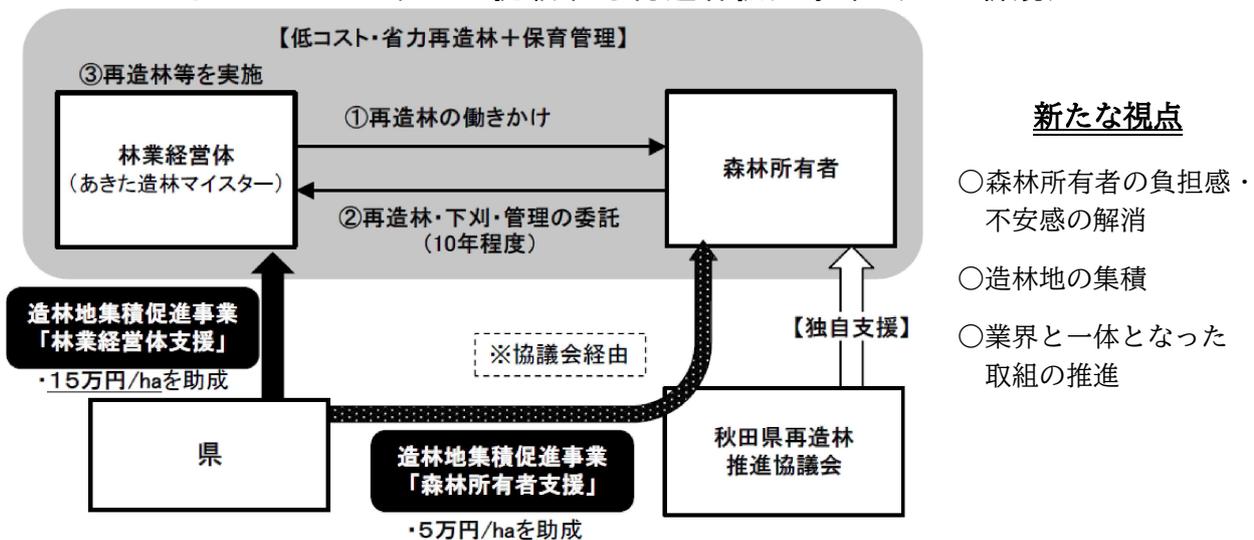
1 当県の素材生産量の実績と目標



2 当県の再造林の実績と目標



3 カーボンニュートラルに挑戦する再造林拡大事業 (R4新規)



(担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

Ⅱ-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について

内閣府総合海洋政策推進事務局
経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第15条の規定に基づく事業者の選定に当たっては、事業の実現性の評価等について見直しを行うとともに、地域との共生や地域産業の振興に資する取組など地域への貢献について重視し、その評価においては知事の意見を尊重すること。
- (2) 再生可能エネルギーによる電力の地産地消に向けて、コーポレートPPAの導入など、再生可能エネルギーの調達環境の整備や取引の拡大に向けた制度の構築を早急に行うこと。また、こうした制度等の実証や実装に向けた取組に当たっては、再生可能エネルギーが豊富に賦存する地域で実施すること。
- (3) 洋上風力発電の導入に関するサプライチェーン構築に向けては、洋上風力発電の集積が進む地域もしくは基地港湾を中心として、関連産業の立地を促進すること。
- (4) 洋上風力発電の導入に関して、環境等への影響や地域経済への効果に関する懸念が一部の住民にあることから、再エネ海域利用法第4条第3項に基づき、洋上風力発電に関する住民の理解が深まるよう、教育活動、広報活動その他の活動の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 再エネ海域利用法により、令和2年7月に促進区域に指定された当県の2海域について行われた選定事業者の公募において、令和3年12月に

選定事業者が公表されました。

この選定事業者の公募においては、事業実現性の項目の評価等について見直しを求める声があります。

また、洋上風力発電の実現のためには地域との共生に関する事項をしっかりと評価する必要があり、そのためには知事の意見を十分に尊重することが重要です。

- (2) 産業界においてCO₂フリー電力の活用への動きが世界的に加速しており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーの調達環境の整備や取引の拡大に向けた制度の構築等の対応が急務となっています。

当県には多くの再生可能エネルギーがあることから、こうした制度の実証・実装の取組に適しています。

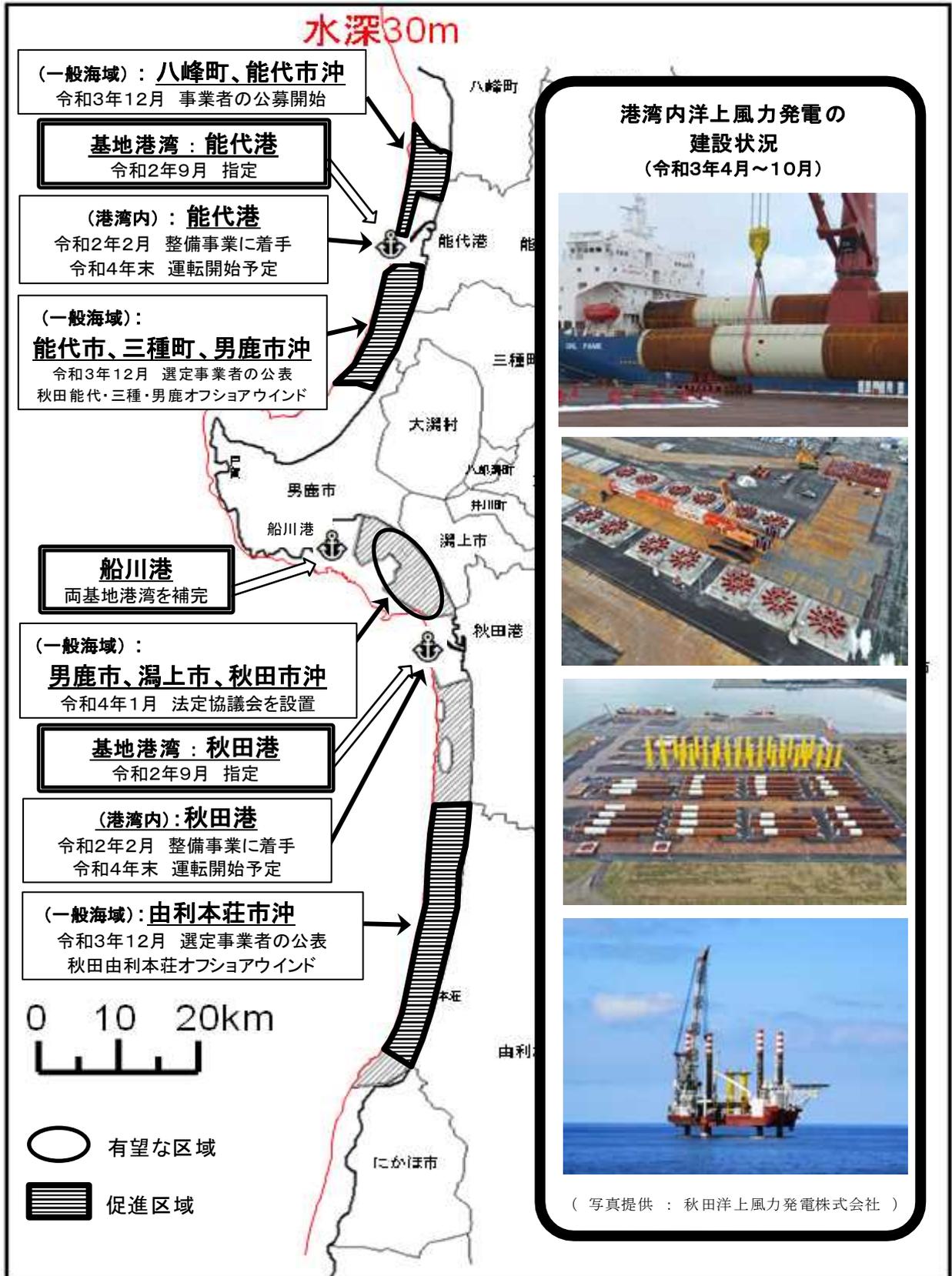
- (3) 当県は風況に恵まれ、風力発電の大きなポテンシャルを有しており、大規模な洋上風力発電の導入に向けて、港湾内での発電所建設工事が進められているほか、一般海域においても再エネ海域利用法に則り、候補海域の指定や事業者の選定手続きが進められています。

令和2年12月に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会が示した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」においては、「洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図る」こととされています。こうした中、現在当県では、大規模な洋上風力発電の導入が進められているとともに、港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として秋田港、能代港の2港を擁しており、ビジョンで示されている「競争力あるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の立地について国内でも有数の適地であると言えます。

- (4) 洋上風力発電の導入に関して、漁業をはじめ、景観・騒音等による生活環境等への影響、地域経済へのメリットの有無に関する懸念が一部の住民にあることから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があります。

【参考資料】

秋田県における洋上風力発電の状況（令和4年3月現在）



(担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課、建設部港湾空港課)

Ⅱ-3 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁
環境省地球環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国内有数の風力発電適地である当県において、地域偏在や出力変動の緩和を図るため、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の調査研究や実証事業を行い、その技術開発の推進を図ること。
また、水素については、コスト面、インフラ面及び制度面で多くの課題が存在していることから、こうした技術面の取組に加え、技術開発による低コスト化を推進するとともに、戦略的にインフラ整備や制度の構築に取り組むこと。
- (2) 浮体式も含めた洋上風力発電の更なる導入拡大に向けては、現状の送電網だけでは送電容量が不十分であり、欧州などで導入が進む海底直流送電網の構築も視野に、今後を見据えた送電網の構築に取り組むこと。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、速やかな重要電源開発地点の指定により、電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付対象とすること。
また、海底直流送電網の構築による電力の大消費地への送電を視野に、洋上風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の交付対象に加えること。
- (4) カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に加えカーボンリサイクルを進める必要があり、CO₂の貯留可能な地層の卓越した当県において、CO₂の直接利用となる原油増進回収法（EOR）の促進や回収・有効利用・貯留（CCUS）の実証試験を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題になっています。このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、風力発電によるCO₂フリー水素の製造に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。また、再生可能エネルギーで製造した水素を、輸送することなく域内で使用することについて、その検討を行うモデル地域としても適しています。

- (2) 令和3年12月に示された「洋上風力産業ビジョン（第1次）」において洋上風力発電の導入目標とした「2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件の形成」の達成に向けては、今後導入が進められる案件の電力の送電が課題となっており、国では技術的課題やコストを含めた海底直流送電網の構築に向けた取組が始まっています。

当県でも、現在取組を進めている海域の更なる沖合いでの着床式の展開や、導入可能性を調査していくことにしている浮体式洋上風力発電に関して送電網の整備が必要となっています。

- (3) 電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）は、重要電源開発地点が交付対象となっており、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（平成17年2月18日官報告示、同日施行）により、電気事業者等の申請に基づき、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化などを図ることとされています。

当県では、かたつむり山発電所（仮称）（14,990kW予定）の事業計画の具体化により、早期の重要電源開発地点の指定が待たれています。

洋上風力発電については、今後の導入拡大と大消費地への送電が見込まれ主力電源化されていくことから、電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象とすべきと考えます。

- (4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂回収・有効利用・貯留（CCUS）技術が必要とされており、当県では、沖合にCO₂

貯留に適した地層が卓越しているほか、風力発電によるCO₂フリー水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証事業の場としても条件が整っています。

(担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課、生活環境部温暖化対策課)

Ⅱ-4 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸及び海洋における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であることから、地方公共団体が着実に海岸漂着物等の回収処理や発生抑制に係る取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置等を講じることとされています。

地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物等の回収処理を続けてきましたが、依然としてプラスチックなどの海岸漂着物等が発生し、海岸及び海洋の良好な環境が損なわれる事例が生じています。

- (2) 当県では、秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、地域環境保全対策費補助金を活用し、重点区域における海岸漂着物の回収処理をはじめ、漂流ごみへの対応や調査及び普及啓発を含めた発生抑制の取組を拡充してきたところです。

事業の拡充に伴い地方負担も急増していることから、今後も海岸漂着物の回収処理等を着実に実施するためには、補助率の見直しを行い、地方負担が生じない恒久的な財政支援制度に改めることが必要です。

【参考資料】



海岸漂着物の状況



行政による海岸漂着物の回収

海岸漂着物の
回収・処理



砂浜に漂着した木造船



行政による木造船の解体・回収



海岸漂着物発生抑制のための
ボランティアによる清掃の様子



秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

事業費の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県予算（千円）	20,473	43,786	51,608	51,843	65,743	75,834	90,789	97,426
国費	17,505	34,270	40,820	41,292	53,678	60,641	72,595	77,094
県費	2,968	9,516	10,788	10,551	12,065	15,193	18,194	20,332
国補助率	8/10	7/10～8/10	※1	※1	※1	※1	※1	※1
国予算（億円） ※2	28.5	30.0	31.0	31.1	35.0	37.0	37.0	80.6

※1 海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあつては8.5/10～9/10
漂流ごみ等の処理については、10,000千円を上限とした定額補助

※2 地域環境保全対策事業費補助金

（担当課室名 生活環境部環境整備課）

Ⅲ 新たな時代に対応したデジタル化の推進

Ⅲ-1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）

デジタル庁
総務省総合通信基盤局
経済産業省商務情報政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 国においては、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進し、DXの推進を更に加速することになっているが、DXの基盤となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域により格差が生じることのないよう国の責任において整備を促進すること。
- (2) 地方行政のデジタル化を推進するため、マイナンバーカードの更なる利便性向上を図るとともに、その普及促進や内部管理事務等の情報システムの整備・維持などにかかる財政的支援について十分な予算を確保し、地方公共団体の取組を継続的に支援すること。
- (3) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた制度を構築すること。
- (4) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (5) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、デジタルデバイドの解消に向けた取組やセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県政運営の指針である「新秋田元気創造プラン」において、選択・集中プロジェクトの一つに「デジタル化の推進」を位置づけるとともに、デジタルデバイドの解消や人に優しいデジタル化を目指した「秋田県DX推進計画」を策定し、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、行政、産業、くらしなどのあらゆる分野において産学官が連携した取組を推進することとしています。
国においては、デジタル実装を通じた地方活性化を推進する「デジタル田園都市国家構想」の中で、5Gサービスを全国展開することになっていますが、大都市圏に比べて地方は収益性が低く、整備が遅れることが懸念さ

れます。地方においてもデジタル化の利便性を享受するためには、5Gをはじめとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において整備を促進する必要があります。

- (2) 国においては、デジタル臨時行政調査会を設置し、デジタル原則のもと、規制・制度の構造改革により、デジタル化を更に推進することにはしていますが、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡らせるためには、地方公共団体と連携しながら普及促進を図りつつ、健康保険証や新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、自動車運転免許証などへの利活用を拡充していく必要があります。

また、地方公共団体においては、基幹20業務のみならず内部管理事務等の新たな情報システムの構築や既存システムの改修・運用に多額の経費を要することから、これらの取組に対する継続的な財政支援が必要です。

- (3) デジタル技術や計量分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まってきています。

こうした人材は、首都圏等の大都市圏に集中し、地方では不足している状況にあることから、当県では、昨年度から、秋田県DX推進アドバイザーとして独自に外部人材を活用し、専門的な助言を得ながら、デジタル化やDX推進に向けた取組を進めています。

国においては、全国のデジタル人材の公募情報を一括で公表したり、デジタル人材をチームで地方公共団体に派遣するなど、積極的に支援する仕組みが必要です。

- (4) 中小企業等においては、デジタル技術の利活用に関するノウハウや環境が整っていない事業者が多く、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」が中心となり、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、IoTやAI、ロボット等の先進技術の活用を更に進め、スマート農業などの新たなビジネスモデルの創出や、オンライン診療等の県民生活の利便性の向上を図るためには、技術的・財政的支援が必要です。

- (5) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県においては、デジタル機器に不慣れな方も多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作研修会の開催や、地域で気軽に相談できるサポーターを育成するとともに、人と機械を仲介するヒューマンインタフェースの技術開発等を進めていくことにしています。

また、デジタル化の進展に伴い、ランサムウェア等によるサイバー攻撃を受ける事案が発生していることから、デジタルデバイドの取組に加え、セキュリティ機能の向上に対する技術的・財政的支援が必要です。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)

Ⅲ-2 スマート農業の推進について

農林水産省大臣官房、農産局、経営局、
農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 国の「スマート農業実証プロジェクト」等において、労働時間の削減や軽労効果、収量・品質の向上、費用対効果、導入基準など、明らかになった成果については、生産現場への分かりやすい情報提供と技術移転に努めるとともに、産地の意向に沿った実証の取組を支援すること。
- (2) 大規模農業法人等に対し、スマート農業を広く普及していくため、引き続き農機等の低価格化に向けた研究開発を推進するとともに、生産から販売まで一貫体系でのスマート技術の導入に対する負担軽減措置や、経営管理に対する支援の充実・強化を図ること。
- (3) ほ場の大区画化や用排水路等の整備、園芸産地づくりなど、地域のニーズに沿ったスマート農機の導入が一体的に実現できるよう、予算の継続的な確保と制度の充実に努めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国実証プロジェクトの動画や「秋田県スマート農業導入指針」による情報提供、公設試験研究機関へのスマート農業専門部門の設置、スマート農業機器の導入を前提とした大区画ほ場での実証など、普及拡大に向けた対策を推進しています。
- (2) また、実証プロジェクトを通じて、栽培技術はもとより経営全体における効果を検証していますが、今後、担い手の取組を拡大していくためには、スマート農機の低価格化に加え、栽培や経営の要素技術をパッケージで導入することができる事業の充実・強化を図ることが重要です。
- (3) 今後、中山間地域での基盤整備の増加が見込まれることから、作業の効率化や、高収益作物の安定生産に対応したスマート農機の導入が必要です。

【参考資料】

1 当県におけるスマート農業の実証成果

表 自動操舵装置装着のトラクターの作業効率（100馬力、1ha標準ほ場；長辺200mで作業）

単位：時間/ha

	水 稲			
	ロータリー （春耕起）	代かきハロー （荒代かき）	代かきハロー （植代かき）	スタブルカルチ （秋粗耕起）
慣 行	1.57	0.69	0.85	0.70
自動操舵装置	1.49	0.62	0.77	0.59
対慣行削減率(%)	▲ 5.1	▲ 10.1	▲ 9.4	▲ 15.7

2 大区画ほ場におけるスマート農業の実証（国庫補助：農地耕作条件改善事業を活用）

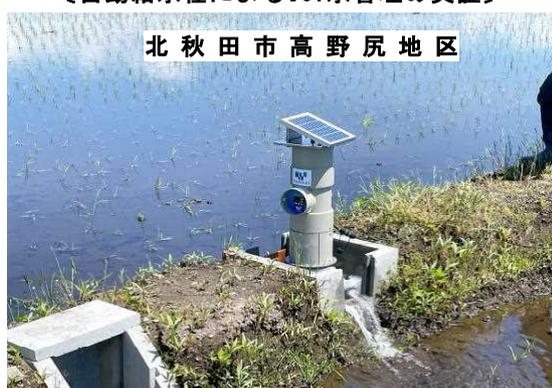
〔GNSS基地局の設置と自動操舵の実証〕

〔自動操舵とアーム式モアによる草刈り作業の実証〕



〔ターン農道の有効性に関する実証〕

〔自動給水栓によるICT水管理の実証〕



（担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、農地整備課）

Ⅲ-3 地方税におけるマイナンバー制度の活用について（新規）

デジタル庁
総務省大臣官房、自治行政局、自治税務局
国土交通省総合政策局、自動車局

【提案・要望の内容】

納税者の利便性向上と行政の効率化のためには、行政分野のデジタル化の加速が必要であることから、マイナンバー制度を活用して行う地方税の事務を拡大させること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、毎年、自動車税の納税通知書の返戻処理を2,500件程度行っており、その都度職員が住民基本台帳ネットワークシステムで新しい住所等を調査した上で納税通知書の再発送を行っています。

当該処理は、他の地方公共団体でも同様に行われていると推察されることから、市町村の窓口等で住所の変更を行った際に、自動車登録ファイル等に当該変更情報が連携されるよう環境整備が必要です。

- (2) 地方税関係の納税通知や督促等について現時点では文書の発送を前提に行われています。

今後は、マイナンバー制度を活用して例えば納税通知書はマイナポータルに通知されるような仕組みを構築するなど、地方税の処分通知等について電子的送付ができるようデジタル化を加速化させる必要があります。

(担当課室名 総務部税務課)

Ⅲ-4 都道府県基幹税務システムの標準化の推進について

デジタル庁

総務省大臣官房、自治財政局、自治行政局、
自治税務局

【提案・要望の内容】

- (1) 都道府県における基幹税務システムの標準化について、今後の明確な方向性を示した上で、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令」の対象とすること。
- (2) 税制改正等に伴う基幹税務システムの改修費等が地方公共団体の大きな負担となっていることから、システムの導入・更新・維持管理に対する積極的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化による人口減少社会において、地方公共団体が個別で基幹システムを開発・維持することは困難になっていくことが想定されることから、業務プロセスや基幹システムの標準化による効率化が必要です。
こうした中で、令和3年8月に市町村税の税務システム標準仕様書【第1.0版】が作成されましたが、都道府県税については、検討がなされていません。
また、本年1月4日に公布された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）」においても都道府県が行う地方税法に関する事務が対象となっていません。
- (2) 近年の大規模な税制改正や納税環境の整備に伴うシステムの改修等にかかる経費については、地方公共団体の大きな財政負担となっています。
こうしたことから、当県では、大規模改修に伴う経費や運用コストの削減等を図るために、次期基幹税務システムとして県税クラウドサービスを導入することとし、令和4年度当初予算に計上したところです。

しかしながら、更なる徴税経費削減のため、都道府県が行う税務事務についても標準化が必要です。

また、地方公共団体にとって大きな財政負担となっている基幹税務システムの大規模改修等に対して国による財政支援が必要です。

(担当課室名 総務部税務課)

IV 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

IV-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治行政局、自治財政局、総合通信基盤局
文部科学省高等教育局
経済産業省経済産業政策局
国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まってきている。

このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国がリーダーシップを執って、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しすることに加え、産業の再配置や高速通信基盤の整備など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

《地方創生推進交付金の活用》

- (1) 若者の県内定着や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。
また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等の見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方への人の流れの拡大》

- (2) リモートワークやワーケーションなど、新しい働き方の急速な普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図るとともに、国においても、経済団体や企業に対し、テレワークに関する情報提供や働きかけを一層強化すること。

《移住支援金の対象要件の緩和等》

- (3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）にかかる「移住支援金」につい

て、居住・通勤要件及び就業先企業要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏等における制度周知の充実を図ること。

《アフターコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

- (4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を発揮しながら、アフターコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

《地方への産業再配置》

- (5) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講じること。
- ① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じること。
なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地域の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。
 - ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講じるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《高速通信基盤の整備》

- (6) 地方創生の更なる推進に向け、5Gをはじめとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、都市と地方で等しく整備が進むよう、必要な支援等を行うこと。

《地域の活力を維持するための地方行政のデジタル化、自治体間連携の取組の支援》

- (7) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な財政支援等を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方創生推進交付金は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

また、同交付金については、販促活動及び各種PR等の交付対象事業にかかる地方公共団体職員旅費や、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、首都圏等において、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方が急速に普及しており、今

後、これに伴い、地方への人の流れが加速し、移住・定住の促進につながることが期待されます。

当県では、この状況を好機と捉え、人材誘致という新たな視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する誘致活動を展開しており、こうした取組を集中的に展開するため、リモートワークを実施する企業が行う情報通信環境整備や、従業員の移住関連経費等をデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、リモートワークやワーケーションによる地方への人の流れを一層加速するためには、地方の取組に加え、国においても経済団体や首都圏企業等に対する支援制度のPRなど、きめ細かい情報提供や働きかけを強化していく必要があります。

- (3) 「移住支援金」については、対象となる法人・移住者にかかる要件が厳しいため、令和3年度末時点の支給実績が25世帯にとどまっている状況です。

これまで、法人要件や支給対象者の居住・通勤要件、勤務・就業要件などの一部改正が行われ、令和3年度からは、それまでの業務を引き続きテレワークで行う移住や、市町村が関係人口として認める移住などに対象が拡大されましたが、就業先からみなし大企業が対象外とされていること等により、地域経済牽引の中核となる誘致企業が事実上排除されているなど、なお不十分な内容であり、要件の更なる見直しが必要です。

また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏のハローワークや移住相談窓口等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。

- (4) 近年、当県内の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、起業家精神にあふれるグローバル人材、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施・計画されています。

地方大学が、アフターコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公私立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

- (5) 首都圏への一極集中という長年にわたり形成されてきた強固な社会構造を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決すべき課題です。

当県では、輸送機産業など成長分野への新たな事業展開や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいます。首都圏への一極集中の是正を図るためには、国において地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

ます。

- (6) 5Gや光ファイバ網をはじめとした高速通信基盤については、「デジタル田園都市国家構想」により更なる整備の加速化が期待されますが、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念されます。

今後、社会生活全般へ様々なデジタル技術を取り入れ、地域の活性化を加速し、真の地方創生に向けた取組を推進するためには、高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において都市と地方の格差が生じないように、整備を促進する必要があります。

- (7) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県において、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

地方公共団体においては、基幹20業務のみならず内部管理事務等の新たな情報システムの構築や既存システムの改修・運用に多額の費用を要することから、これらの取組に対する継続的な財政支援が必要です。

また、当県では、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」等において、生活排水処理の広域化・共同化など共通する課題について検討を行い、その具体化を図っていますが、こうした取組を一層推進していくためには、国の支援が必要です。

【参考資料】

製造業の誘致件数と従業員数



(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、
移住・定住促進課
企画振興部市町村課、デジタル政策推進課
産業労働部産業集積課)

IV-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣府地方創生推進事務局
総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方財政に関しては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。
また、令和2年度から措置された「地域社会再生事業費」を恒久化するとともに、「地域デジタル社会推進費」を令和5年度以降も引き続き措置し、条件不利地域に重点を置いた現在の算定方法を維持すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響は大きく、対策経費の増嵩などにより、地方財政にも甚大な影響を及ぼすことから、地方公共団体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。
新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、地域経済の振興策や感染対策を継続的に実施することが必要であるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を増額するなど、地方公共団体が必要とする財源について、引き続き措置すること。
併せて、繰越を含む期間の延長や手続の簡素化を図るなど、柔軟に活用できる制度とすること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策をはじめ、

地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に推進していくためには、地方交付税をはじめ、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。

(2) 広大な県土を有する一方、経済・地方財政が脆弱で、人口の急減が課題となっている当県においては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響しています。このような地方の声を受けて、令和2年度は、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための歳出項目である「地域社会再生事業費」、昨年度は、地域デジタル社会の形成に取り組むための「地域デジタル社会推進費」が新たに計上されたところですが、コロナ禍の中でこれまで積み重ねてきた地域振興・地方創生の取組が停滞しており、「地域デジタル社会推進費」については、令和4年度までの措置となっています。

(3) 特に、新型コロナウイルス感染症は、大規模災害とも言うべき甚大な影響を地方に及ぼしており、感染の拡大・長期化により安定的な財政運営に支障を来すことから、十分な財源保障が必要です。

国においては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても令和3年度補正予算で措置されましたが、全国的な感染拡大の影響を受けて、医療提供体制の整備、感染予防対策の充実はもとより、深刻化する地域経済の落ち込みへの対応が急務であり、本県においては、令和4年度当初予算までに、既に配分枠が示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について全額を充当し、更に病床確保対策や経済対策を実施するため、多額の一般財源で対応しています。

本県をはじめ、財政基盤の脆弱な地方公共団体においては、今後の新たな変異株への対応なども見据え、国による財政支援の更なる充実が必要です。

(担当課室名 総務部財政課
企画振興部総合政策課)

V 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

V-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）

国土交通省大臣官房、港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定された能代港、秋田港の機能強化を促進するとともに、両基地港湾を補完する船川港の活用に向けて、港湾計画変更にかかる技術的助言を行うこと。
また、新たな基地港湾の指定に当たっては、指定済みの基地港湾が複数の発電事業に継続的かつ最大限に利用されるよう配慮すること。
- (2) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 船川港船揚場改良や、秋田港、能代港における施設改良（岸壁、防波堤）について、整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 外航クルーズ船の運航再開にかかる方針を示し、安全・安心な寄港に向けた環境づくりを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 一般海域の洋上風力発電設備の建設開始に向け、基地港湾である能代港の岸壁整備をはじめとした、港湾の機能強化を進める必要があります。
また、基地港湾のあり方に関する検討会で、機能強化策として示された「補完港」の役割を担うことが可能な船川港について、洋上風力発電設備の建設基地として活用するため、港湾計画を変更する必要があります。
さらに、基地港湾や周辺用地の整備にかかる費用対効果を最大化するため、新たな基地港湾については、指定済みの基地港湾も含めた各基地港湾が複数の発電事業により継続的かつ最大限に利用されることを考慮した上で指定する必要があります。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 船川港では、洋上風力発電関連の船舶にも対応した船揚場を早期に整備する必要があるほか、秋田港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や港内静穏度向上のための外郭施設の整備を行う必要があります。
- (4) 外航クルーズ船の寄港回復のため、運航再開にかかる方針を示すとともに、関係業界団体によるガイドラインの策定を支援し、安全・安心な寄港に向けた環境を整備することが必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

秋田港

秋田自動車道 秋田北IC

秋田港アクセス道路

クルーズ受入環境の整備

向浜地区ふ頭用地造成

洋上風車取扱ふ頭

港湾内洋上風力発電予定地 (R4年度 運転開始予定)

第二南防波堤の延伸

凡 例	
—	直轄事業
—	補助事業
 	風力発電予定地

秋田県へのクルーズ船寄港実績

(令和4年4月1日現在)

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響により寄港実績はなし

年度	内航クルーズ	外航クルーズ	合計
H26	8	1	9
H27	10	6	16
H28	11	4	15
H29	13	12	25
H30	13	8	21
R元	11	15	26
R2	10	19	29
R3	13	0	13

能代港

大森地区国際物流ターミナルの整備

能代火力発電所

洋上風車取扱ふ頭

大森地区ふ頭用地造成

外港地区防波堤改良

港湾内洋上風力発電予定地

大森地区泊地(-13m)浚渫

船川港

船揚場改良

基地港湾を補完する港湾として活用が可能



海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)における一般海域の整理状況【日本海側北部】

(担当課室名 建設部港湾空港課)

V-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について (拡充)

厚生労働省職業安定局
中小企業庁

【提案・要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者を支援するため、事業復活支援金など事業者向け給付金の支給や資金繰り支援策、需要喚起策の実施など、事業者の実情に十分に配慮した幅広く手厚い支援策を令和5年度も講じること。
- (2) 事業復活支援金については、令和3年11月から令和4年3月までの売上減少に対応する申請受付が5月末で終了するが、今後の経済動向・事業者の実情に応じて、機動的に再度の支援金支給を行うこと。
また、支援金支給に当たっては、支援額の増額や売上減少率の要件緩和など、必要に応じて制度を見直すとともに、電子申請サポート会場の各都道府県への複数設置や書類提出の簡素化など、事業者の申請の利便性、迅速な支給の実施に配慮すること。
- (3) 事業者の資金繰り支援については、新規・追加融資の迅速かつ柔軟な実行の徹底や、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、都道府県が実施する独自の資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援又は国による融資制度の創設を行うこと。
- (4) 雇用調整助成金の特例については、令和4年7月以降の取扱いについて雇用情勢を見極めながら助成内容を検討することとされているが、事業者の経営が一定程度回復するまで継続すること。
- (5) 中小企業等事業再構築促進事業については、ウィズコロナ・ポストコロナの社会経済情勢の変化に対応した新たなビジネスモデルへの転換等に、より多くの中小企業・小規模事業者が取り組めるよう、事業計画におけ

る付加価値要件の見直しなど柔軟な制度運用とするとともに、地域経済の状況を踏まえ、来年度以降の継続実施を検討すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの企業で売上が激減するなど業況が悪化しているほか、資材不足や原材料・原油価格の高騰等が相まって、特に中小企業・小規模事業者では経営の危機に直面しています。
中小企業・小規模事業者は、各種融資制度の拡充や雇用調整助成金、持続化給付金、事業復活支援金などにより、これまで急場を凌いできていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、特に固定費の負担が大きく、企業体力が著しく疲弊してきています。
- (2) このため、事業者が利用しやすい、きめ細かな事業者向け給付金の支給や需要喚起策の実施が強く求められています。
- (3) また、感染症の拡大に対応して拡充された融資制度を活用し、これまで経営を維持してきた企業については、返済が本格化する時期を迎えるため、事業者の資金繰りを支援していくことが必要です。
- (4) 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に対応し、雇用調整助成金の特例措置の延長（※）による支援が必要です。

※雇用調整助成金については、令和4年6月まで特例措置が設けられている。

- (5) 今後は、中小企業・小規模事業者においても、業態転換等に取り組んでいくことが重要であることから、中小企業等事業再構築促進事業について、柔軟に制度を運用することや、地域経済の状況を踏まえ来年度以降も実施することなど、多くの企業が取り組めるような支援制度にすることが必要です。

(担当課室名 産業労働部産業政策課)

V-3 中小企業のワンストップ支援事業の継続について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内企業の9割以上を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営改善や事業承継が課題となっています。
「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題やニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的な経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切な課題解決チームの編成」、③課題に応じた「ワンストップサービス」といったきめ細かな対応を行っており、その役割はますます重要となっています。
- (2) 当県でも、平成26年6月に「秋田県よろず支援拠点」を設置し、多様な分野に精通したコーディネーターがワンストップで対応しているほか、県下全域への巡回相談、セミナーの開催や支援機関、金融機関と連携した支援など、きめ細かな相談体制を備えています。
支援拠点を設置して以降、創業時の事業計画作成などの立ち上げ支援、自社の強みを生かした商品開発や販売戦略による売上拡大、コスト管理の徹底による利益率の改善など、経営上の課題に関する的確なアドバイスや成果が出るまで伴走型のフォローアップなどを行ってきた結果、県内中小企業・小規模事業者の経営改善につながっています。
- (3) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体になった「よろず支援拠点」による創業から事業承継までの各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

【参考資料】

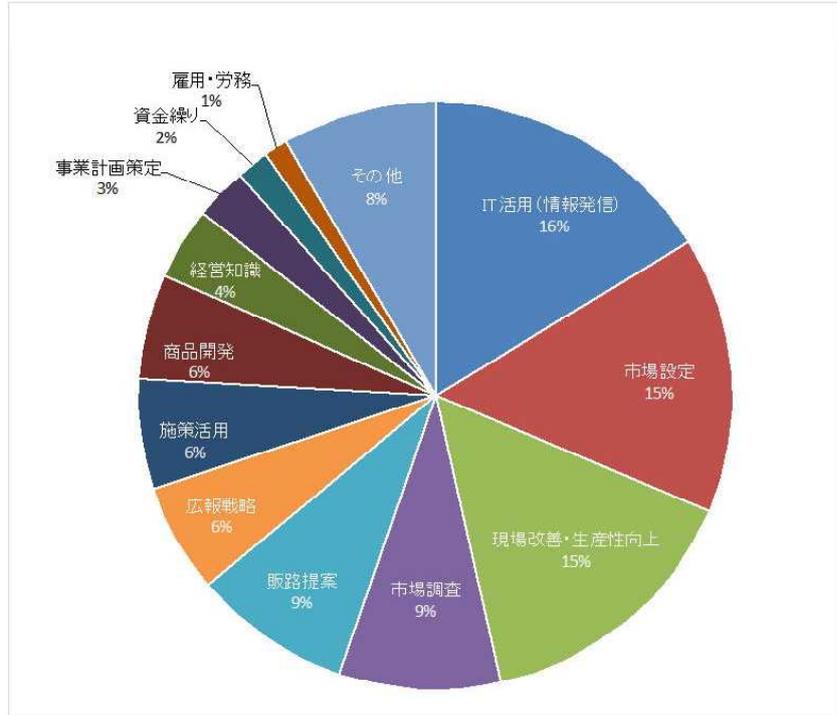
秋田県よろず支援拠点

相談対応件数

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
稼働月数	12	12	12	12	12	12	12
相談対応件数	4,637	3,360	3,312	3,833	3,434	3,673	4,446
月平均	386	280	276	319	286	306	371

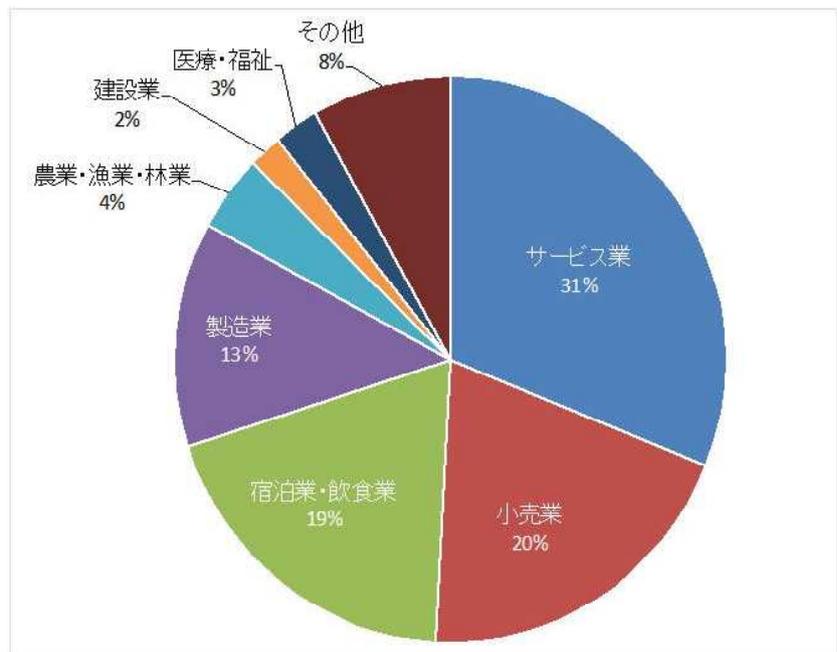
相談内容

(R3.4~R4.3)



相談者の業種

(R3.4~R4.3)



(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

V-4 在留資格「特定技能」における産業分野への縫製業の追加について

出入国在留管理庁
経済産業省製造産業局

【提案・要望の内容】

出入国管理法による在留資格「特定技能」においては、介護や農業、外食業など14業種での就業が認められている。一方、対象外とされている縫製業は、生産性向上などに取り組んでいるものの、深刻な人手不足にあることから、「特定技能」における外国人材の受入分野に縫製業を追加すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県内の9割以上を占め、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の振興を図るため、「中小企業振興条例」等の関連施策により、縫製業を含む県内中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、競争力強化等を支援しています。
- (2) 当県の縫製業は、製造業における事業所の割合では14.7%と2番目に高く、就業者についても製造業の全就業者のうち9.6%を占める地域の重要な産業です。

各事業者においては、労働生産性の向上に日々努めているところですが、労働集約型産業の縫製業では、人材確保はますます厳しさを増しています。

当県において、製造業に従事する外国人労働者のうち51.8%を縫製業が占めており、外国人労働者は当県の縫製業を支える大きな労働力となっています。
- (3) 現行制度上、技能実習制度に加え「特定技能」も対象とされている介護や農業分野は、合わせて最長10年間在留可能となる一方で、縫製業は技能実習制度のみ受入対象職種とされている関係上、在留期間は最長でも5年となっています。

縫製業においても一定の技術を身に付けた外国人労働者の在留期間の延長は貴重な戦力となることから、「特定技能」における特定産業分野に縫製業の追加が必要です。

【参考資料】

1 技能実習と特定技能の制度比較

在留資格	技能実習	特定技能
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民管理法
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内 (合計で最長5年)	通算5年

2 特定技能に指定されている特定産業分野

○特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（14分野） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
○特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（2分野） 建設、造船・船用工業

3 秋田県の製造業における事業所数及び従業者数

主な産業分類	令和2年			
	事業所数	割合	従業者数	割合
製造業 計	1,648	100.0%	61,753	100.0%
うち食料品製造業	302	18.3%	7,957	12.9%
うち繊維工業	243	14.7%	5,947	9.6%
うち電子部品・デバイス・電子回路製造業	94	5.7%	12,739	20.6%

(出典：経済産業省「2020年工業統計調査(確報)」より)

4 産業別・外国人雇用事業所及び外国人労働者数(秋田労働局) 令和3年10月末現在

主な産業分類	外国人雇用事業所数	割合	外国人労働者数(人)	割合
製造業 計	190	100.0%	968	100.0%
うち食料品製造業	20	10.5%	140	14.5%
うち繊維工業	95	50.0%	501	51.8%
うち電気機械器具製造業	9	4.7%	41	4.2%

(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

VI 攻めの農林水産業の振興

VI-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、農産局、
畜産局、農村振興局、林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。
- (2) 「農業農村整備事業」に加え、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、「畜産クラスター事業」など、農業の持続的発展に向けた予算を十分かつ継続的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」のもと、食料の安定供給や農業の持続的な発展に向けた施策を円滑に推進するため、必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。
また、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPの発効を踏まえ、「総合的なTPP等関連政策大綱」と「農業生産基盤強化プログラム」に基づく対策を着実に実行するとともに、牛肉のセーフガード発動基準数量については、米国を含めTPP協定の総枠内で設定することが必要です。
- (2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を全県域に各50か所以上整備するなど、農畜産物の出荷量拡大を図ってきた結果、令和2年には、米以外の農業産出額が過去20年で最高となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「農業農村整備事業」のほか、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、増頭奨励金を含む「畜産クラスター事業」等を活用し、地域の実情に応じた支援を行うことが不可欠であることから、予算を安定的に確保する必要があります。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業等の実績と計画

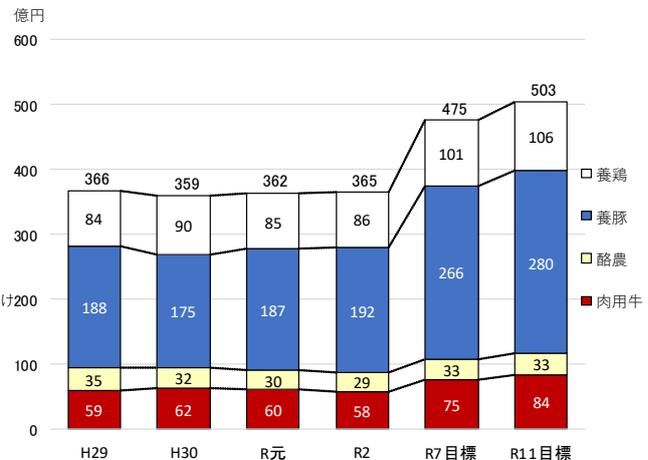
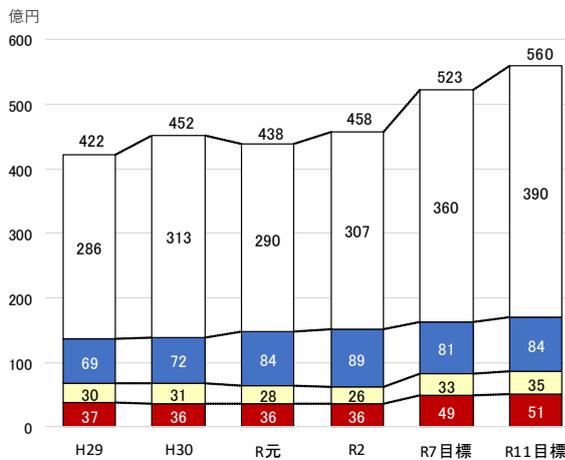
(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和3年度実績 (R2補正)	大館市田代地区、藤里町矢坂上野地区、大仙市内小友地区、秋田市金足地区、横手市など 計12地区	2,548	1,158
令和4年度計画 (R3補正)	能代市比八田・外荒巻地区、八峰町峰浜地区、由利本荘市大内地区など 計9地区	1,281	591
令和5年度計画 (R6以降含む)	大館市、北秋田市、能代市など 計19地区	2,363	1,074

2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名	事業費	補助金
令和3年度実績 (R2補正)	北秋田市鷹巣地区、秋田市河辺地区 計2地区	3,579	1,622
令和4年度計画 (R3補正)	北秋田市鷹巣地区 1地区	4,782	2,170
令和5年度計画 (R6以降含む)	鹿角市八幡平地区、大仙市協和地区、大仙市中仙地区など 計6地区	5,870	2,268



〔主要園芸作物の産出額の推移と目標額〕

〔畜産産出額の推移と目標額〕

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

VI-2 需要に応じた米生産を推進する環境整備について（拡充）

農林水産省農産局

【提案・要望の内容】

- (1) 「水田活用の直接支払交付金」の見直しに当たっては、農業経営や産地の維持、ほ場整備の推進など、地域農業に与える影響を調査し、現場が混乱しないよう慎重に対応すること。
- (2) また、食料安全保障や中山間地域の農地保全の観点から、水田機能を維持したほ場や、5年を超えて輪作するほ場も交付対象とするとともに、田畑輪換による生産性の低下や耕作放棄地の増加を招かないよう、別途の対策を講じるなど、十分に配慮すること。
- (3) 豊作や予期しない需要の減少が、米価に長期的な影響を与えないよう、市場隔離効果を発揮させる恒常的な需給調整システムを構築するとともに、主食用米の需要減少に歯止めをかけるため、消費喚起に向けた対策の充実・強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においては、見直しによって、そばや大豆など「経営が成り立たなくなる品目」や、野菜や花きなど「ブロックローテーションになじまない品目」が多くあり、その影響は大きいものと捉えています。
また、ほ場整備における換地や営農構想に支障を来すほか、大豆等から米（主食用米・飼料用米）の作付に戻るおそれがあります。
- (2) 特に、中山間地域を中心に栽培されているそばについては、交付金に支えられて営農しており、排水対策の関係からブロックローテーションになじまず、耕作放棄地の増加が懸念されます。
また、えだまめやねぎは、比較的連作が可能となっており、排水対策を講じてほ場を固定している場所が多く、田畑輪換で排水性が悪くなれば、生産性の低下を招く可能性があります。
- (3) 品目によっては、田畑輪換に長期スパンで取り組む必要があるほか、畑

地化した上で輪作した方が、生産性が上がる場合もあります。

例：ねぎ（5年）→水稲（2年）→大豆（2年）→ねぎ（5年）

- (4) 畑地化した場合、「経営が成り立たなくなる品目」があるため、食料安全保障や農地保全の観点から、米や大豆、ソバ、園芸作物を組み合わせた複合経営など、生産性の高い農業をしっかりと支える新たな支援制度が必要です。
- (5) 米価の大幅な下落は、農地の受け手となっている大規模経営体への影響が大きいことから、豊作であっても需給を安定させる調整システムの構築が求められているほか、需要の減少に歯止めをかけるよう、消費拡大に向けた更なる取組が必要です。

【参考資料】

1 「水田活用の直接支払交付金」の交付状況

単位：億円

	交付金額	うち 大豆	うち そば
H 2 7	145	38	7
H 2 8	150	40	7
H 2 9	135	41	7
H 3 0	119	40	8
R 元	114	40	8
R 2	112	41	8

2 大豆・そば・主食用米の収支試算（10 a 当たり）

単位：円

	大豆	そば	主食用米
① 収入 ※品代金	25,270	3,556	93,425
② 生産費	52,182	25,186	74,766
③ 収 支 ①-②	▲ 26,912	▲ 21,630	18,659
④ 政策支援	48,000	33,000	—
⑤ 所 得 ③+④	21,088	11,370	18,659

3 令和2年度「水田活用の直接支払交付金」対象品目の作付面積

単位：ha

	合計	非主食用米	大豆	そば	園芸品目 ※野菜・花き・果樹	その他
面積	27,723	11,208	7,826	2,927	2,944	2,818
割合	—	40%	28%	11%	11%	10%

(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VI-3 農業農村整備事業の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【提案・要望の内容】

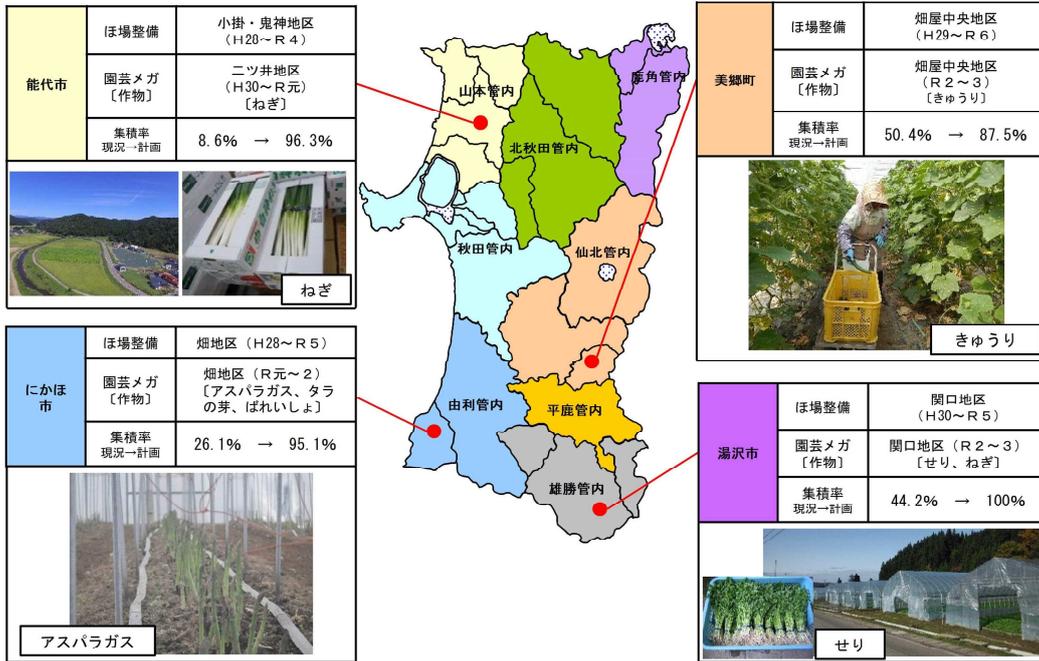
農業農村整備事業は、高収益作物への転換や担い手への農地集積、スマート農業の導入に必要不可欠であり、農業農村の安全・安心を確保する上でも極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

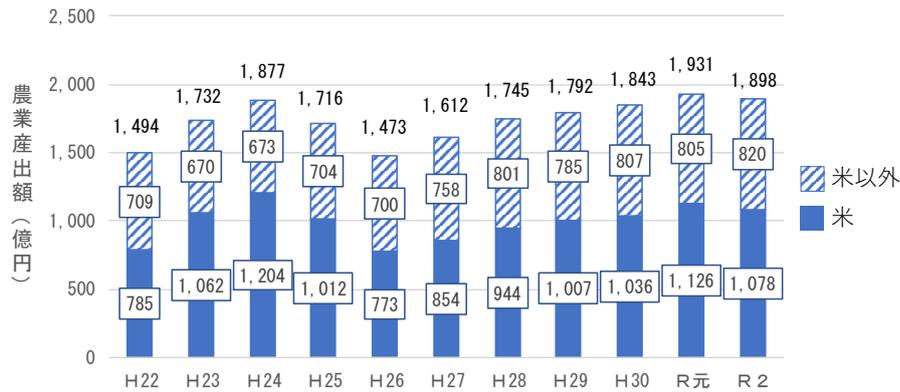
- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地の整備をはじめとする各種施策を強力に推進した結果、令和2年の農業産出額において、米以外の産出額が過去20年で最高となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) 収益性の高い生産構造への転換やスマート農業の普及拡大には、ほ場整備が不可欠であることから、引き続き、農地中間管理事業、園芸振興施策と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点的に実施することにしていきます。
- (3) 当県の基幹的な農業水利施設の4割以上が標準耐用年数を超過しており、施設の長寿命化や防災・減災のための適切な補修・更新等が必要となっています。特に、防災重点農業用ため池については、ため池工事特措法等に基づき、計画的に防災工事等を進めていくことにしています。
- (4) 農業・農村の持続的な発展に向け、こうした取組を集中的かつ計画的に実施していくためには、必要な予算を安定的に確保することが必要です。
- (5) また、県内5地区で実施している国営かんがい排水事業について、農業用水の安定供給や維持管理の軽減等を図り、地域農業の経営安定化につなげるためには、事業の計画的な推進が必要です。

【参考資料】

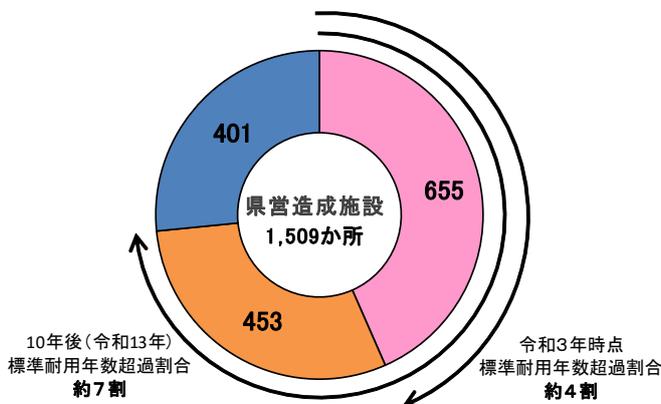
あきた型ほ場整備の具体事例



〔当県の農業産出額の推移〕



〔県内の基幹的農業水利施設の現状〕



〔防災重点農業用ため池の改修〕



沢口地区(大館市)

(担当課室名 農林水産部農地整備課)

VI-4 農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 農地バンクが公的機関として農地を長期間にわたって安定的に管理していくために、財政的な裏付けが不安定な中では、農地バンクの業務にも支障が生じかねないことから、長期安定的な農地中間管理機構事業の予算を確保するとともに、地方に新たな負担が生じないようにすること。
- (2) また、人口減少や高齢化の進行に伴い、将来的に農業上の利用を行うとされた地域であっても、農地の受け手が確保できない事例が出てきていることから、今後、農業協同組合が地域農業の担い手として活動する際の農業機械・施設整備の支援を拡充するとともに、先進的なモデルを示すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年度までに担い手への農地集積率を90%に引き上げることを目標に、事業推進に向けた関係機関との連携協定を締結し、推進チームの設置や、農地バンクの現地相談員の配置など、現場段階における推進体制を強化してきたほか、ほ場整備や園芸メガ団地整備との一体的な取組により、農地の集積・集約化を積極的に推進しています。

平成26年度から令和2年度までの7年間の貸付面積は約18,000haと全国トップクラスの実績となっていますが、契約期間満了案件の更新や基盤整備事業の換地処分に伴う地番等の変更、中間保有地の管理業務など、農地バンクの事務量は増加傾向にあるため、農地バンクの安定的な運営に十分な予算を確保する必要があります。

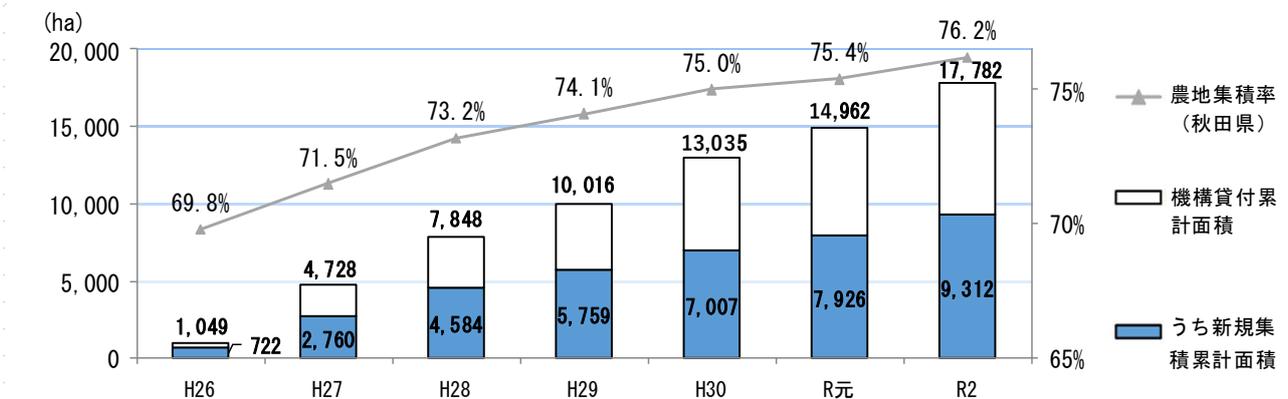
- (2) 近年、農地バンクの転貸面積の拡大に伴い、農地バンクから転貸後に、受け手の病気などを理由として、出し手に農地が返還される事例が発生し、

今後も増加することが予想されます。

地域計画において、地域の話し合いの結果、将来的に農業上の利用を行うとされた地域では、受け手がいない農地をJAに作業委託し、新たな受け手が見つかるまで、農地を維持していくことが求められます。こうした取組が現場段階で広がっていくためには、支援を充実するとともに、先進的なモデルを示すことが必要です。

【参考資料】

■当県における農地集積の推移



<全国順位>

単年度貸付面積	7	5	3	3	2	4	2
うち新規集積面積	3	2	1	2	3	3	2

(担当課室名 農林水産部農林政策課)

VI-5 「日本型直接支払制度」の着実な推進について

農林水産省農産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

日本型直接支払制度は、農業の有する多面的機能の維持・発揮や中山間地域等における農業生産活動等の継続、集落機能の維持を図る上で極めて重要な施策であり、都市住民を含む国民に多くの恵沢をもたらすことから、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

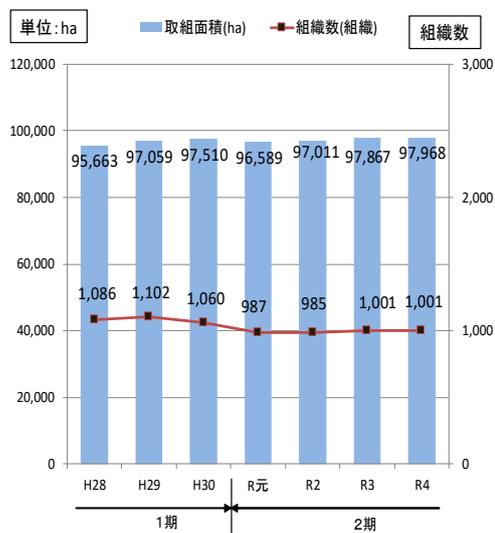
- (1) 当県では、「日本型直接支払制度」の各交付金を活用し、県内農地の7割に当たる約108,000haで、地域住民と一体となった保全活動等に取り組んでおり、農地の有効利用や良好な環境の維持が図られています。
- (2) しかしながら、急速に進行する人口減少や高齢化により、中山間地域を中心に活動を担う人材不足が深刻化しており、活動組織や集落協定の広域化のほか、土地改良区等への事務委託や民間企業への作業委託など外部人材の活用を積極的に推進しています。
- (3) 条件不利な中山間地域等において、集落機能を維持し、農業生産活動を継続するためには、将来ビジョンや体制づくりが不可欠であり、集落戦略の策定や体制整備に係る推進費の確保が必要です。
- (4) また、多面的機能支払交付金制度における保全活動区域外で、農地の荒廃化が進んでいる地域において、再生困難となる前の初期の段階で農地に再生し、組織で保全管理していく活動に対する加算措置が必要です。
- (5) さらに、有機農業や化学肥料・農薬を低減する環境保全型農業については、みどりの食料システム戦略が掲げる目標やSDGsの達成に資する取組であり、農業現場での面積拡大に向けて継続的な支援が必要です。

【参考資料】

1 取組状況

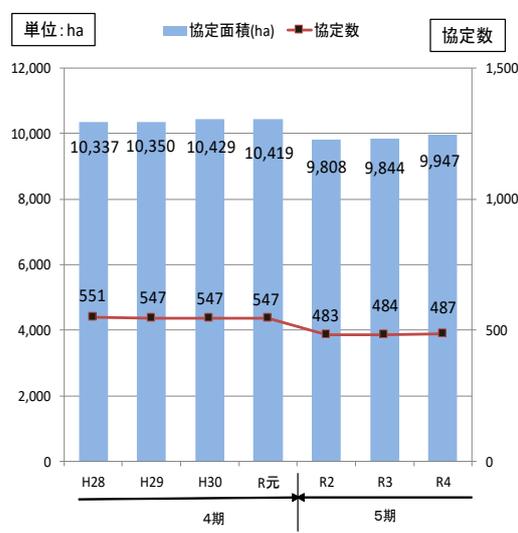
【多面的機能支払交付金】

取組面積及び組織数



【中山間地域等直接支払交付金】

協定面積及び協定数



農業用水路の泥上げによる営農環境の改善



ドローンによる防除作業の省力化

2 令和4年度実施計画について

	多面的機能 支払交付金	中山間地域等 直接支払交付金	計	環境保全型農業 直接支払交付金
実施市町村数 (組織数)	25 (1,001)	22 (487)	25 (全市町村) (1,488)	11 (21)
実施計画面積 (ha)	97,968	9,947	107,915	5,057
交付額 (上段:事業費) (百万円) (下段:国費)	4,677 2,369	1,060 530	5,737 2,899	157 78

県全体の耕地面積に対するカバー率は70% (重複面積を除く)

(担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課)

VI-6 コメのカドミウム対策の充実について

総務省自治財政局
農林水産省消費・安全局、
農産局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

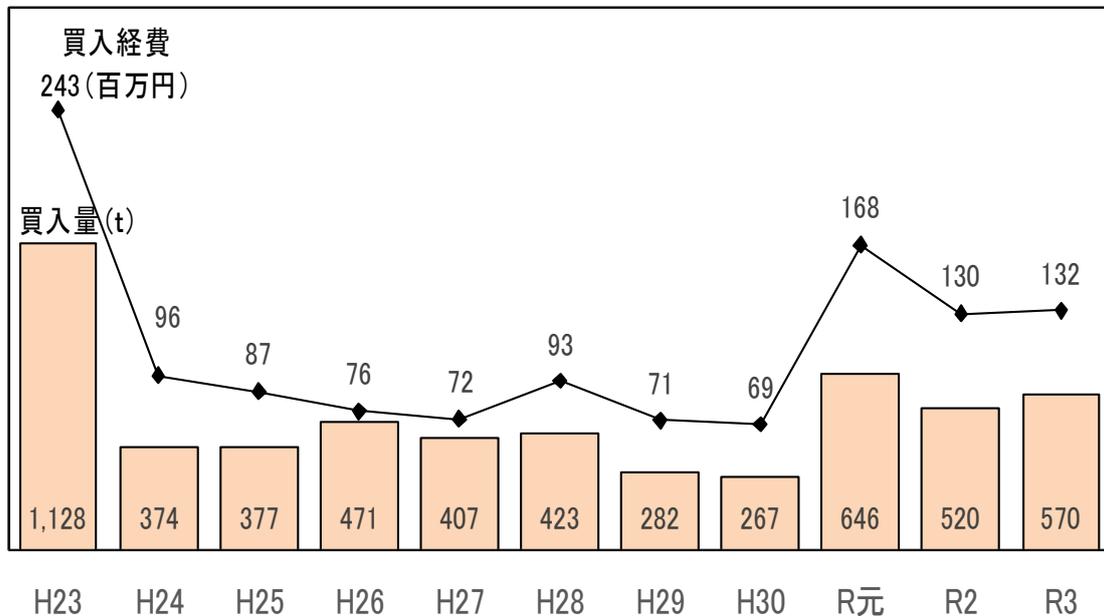
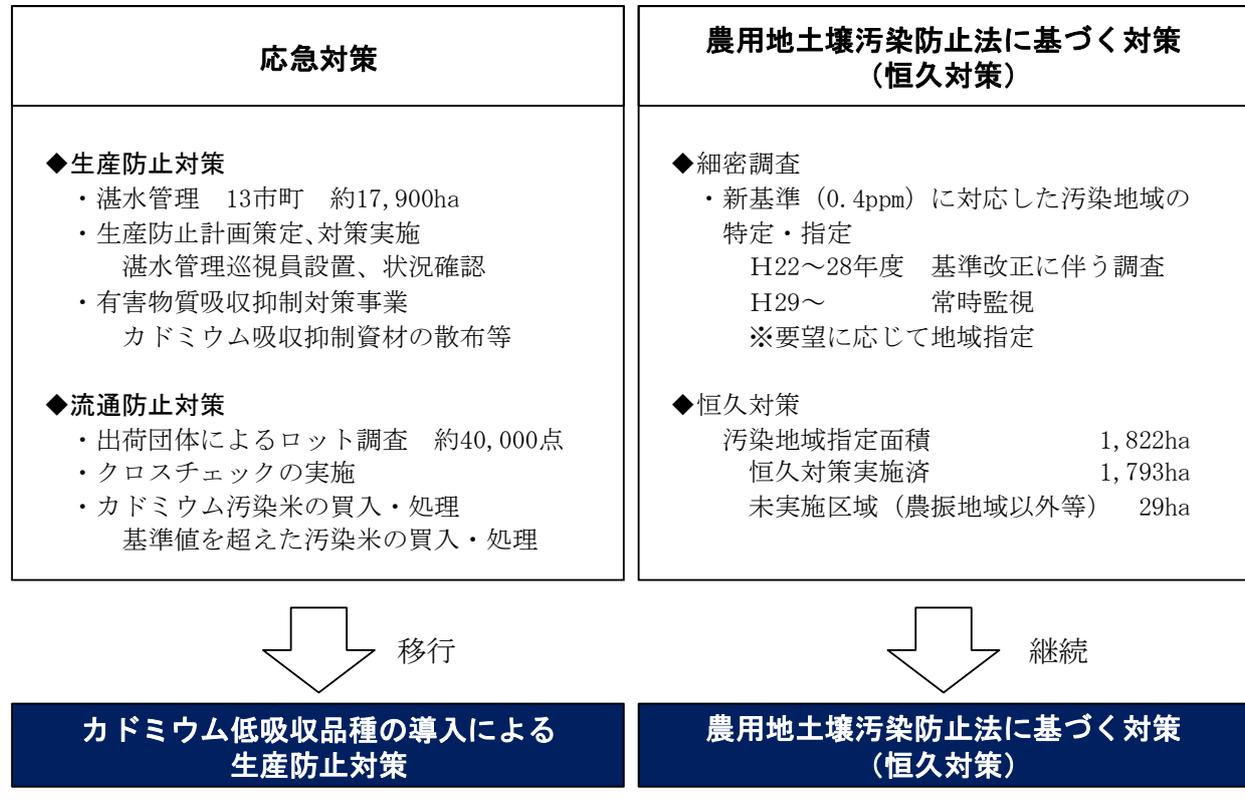
- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、当県では、独自に汚染米の買入・処理を行っていることから、地方財政措置を継続すること。
- (2) カドミウム低吸収品種の導入に当たっては、風評被害につながらないよう、国の主導の下、消費者や流通業者等の理解の醸成を図ること。
- (3) カドミウム低吸収品種の生産現場での普及拡大を図るため、必要な施設等の導入や技術指導など、総合的な支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、客土や湛水管理による生産段階での発生防止対策や、出荷団体によるロット調査等の流通防止対策を講じるとともに、汚染米については、平成23年度以降、国に代わって県が毎年、買入・処理を行っています。
- (2) こうした中、カドミウム低吸収コシヒカリが開発され、抜本的な解決が期待されることから、当県においても、国の指針に基づき、「あきたこまち」など県オリジナル品種について、低吸収品種の開発を進めています。
- (3) 今後、開発した低吸収品種の導入に向け、種苗登録や産地品種銘柄の設定、生産地での現地試験などを行いますが、こうした取組が風評被害につながらないよう、国の主導の下、各都道府県と連携し消費者や卸・流通業者等の理解の醸成を図っていく必要があります。
- (4) また、県全域への導入に際しては、種子生産ラインの新設が必要となるほか、栽培マニュアルの作成、品種切替のための技術指導など、段階に応じた支援をしていく必要があります。

【参考資料】

秋田県における農用地土壌汚染対策の概要



(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VI-7 環境にやさしい農業の推進について（拡充）

農林水産省大臣官房、農産局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 「みどりの食料システム戦略」における有機農業等の目標を実現するため、国はもとより地方の試験研究機関や民間企業とも連携し、農家が一般的に使える雑草・病害虫防除の技術や、農業資材・機械などの開発を行うとともに、必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 有機農業等に取り組む担い手の確保・育成を図るため、若手農業者等のネットワークづくりや技術習得、機械導入支援など、意欲的な担い手のサポート体制の構築に向けた支援メニューの充実に努めること。
- (3) 緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の海洋流出対策として、民間企業と連携し、生分解性素材等を使用した汚染リスクの低い被覆肥料など、代替製品の早期開発を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農業者の減少と高齢化が進む中、有機農業等の面的な広がりや団地化を図るためには、スタンダードで省力・効果的な技術のほか、新たな農薬や肥料、機械等の開発が不可欠です。
また、経営面においては、十分に収益を確保できる仕組みが必要であり、「みどりの食料システム戦略」に掲げる高い目標の達成には、国主導で、有機農産物等を適切に評価するマーケットを拡大していくなど、社会全体で有機農産物に対する理解を進める必要があります。
- (2) 若い担い手の中には、有機農業を志す者がいる一方、近隣に相談できる先輩農業者や同年代の仲間、技術支援を受けられる指導者が不足しているため、定着に至らない事例が見られます。
今後、有機農業の担い手の確保・育成を図るためには、生産者同士のネットワークづくり、指導者の育成や派遣システムの構築、機械導入等に対する支援が重要です。

- (3) また、近年、緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の海洋流出が問題となってきていますが、現行の対策として行われている浅水代かきや、無落水田植えなどは、ほ場の均平作業に技術を要する上、コストが掛かり増しするなどの課題があることから、生産現場だけで解決することは困難であり、代替製品の早期開発が急務です。

【参考資料】

1 秋田県有機農業推進計画の目標値

目 標	単 位	現 状	目 標
		(H30年度)	(R7年度)
1 有機JAS認証ほ場面積	ha	477	500
2 耕地面積のうち有機JASほ場面積の割合	%	0.32	0.34
3 有機JAS認証農業者数	戸	88	92
4 有機JAS認証+特別栽培農産物(無農薬・無化学肥料)認証面積	ha	557	585

資料：秋田県有機農業推進計画より抜粋

2 環境保全型農業直接支払交付金の取組状況

	第1期対策			第2期対策	
	H29	H30	R元	R2	R3
取組市町村	16	16	15	13	11
交付金(百万円)	105	101	97	134	133
交付面積(ha)	1,611	1,525	1,519	4,204	4,475
かぼ-クワツ	490	544	493	454	370
有機農業	603	500	459	452	440
堆肥の施用	292	254	255	255	245
長期中干し				2,497	2,783
地域特認	225	227	312	547	637

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課)

VI-8 燃油や飼料等の高騰対策と肥料の安定供給について (新規)

農林水産省農産局、畜産局

【提案・要望の内容】

- (1) 国際情勢が激動化する中、農業資材や飼料、燃油を国内に安定供給ができるよう対策を講じるとともに、一般に農産物価格は市場で決まり、コスト上昇分を価格転嫁できないことから、肥料についても、燃油高騰対策と同様の支援を行うこと。
- (2) 施設園芸セーフティネット構築事業については、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和するとともに、対象品目にきのご類を追加するなど、農家が使いやすい制度にすること。
- (3) 配合飼料価格が高値で推移していることから、価格安定制度の財源をしっかりと確保するとともに、価格が高止まりした場合でも発動されるように制度を見直すほか、農家の資金繰りについても対策を講じること。

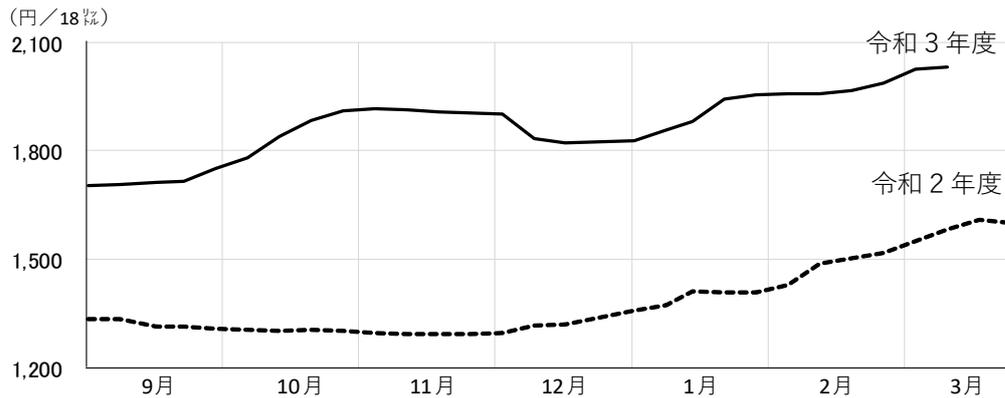
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ウクライナ情勢や原油価格高騰の影響により、農業資材等の価格上昇や調達難などが懸念されており、今後の供給について、農業者の不安が広がっています。
- (2) 肥料の価格高騰は、平成20～21年に匹敵しつつあり、この状況が長期化すると、担い手の経営に与える影響が大きいことから、資材の安定供給や掛かり増し経費の補填など、有効な対策を講じる必要があります。
- (3) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、既に二重被覆等の対策が講じられており、施設園芸セーフティネット構築事業の要件である燃油使用量15%削減(2回目以降30%削減)は難しい状況となっています。
また、生しいたけは、京浜市場への出荷量が全国1位になるなど、大きく生産を伸ばし、当県の周年農業の中心品目となっていますが、今般の燃油高騰は生産農家の経営を大きく圧迫しています。

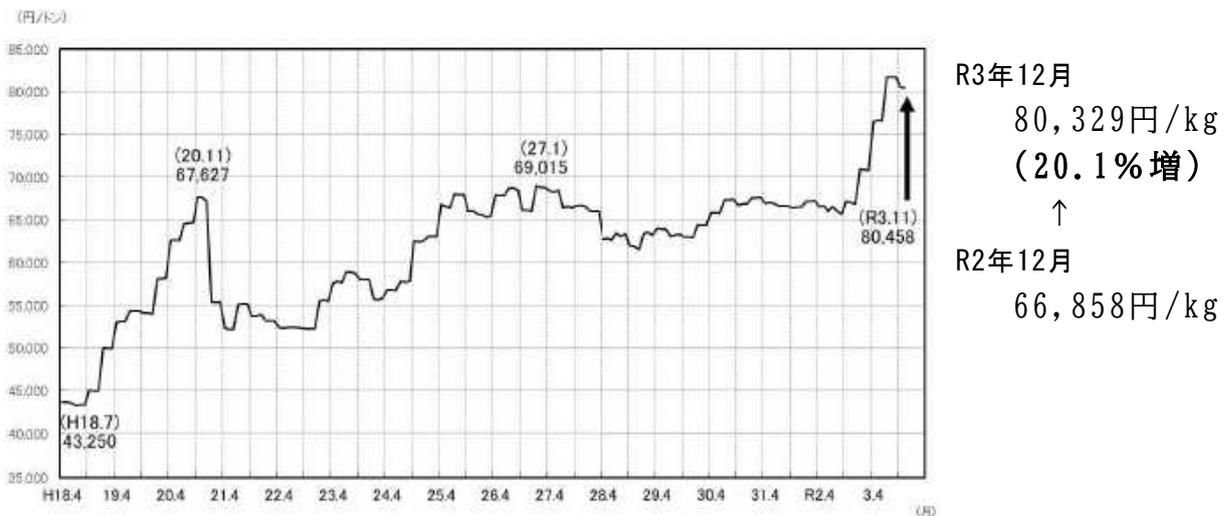
- (4) 配合飼料価格安定制度は、過去1年の平均価格が基準となるため、価格が高止まりした場合補填がなくなることから、高騰前の価格を基準とするとともに、農家負担を軽減するため、資金繰りに対する支援が必要です。
 ※平成19～22年度：家畜飼料特別支援資金（資金の用途：飼料費）

【参考資料】

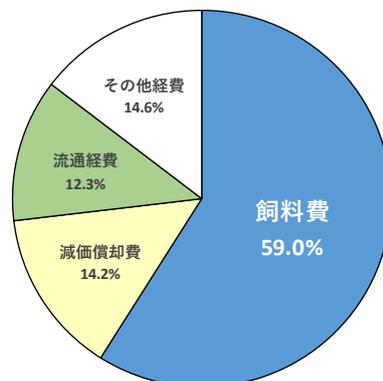
○県内の灯油小売価格の推移



○配合飼料工場渡価格の推移 (資料：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」)



○酪農経営に占める各経費の割合 (資料：県農林水産部「作物別技術・経営指標(2020年版)」)



(担当課室名 農林水産部水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

VI-9 雪害からの復旧・復興に対する支援について

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、農産局、経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 令和2年度の豪雪による果樹被害からの計画的な復旧が図られるよう、果樹経営支援対策事業による改植等の支援への十分な予算を確保するとともに、産地の実情に即した柔軟な運用に努めること。
- (2) 雪害を契機に、生産性の高い樹園地への転換を図るため、省力樹形や省力効果の高い農業機械等の導入への支援措置を一定期間手厚く講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では果樹産地の復旧に向け、国の果樹経営支援対策事業や県独自の事業により、令和5年度までの3年間で計画的に樹園地の補植や改植を進めており、その円滑な実施には、国事業の自然災害対応分の計画申請を災害年の翌年限りではなくその先複数年も認めるなど、現場の実情に即した改善が必要です。
- (2) また、将来にわたり担い手が果樹産地で効率的な生産を実現できるよう、省力樹形の導入を推進していくことにしていますが、国事業による支援は事業費の2分の1相当の定額助成であり、被災によりダメージを受けた生産者には残額の自己負担が難しいことから、自然災害時の特例として支援単価の増額が必要です。
- (3) さらに、雪害による営農断念や廃園の増加に伴い、地域の防除を担う共同防除組織等の負担が増大していることから、国の交付金事業において、廃園も含めた産地の防除体制を強化する組織に対し、高性能防除機械の導入を優先採択するなどの特例的な支援措置が必要です。

【参考資料】

1 令和2年度豪雪による本県の果樹被害状況

樹種	栽培面積 (ha)	被害面積 (ha)	被害面積率 (%)	被害金額	
				樹体 (百万円)	施設 (百万円)
りんご	1,280	679	53	2,548	—
ぶどう	181	81	45	396	244
その他	982	108	11	493	236
合計	2,443	868	36	3,437	481

2 令和2年度豪雪からの復旧状況と今後の計画

	R3	R4	R5
復旧面積(ha)	66	167	200
復旧率(%)※	27	67	80

※県の被害調査により、改植を要すると判断された面積(250ha)に対する割合

3 本県の共同防除組織の現状（令和2年度）

- ・組織数：90組織（うち、りんご対象87組織）
- ・防除面積：612ha（うち、りんご477ha）
- ・共同防除カバー率：31%（うち、りんご36%）



4 廃園の増加（左：りんご園、右：ぶどう園）



（担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課）

VI-10 豚熱のまん延防止対策の徹底について

農林水産省消費・安全局

【提案・要望の内容】

- (1) 円滑な豚熱ワクチン接種を実施するため、知事が認定した獣医師が実施したワクチン接種により死亡し、又は障害を受けた豚についても、家畜伝染病予防法第58条の手当金の交付対象とすること。
- (2) 野生イノシシの豚熱感染拡大を防ぐ経口ワクチンの散布に当たっては、引き続き十分な予算を確保するとともに、国主導により関係省庁等と連携して実施すること。
- (3) 豚熱ウイルスの侵入を防止するため、ワクチン接種経費への特別交付税措置のほか、地方空港における探知犬の配備や靴底消毒への支援、養豚場等における消毒薬散布機や防鳥ネット等の購入支援を継続すること。

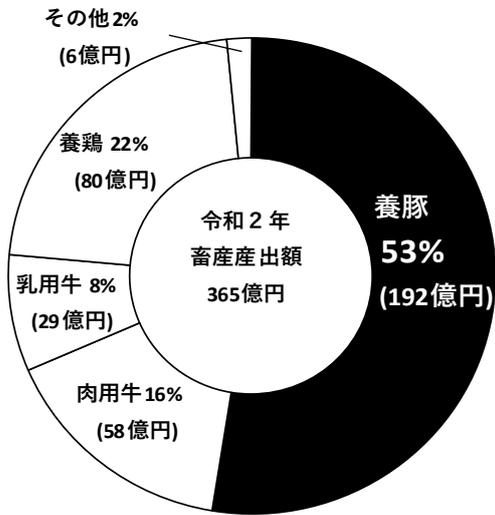
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国的な感染拡大に伴い、飼養衛生管理基準遵守の徹底指導、ワクチン接種、野生イノシシ検査など、家畜防疫員の業務量が増加しており、万一、重大な動物感染症が発生した場合、防疫措置に支障を来すことが懸念されます。
- (2) 今後、知事が認定した獣医師を確実に確保する観点から、ワクチン接種による事故等が発生した場合でも、当該獣医師個人の賠償が生じない制度が必要です。
- (3) 経口ワクチンの散布は、まん延防止の観点から、国が主導的に実施する必要があり、散布のための予算の確保に加え、環境省や猟友会などの関係機関・団体と連携して取り組む必要があります。
- (4) ワクチン接種の開始に伴い、ワクチンや抗体検査試薬の購入費など、都道府県の負担が増加することから、特別交付税措置の継続が必要です。
- (5) 旅行者の持ち込みや郵便物による肉製品の国内流入が後を絶たず、依然として我が国への豚熱ウイルス等の侵入リスクが高いため、引き続き、地方空港への検疫探知犬の配備、養豚場等での消毒、野生鳥獣の侵入防止等の徹底が必要です。

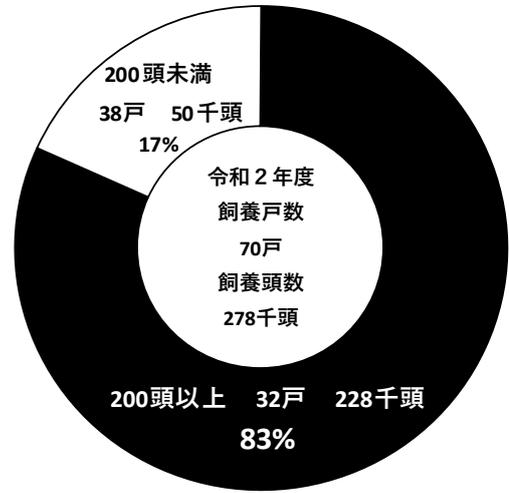
【参考資料】

1 当県における養豚業の状況

〔畜種別農業産出額の割合〕



〔大規模化が進展（繁殖雌豚飼養規模別頭数）〕



2 大規模養豚団地



〔小坂町：ポークランドグループ〕



〔ワクチン接種〕

3 県内空港における靴底消毒マットの設置



〔秋田空港〕



〔大館能代空港〕
(担当課室名 農林水産部畜産振興課)

VI-11 水産基盤整備事業の予算確保について（拡充）

水産庁

【提案・要望の内容】

- (1) 漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、水産資源の維持・増大や漁業者の所得向上を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 地形的要因により養殖が困難な海域において、漁港を活用した養殖生産拠点の整備を積極的に支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、水産物の生産・流通の拠点となる漁港を災害に強い漁港とするため、漁港施設の地震・津波対策等を推進しているほか、老朽化した漁港施設の長寿命化対策を計画的に実施しています。
- (2) ハタハタの産卵場や保育場となる藻場の造成、メバル類の増殖やサワラ等の増集効果を狙った魚礁の設置等を行い、資源の維持・増大と生産量の向上を図っているほか、海底耕うんによる底質改善を進めています。
- (3) 当県では、これまで地形的要因から大規模な養殖は行われていませんが、海洋環境や天候の変動に左右されない安定した収入源として、養殖業に意欲を示す漁業者が増加しており、県北部の八峰町岩館地区では、若手漁業者グループが漁港内でサーモン養殖試験を実施しているところです。
- (4) 同地区では、実績あるサーモン養殖業者の誘致も進められ、大規模な養殖事業の展開が期待されており、静穏域を拡大するため、既存の防波堤の延伸等について令和4年度に県単独で調査を実施し、令和5年度の国補助事業の採択を目指しています。
- (5) 水産業の持続的発展のためには、海域の生産力の強化や水産物供給機能の安定が不可欠であり、計画的な漁場や漁港の整備が必要です。

【参考資料】

1 水産基盤整備事業の整備計画

(百万円)

事業名	区分	地区名	事業主体	実施年度	事業内容	R5要望
水産生産基盤整備事業	養殖拠点	岩館漁港	県	R5～R14	漁港施設整備	50
水産流通基盤整備事業		樺（船川港）	県	H29～R5	漁港施設整備	50
漁港施設機能強化事業	防災・減災	金浦	県	R2～R6	漁港施設の機能強化	140
		北浦	県	R4～R8	漁港施設の機能強化	80
		象潟	県	R4～R8	漁港施設の機能強化	80
水産物供給基盤機能保全事業	長寿命化	秋田県	県	H22～R9	漁港施設の長寿命化	330
		由利本荘市	由利本荘市	H24～R8	漁港施設の長寿命化	100
		男鹿市	男鹿市	H27～R10	漁港施設の長寿命化	50
水産環境整備事業	魚礁・藻場	秋田県	県	R3～R12	漁場整備	200
漁村再生交付金（交付金）	海底耕うん	秋田県沖合	県	R3～R7	漁場整備	38
海岸保全施設整備事業（交付金）	高潮対策	樺、象潟、八森	県	H30～R7	海岸施設の機能強化	300
計						1,418

2 岩館漁港養殖生産拠点について

- 概要 岩館漁港分港内の静穏域を活用した養殖業の展開
 - ・防波堤を約200m延伸し、より広い静穏域を創出
 - ・サーモン、ナマコ、イワガキ等の養殖を展開
- 施設整備 水産生産基盤整備事業を活用予定
 - ・事業費 概算40～50億円
 - ・事業期間 令和5年度から10年間を想定
 - ・事業主体 県
- 関係機関 八水株式会社（若手漁業者からなる法人）、秋田県漁業協同組合、八峰町、町商工会ほか



写真：岩館漁港概観

（担当課室名 農林水産部水産漁港課）

VI-12 林業公社の経営改善に向けた支援措置について

総務省自治財政局
林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 秋田県林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還の受入れや低利資金への借換、利子助成などの支援策を講じること。
- (2) 県が行う林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備の実施や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。
しかし、森林整備等の財源を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、未だ本格的な主伐期を迎えていない中で、多額な利息負担が経営を圧迫しています。
- (2) このため、林業公社では、契約者の理解を得ながら、分収割合の変更等を進めてきており、当県でも、無利子長期貸付や職員派遣などの支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

【参考資料】

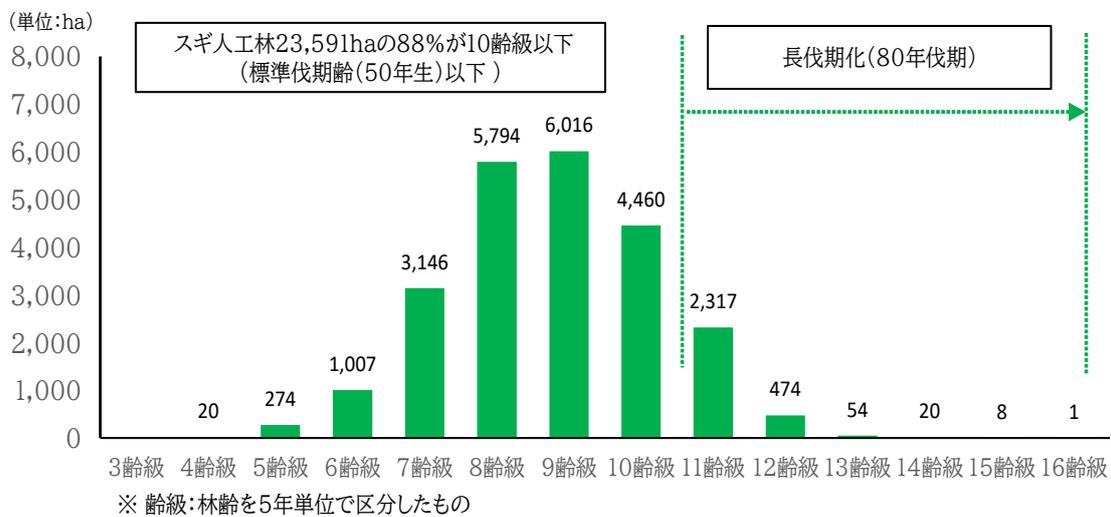
1 秋田県林業公社の概要

(1) 契約面積等

契約面積		契約件数	契約者数
	うちスギ人工林		
27,868ha	23,591ha	1,907件	9,142人

(令和4年3月末現在)

(2) スギ人工林の齢級構成



(令和4年3月末現在)

2 日本政策金融公庫借入金の償還状況

(単位:百万円)

借入額	償還済額		残高	
	元金	利息	元金	利息見込額
15,855	9,481	14,716	6,374	743

(令和4年3月末現在)

(担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

VI-13 治山事業の推進について

林野庁

【提案・要望の内容】

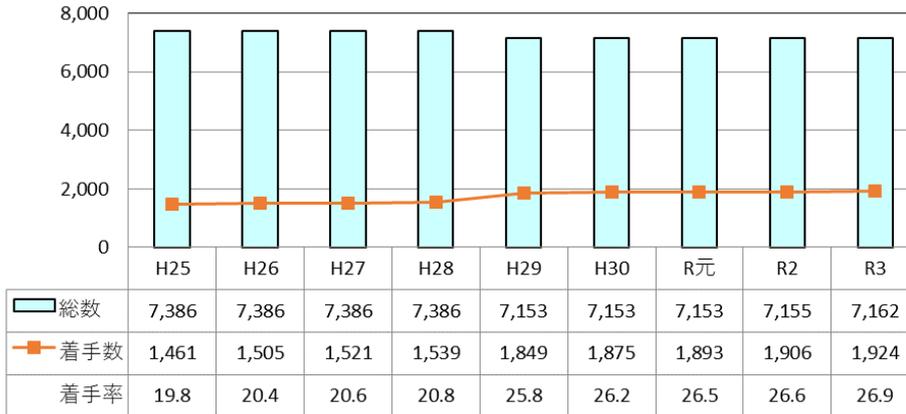
- (1) 荒廃した森林の復旧や山地災害の防止に必要な施設の計画的な整備、老朽化が進んだ施設の補修等の推進、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく治山対策の実施に必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 老人福祉施設や介護保険施設などの災害時要援護者関連施設が保全対象となっている山地災害危険地区において、補助事業により対策が優先的に実施できるよう事業の対象を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年、集中豪雨等により山地災害が多発する中、緊急性の高い箇所では災害復旧事業を実施している一方、経常の治山事業により復旧を図る箇所は累積しており、山地災害危険地区のうち、対策工事に着手した箇所は、いまだ3割以下にとどまっています。
また、インフラ長寿命化計画に基づき、老朽化した治山ダムや機能が低下した地すべり防止施設等の補修を早急に進める必要があります。
さらに、「5か年加速化対策」における全国の目標を達成するためには、当県において55か所での対策が必要です。
これらの取組を着実に実施するためには、補正予算等を含め、更なる予算の拡充を図る必要があります。
- (2) 緊急予防治山事業及び緊急機能強化・老朽化対策事業は、地形・地質による山腹崩壊の危険度が高く、住家の戸数が多いなどの条件を満たした山地災害危険地区が対象となっています。
しかしながら、当県においては、これらの条件を満たさない山地災害危険地区に災害時要援護者関連施設が多く立地していることから、従来の交付金事業ではなく、上記の補助事業により緊急的・重点的に対策が実施できるよう対象を拡充する必要があります。

【参考資料】

1 山地災害危険地区における工事着手数の推移



※総数は山地災害危険地区の再点検により、平成29年度に減となっている。

2 荒廃した森林や老朽化施設の状況



3 山際に立地する災害時要援護者関連施設の状況と補助対象概要



緊急予防治山事業、緊急機能強化・老朽化対策事業の補助対象

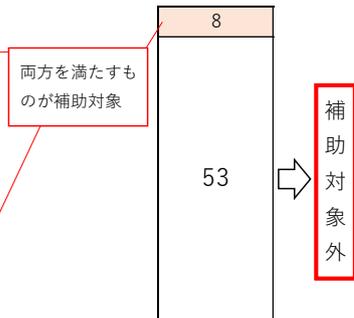
地形・地質による危険度

危険度	山の傾斜の場合
a1	傾斜71%～(35.4°以上)
b1	傾斜51%～(27.0°以上)
c1	傾斜31%～(17.2°以上)

保全対象の被災危険度

危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共用施設(道路を除く。)又は10戸以上の人家がある場合
b2	5戸以上10戸未満の人家がある場合
c2	5戸未満の人家又は道路がある場合

山地災害危険地区の保全対象となっている災害時要援護者関連施設数(秋田県)



(担当課室名 農林水産部森林整備課)

VI-14 森林病虫害等防除対策の拡充について

林野庁

【提案・要望の内容】

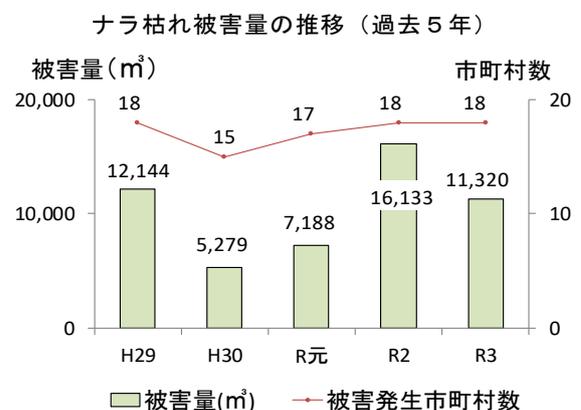
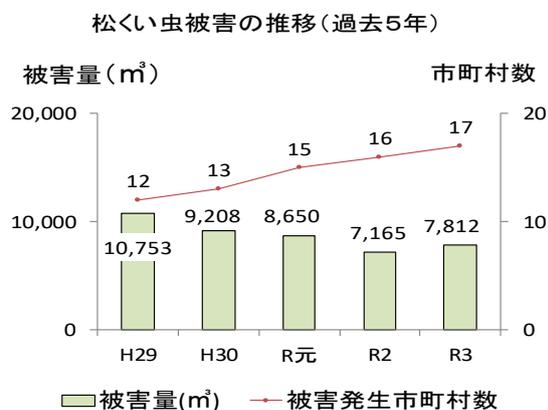
松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保するとともに、奥地老齢ナラ林の若返りを促進するための支援策を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、沿岸部では依然として高い水準での被害発生が続いていることから、今後も徹底した対策の継続が必要です。
- (2) ナラ枯れについては、森林病虫害等防除事業の活用による防除のほか、森林整備事業に県単独事業を組み合わせ、奥地の老齢ナラ林の伐採、更新を促進し、被害の拡大防止を図っていますが、依然として広い範囲で被害が発生しているため、森林整備事業の更新伐が奥地でも容易となるよう、集材距離区分の設定が必要です。

【参考資料】

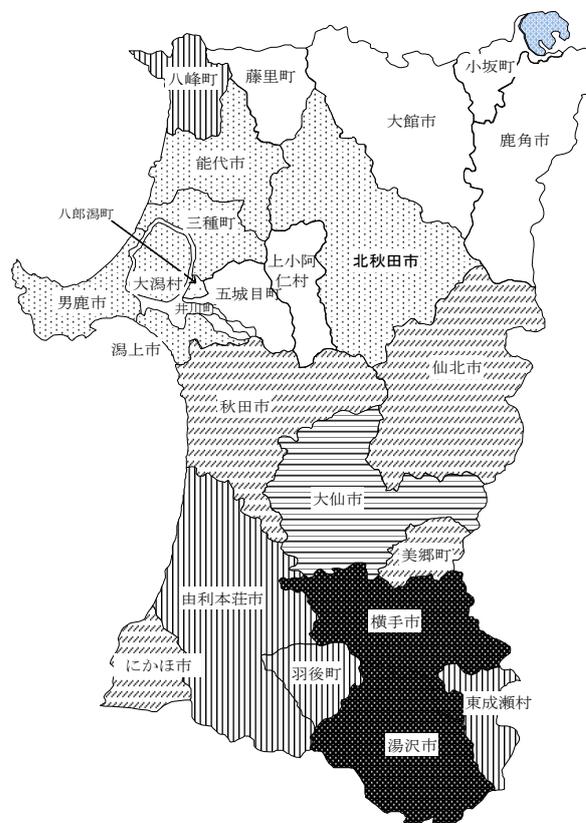
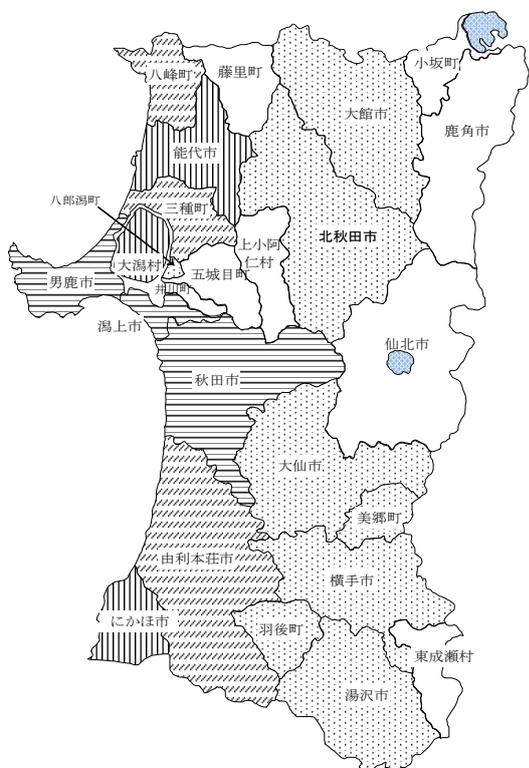
1 被害量の推移



2 令和3年度森林病虫害被害状況

(1) 松くい虫

(2) ナラ枯れ



凡 例	
	2,000m ³ 以上
	1,000~2,000m ³ 未満
	500~1,000m ³ 未満
	100~500m ³ 未満
	1~100m ³ 未満
	なし

3 被害対策の状況



〔松くい虫薬剤散布（地上散布）〕



〔ナラ枯れ伐倒駆除〕

(担当課室名 農林水産部森林整備課)

VI-15 「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について

林野庁

【提案・要望の内容】

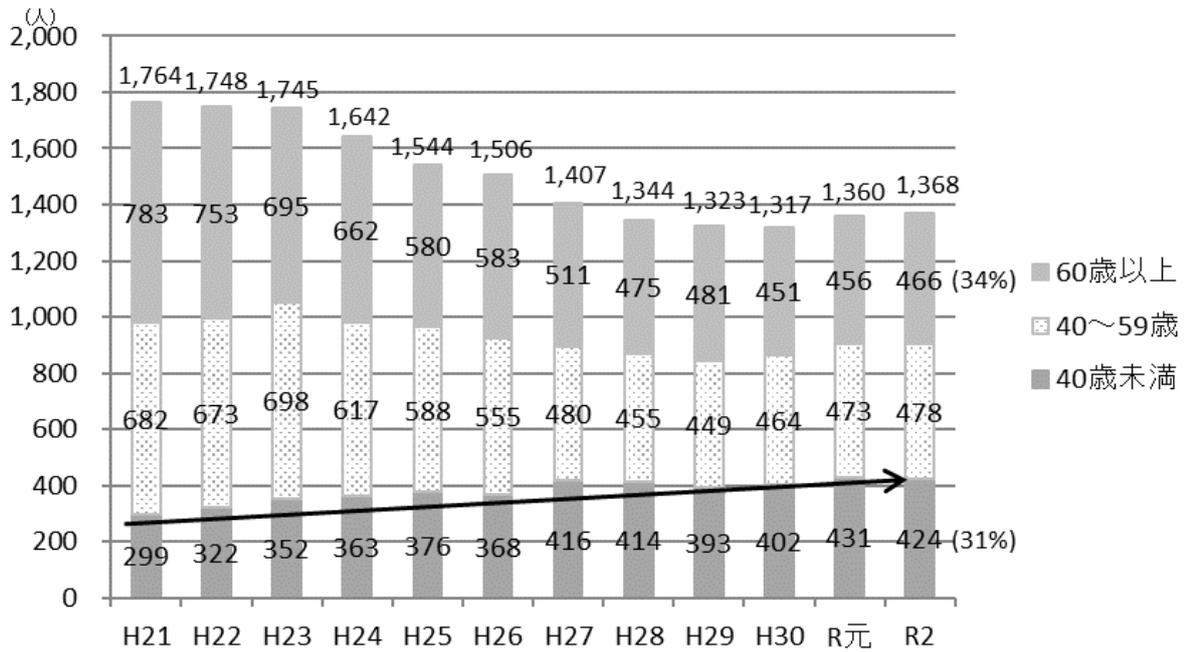
森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を確保・育成できるよう、「緑の人づくり」総合支援対策のうち、特に、林業への就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国屈指のスギ人工林資源を有する当県では、資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるため、高い技術力を持つ人材の確保・育成に力を入れてきた結果、40歳未満の林業従事者が増加するなど、その成果が着実に現れてきています。
- (2) 平成27年度に開講した秋田林業大学校では、高性能林業機械の操作やメンテナンス、労働安全衛生に関する実習など、現場技術の習得に力を入れており、修了生は県内の林業事業体等に就業し、就業先から即戦力として高い評価を得ています。
- (3) 令和3年度からは、UAV等を用いた効率的な施業プランの作成や、施業現場でのデジタル技術を活用した実習をカリキュラムに取り入れるなど、今後の林業を見据え、研修内容を充実させています。
- (4) 全国的に林業大学校等が増加する中、今後も、林業への就業を希望する若者が、質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分に確保する必要があります。

【参考資料】

1 秋田県の年代別林業従事者数の推移



2 緑の青年就業準備給付金実績

単位：千円

年度	給付人数(人)	給付額	給付額/人(11か月)
R2	31	43,989	1,419
R3	34	45,322	1,333
R4要望	32	45,408 (23,920)	1,419 ():一次内示額

3 秋田林業大学校の研修状況



(担当課室名 農林水産部森林整備課)

VII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

Ⅶ-1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などによる積極的な支援策を講じること。

また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であることから、国が重点的に取り組んでいる国土強靱化の観点からも、支援策の具体化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結ぶ大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、東北新幹線との直通運転により首都圏との速達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化を実現する上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業を計画しており、現在、協力して事業化に向けた検討を進めています。
- (4) その第一歩として、令和3年7月には、当県と東日本旅客鉄道株式会社との間で覚書を締結し、当事業の推進に向けて相互に連携しながら取り組むことにしたほか、県議会の承認も得た上で10月には協定書を締結し、事業化に向けて必要な調査を協力して行うことにしており、今年度は地権者の把握や立入りに向けた協議等を行う予定となっています。
- (5) 令和元年度に当県において新仙岩トンネル整備に伴う経済波及効果等を推計し、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後における当県への入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれることに加え、遅延・運休による社会的損失の回避が期待されるなどの結果を得ています。
- (6) 当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」が要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。

【参考資料】

1 秋田新幹線運行概要

運転区間	東京-秋田間 662.6km (東京-盛岡間 535.3km 盛岡-秋田間 127.3km)
最高速度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h
所要時間	東京-秋田間 最速3時間37分
運転本数	東京-秋田間 14往復/日 計15往復/日 仙台-秋田間 1往復/日



2 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



3 トンネル整備により見込まれる経済波及効果

主な効果等	内 容
トンネル整備 (建設投資) による経済波及効果	約1,113億円
秋田県への入込客数増加による経済波及効果	年間 約6億円 (約4万人増加)
時間短縮による利用者便益	年間 約11億円 (約7分間短縮)
その他の効果	防災対策強化による安全性向上 交流人口拡大による地域活性化

4 J R 東日本が実施する調査への協力

調査目的	トンネル整備計画の早期実現を図るため、事業化に不可欠な調査を J R 東日本と協力して実施
主な調査項目	地質調査 (ボーリング調査、弾性波探査等) 詳細地表踏査、水文調査等
調査期間	令和3年10月～令和5年度



(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VII-2 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施させ、整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

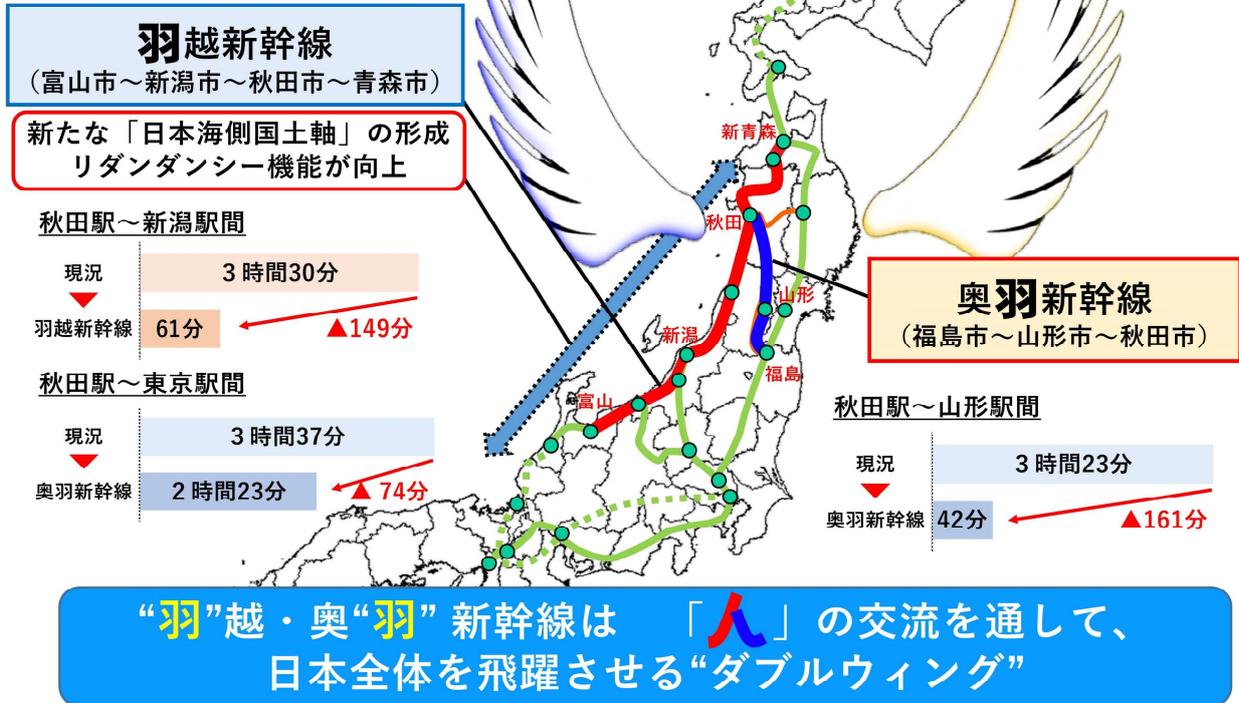
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が令和12年度末の完成予定であるなど、整備に一定の目途が立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線は、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査が早期に実施されるなど、整備の促進が図られる必要があります。
- (4) 令和3年6月に公表した沿線6県合同のプロジェクトチームの調査によれば、両新幹線の整備によって首都圏や沿線都市との所要時間の大幅な短縮が見込まれ、投資効率性の評価指標となる費用便益比（B/C）は、整備手法の工夫などにより、両新幹線で整備の妥当性の基準となる1を上回る事業となることが確認されました。
- (5) また、リダンダンシー機能の確保など国土政策・国土強靱化の観点からも重要性を有するとともに、新たな経済圏、交流圏の創出も期待されるなど、日本全体の活力向上と持続的な発展に寄与する事業であるとの結果が出ています。
- (6) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しており、早期整備が強く期待されています。

【参考資料】

沿線6県プロジェクトチームによる調査結果

1 所要時間の短縮効果等



2 事業費の積算結果

	羽越新幹線	奥羽新幹線	羽越+奥羽新幹線
①複線・高架整備	3.44兆円	1.91兆円	5.35兆円
②単線・土構造（路盤）等	2.60～2.71兆円	1.45～1.51兆円	4.04兆円～4.22兆円

※ ②の事業費に幅があるのは、土構造(路盤)整備割合の違いによる。

3 費用便益比（B/C）の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.21	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.13	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
羽越+奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.08	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%

※ 需要予測の結果を基に、利用者便益、供給者便益、環境等改善便益などを算出し、事業費で除して費用便益比（B/C）を算出。

※ 需要予測に当たっては、内閣府の試算に基づき、2028年まで成長が実現する「ベース」ケースと2060年まで成長が実現する「展望」ケースを想定。

※ 社会的割引率については、国土交通省の指針に基づく「4%」と近年の国債利回り等を踏まえた「3%」を想定。

（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

VII-3 航空ネットワークの維持・拡充について

国土交通省大臣官房、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した航空需要の回復に向け、路線維持に必要な利用促進策や事業者の負担軽減策について、補助制度の創設などの財政支援措置を講じること。
- (2) 羽田発着枠政策コンテストによって配分された発着枠の使用期間を延長すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県と三大都市圏等を結ぶ航空ネットワークは、県内産業や観光の振興に加え、交流人口の拡大においても必要不可欠な社会基盤であり、当県の活性化に大きく寄与しています。
- (2) 地域と航空会社が連携した取組により、県内空港の利用者は増加を続けていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の利用者数は秋田空港では9年ぶり、大館能代空港では7年ぶりに前年度を下回りました。
- (3) さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大及び感染拡大防止のための移動制限等により航空旅客は大きく減少し、令和2年4月以降全路線において減便され、今後の見通しも不透明な状況の中、航空ネットワークを地元の取組のみで維持していくことは非常に困難になってきています。
- (4) また、大館能代空港が令和2年5月に羽田発着枠政策コンテストによって追加配分を受けた発着枠は、令和5年夏ダイヤまで使用期間が延長され、同年冬ダイヤ以降の取扱いは取組、成果等を検証の上検討されることとなっているものの、コロナ禍により当発着枠を活用した安定運航は実現しておらず、県民、地域が発着枠配分の効果をまったく実感できずにいます。

【参考資料】

1 秋田空港（国内定期便）

（1）運航状況（令和4年4月20日時点）

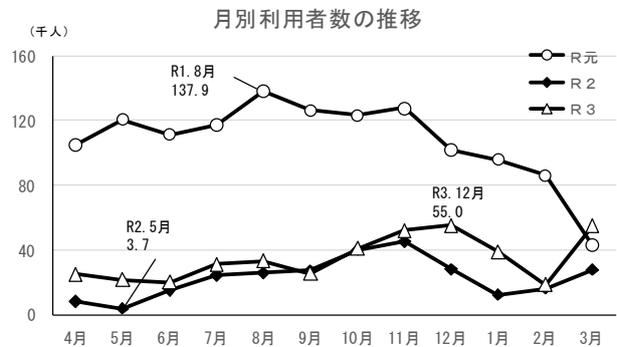
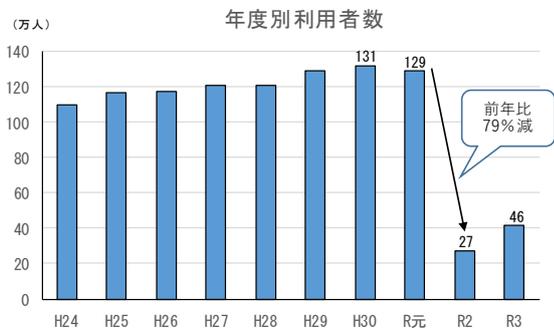
本来のダイヤ：21往復42便/日

（東京羽田線18便、札幌千歳線8便、
大阪伊丹線12便、名古屋中部線4便）

4月の状況：16～21往復32～42便/日

（東京羽田線12～18便、札幌千歳線6～8便、
大阪伊丹線10～12便、名古屋中部線4便）

（2）利用状況（全路線合計）



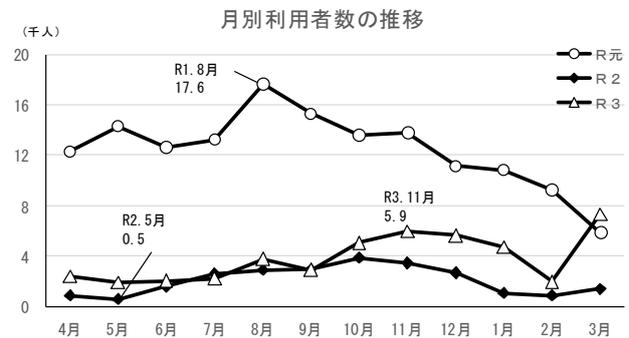
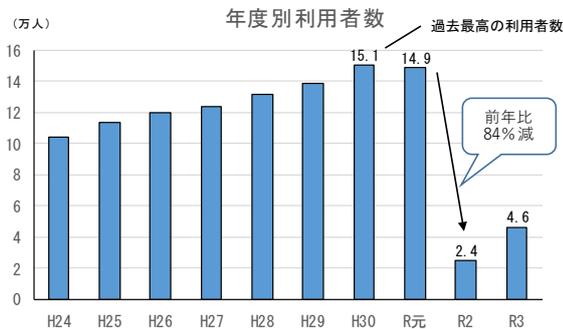
2 大館能代空港（国内定期便）

（1）運航状況（令和4年4月20日時点）

本来のダイヤ：3往復6便/日（東京羽田線）

4月の状況：1～3往復2～6便/日（東京羽田線）

（2）利用状況（全路線合計）



（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

VII-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「遊佐象潟道路」、「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C～(仮)小繋 I C間」及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。
また、「二ツ井白神 I C～(仮)小繋 I C間」における「能代地区線形改良」等の開通見通しを早期に公表すること。
- (2) 日本海沿岸東北自動車道（現道活用区間）の一部を形成する「(仮)今泉 I C～蟹沢 I C間」について、早急に整備方針を決定し、国が責任を持って高速道路ネットワークとして整備すること。
- (3) 県内高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化を図ること。
特に、4 車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上 J C T～大曲 I C間」について、「北上西 I C～横手 I C間」における事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間について早期に事業化すること。

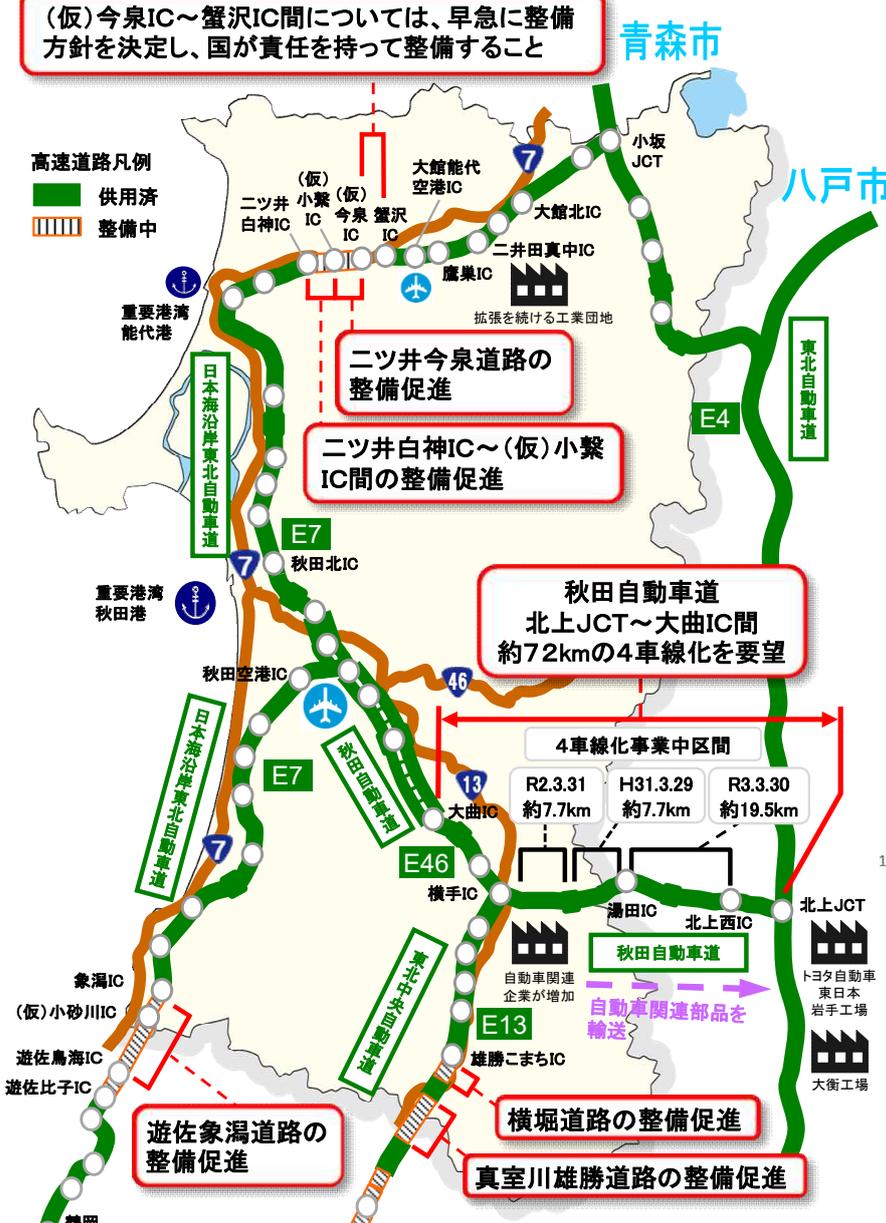
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 高速道路の開通により、周辺では企業誘致や観光誘客の拡大が図られ、地域経済や産業振興の活性化を後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されます。
- (2) 計画段階評価において、現道活用区間として位置付けられている「(仮)今泉 I C～蟹沢 I C間」は、高速道路ネットワークとしての連続性や重要物流道路の信頼性に課題があることから、本年 1 月に、国が有識者委員会を設置し、整備のあり方について検討を進めています。
- (3) 暫定 2 車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題があります。
特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が 25% 以上と高くなっているほか、リダンダンシーの面でも課題を抱えています。
当県が I C 周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中において、企業側が求める「定時性・時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道「北上 J C T～大曲 I C間」における早期の 4 車線化が必要です。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

～高速道路開通によるストック効果～

(仮)今泉IC～蟹沢IC間については、早急に整備方針を決定し、国が責任を持って整備すること



1 企業進出・設備投資を後押し

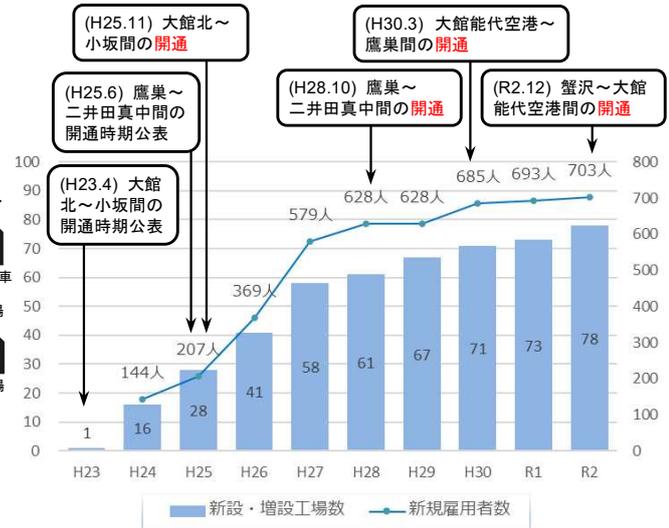
・県北大館市内の工業団地は、開通を見据えた企業進出により、工場の新設・増設等の設備投資が増加するとともに、新規雇用も増加。



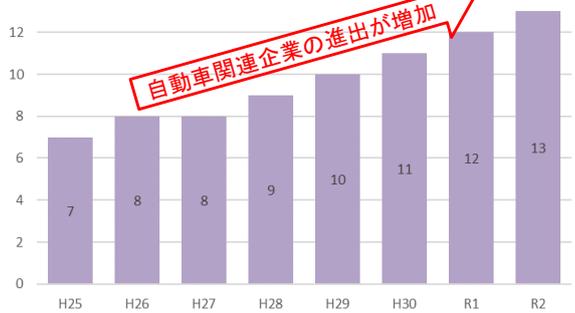
▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

78工場が新增設、703人の雇用創出

設備投資は、延べ665億円 (H24～R2)



新潟市 山形市 仙台市 首都圏



▲横手市の工業団地における自動車関連工場数の推移



▲イリソ電子社HPより (パワーレイン用コネクタ)

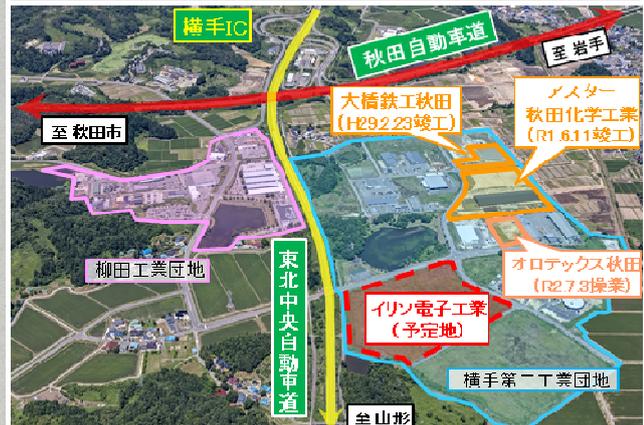


▲秋田魁新報 (R4.3.3)

コネクタ製造・イリソ電子工業(横浜市)
横手に工場、25年稼働
 EV普及見据え、雇用200人

2 自動車関連企業の増加

・県南地域では、高速道路を活かした輸送効率化により、自動車関連企業の進出が増加。
 ・企業が求める定時性を確保するため、事業中間の早期整備と暫定2車線区間の4車線化が急務。



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

VII-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する幹線道路網の整備

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活性化させる必要があることから、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

- (1) 新広域道路交通計画で位置付けた、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化や整備実現に向けた支援を行うこと。
特に、高速道路を補完し地域間を連結する次の道路について、重点的に整備を促進すること。
 - ① 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内～卒田間）」について、事業化に向けた計画の策定を進めること。
 - ② 国道105号「大覚野峠防災（直轄権限代行事業）」について、早期の着工を図ること。
- (2) 主要な幹線国道である次の路線の整備及び機能強化を図ること。
 - ① 計画段階評価を行っている国道13号「横手北道路」について、早期に事業化すること。
 - ② 令和4年度に新規事業化となった、国道7号「秋田南拡幅」について、早期に着工すること。
また、国道13号「河辺拡幅」等の整備を促進すること。
- (3) 安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道105号「幸屋渡工区」や国道107号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田市と盛岡市を最短で結び、県央部の「横軸」である国道46号の「生保内～卒田間」は、線形不良等により、物流を担う車両通行に支障を来しているほか、死傷事故件数が多いなどの現道課題があるため、早期の事業化が必要です。
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、高速道路とのダブルネットワークの構築に向けて、早期の整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線となっていることから、早期の整備が必要です。
特に、国道13号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所や交通事故多発区間があるほか、路肩狭小部において、冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題があることから、早期の事業化が必要です。
- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路ネットワークの充実・強化を図る必要があります。特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口を拡大させるため、重点化により早期の整備が必要です。

高速道路を補完する幹線道路網

凡例

高速道路

- 供用済
- ▨ 整備中

自専道

- 供用済

国道105号「大覚野峠防災(直轄権限代行)」の早期着工を要望



雪崩 (H23.4月発生)

国道105号「大覚野峠地区」の現道において雪崩による通行規制が発生

国道46号「盛岡秋田道路(仙北市生保内～卒田間)」の事業化に向けた計画の策定を要望



H24.2月発生交通事故

急カーブ・急勾配箇所が多い国道46号「生保内～卒田間」

一般国道105号「幸屋渡工区」の予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望



秋田港と秋田北ICを結ぶ秋田港アクセス道路

国道7号「秋田南拡幅」の早期着工を要望



2車線区間の混雑状況

令和4年度新規事業化となった「秋田南拡幅」

国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を要望

国道107号「本荘道路」の予算確保を要望

国道13号「横手北道路」の早期事業化を要望



国道13号の冬期の混雑状況(横手市金沢中野地区)



VII-5 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に対する支援の拡充について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房
観光庁

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による影響を受けた地域の観光事業者を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等、観光流動を促進させるための地域の取組に対し、十分な予算を確保し積極的に支援を行うとともに、地方の実情に即した柔軟な制度運用を可能とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等の活用により、観光需要を喚起させるため地域独自の取組を実施し、観光事業者の支援を行っているところですが、事業の実施については、感染症の動向を見極めながら弾力的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。
- (2) 長期にわたり深刻な影響を受けている観光事業者が事業を継続するためには、臨時交付金や補助金の継続等により、地域の感染状況に応じて各地域が主体となった取組に対する各種支援の拡充等柔軟な対応が必要です。

(担当課室名 観光文化スポーツ部 観光振興課)

VII-6 地域公共交通の維持・確保に向けた乗合バス等への支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、自動車局

【提案・要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増している中であって、通学、通院、買い物等の日常生活に欠かせない乗合バスやコミュニティ交通の維持・確保を図るため、支援制度について次のとおり維持・拡充を図ること。

- (1) 市町村間を結ぶ主要な幹線路線を対象とする「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」について、十分な予算措置を講じて制度を維持するとともに、補助要件を緩和するなど制度の充実を図ること。
- (2) 地域内を運行する乗合バスやデマンドタクシー等を対象とする「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について、引き続き十分な予算措置を講じ、市町村毎に定められる上限額の水準を維持するとともに、新規性要件を緩和するなど制度の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子化及び人口減少が進行している当県では、「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の対象となる主要なバス路線であっても、多くの系統において、平均乗車密度が5人に満たない等により、対象経費の一部がカットされています。
また、一日当たりの輸送量の要件（15人以上）を満たせなくなる系統が増えており、コロナ禍に対応するための国の特例措置が終了した際には、多くの路線が補助対象外となることが想定されています。
- (2) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について、令和元年度以降は、年度途中の見直しにより市町村毎の国庫補助上限額が大幅に引き上げられ、生活交通を支える市町村や事業者から水準の維持を望む意見が示されています。
一方、当該国庫補助金は、運行ルートの設定において厳しい新規性要件が課せられていることから、他地域に先駆けて路線再編を実施した市町村が当該補助金を活用できないといった事例が見られます。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VII-7 第三セクター鉄道の運行継続に向けた支援の拡充について

国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

地域鉄道の安全性を向上させ、将来に向けた安定的な運行を確保するため、「鉄道施設総合安全対策事業費補助」など施設整備に係る国庫補助金について、必要な予算の確保と支援の拡充を図ること。

また、運行の継続が困難になるおそれのある旅客鉄道を対象に、国の支援の下で事業構造の変更等を行い経営の改善を図る「鉄道事業再構築事業」については、経常損益の黒字化を前提とせず、県や沿線市の運営費補助も含めた当期純利益で黒字化を目指す計画も対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の第三セクター鉄道である秋田内陸縦貫鉄道及び由利高原鉄道は、経営環境に恵まれない中山間地域に位置し、開業以前から恒常的な赤字計上が想定されながらも、県や沿線市町村等の出資により設立され、今日まで運行を継続してきました。
- (2) 両鉄道は、通学や通院といった住民生活を支える移動手段として利用されるとともに、近年は、国内外の観光客の旅の目的地として人気が高まり、当県ならではの貴重な誘客コンテンツとして、観光を通じた地域振興を図る上でも欠かせない路線となっています。
- (3) これらの鉄道について、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を克服し、安定した経営基盤の下で安全運行を行うため、引き続き国の支援の下で計画的な整備更新を行うことにしていますが、橋梁やトンネル、除雪車両等が耐用年数を経過するなど、今後とも大規模な整備の必要に迫られており、更なる国の支援を要する状況にあります。
- (4) また、鉄道事業再構築事業については、事業実施により鉄道事業の収支が黒字化する計画を策定することが要件となっていますが、この黒字化は、地方公共団体からの財政支援を含まない経常損益で達成しなければならないという取扱になっていることから、いずれの鉄道も、現行のルールの下では事業対象にはなり得ない状況です。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VII-8 スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について

文部科学省大臣官房、スポーツ庁

【提案・要望の内容】

スポーツの成長産業化とこれがもたらす効果を地域活性化に循環させる仕組みを構築するため、拠点となるスタジアム・アリーナの整備に対する新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、プロサッカーチームやバスケットボールチームなど、地域に密着したトップスポーツチームの活躍が、多くの県民に夢や元気を与え、交流人口拡大や地域活性化に大きく貢献しています。
- (2) 新スタジアムについては、「ブラウブリッツ秋田」が昨シーズンからＪ２リーグに昇格したこと等により、サッカー関係者を中心に整備を望む声が大きくなってきており、現在、秋田市において建設候補地の選定等を進めています。今後はその状況を踏まえ、県と秋田市が共同で、整備主体や運営主体のあり方など、事業手法等の検討を行うことにしています。
- (3) また、現在の県立体育館は建設から５３年を経過し老朽化が進んでおり、建替えを検討する時期を迎えています。建替えに当たっては、Ｂ１リーグによる使用に適したアリーナという観点に加え、各種イベントの開催等、幅広い利用に適した施設として整備することにしており、今年度は整備の基本構想策定に向けた基礎調査を行うことにしています。
- (4) トップスポーツチームの活動拠点として、県民の一体感の醸成やにぎわい創出に寄与するスタジアム・アリーナは、地域活性化のための起爆剤となる潜在力の高い基盤施設ですが、整備に対する支援制度がないため、地方においては、財源確保が施設整備の大きな足かせになっています。

(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

VII-9 国立公園等における公園施設の整備推進について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園については、来訪者の満足度向上に向けた公園内の施設整備が実施できるよう、十分な予算を確保すること。
また、県が国庫補助事業等により整備した既存施設については、国と地方の役割分担の原則に基づき、国への移管を進め、直轄事業として国が改築や改修を実施すること。
- (2) 国定公園については、公園利用者の安全性・快適性の向上を図る必要があることから、施設整備の予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立公園については、自然環境整備計画に基づき、施設の改修を進めていますが、過去数年間、要望に対して十分に予算が確保されず、事業の進捗に遅れが出ています。
- (2) 国定公園については、これまで国庫補助事業等により整備したのですが、年々施設の老朽化が進み大規模な改修を引き続き進めていく必要があります。
- (3) また、ここ数年頻発している自然災害に伴い、施設の早期復旧整備や公園の安全管理のための改修などが課題となっていることから、これらに適切に対応するための継続的な財源確保が必要です。

【参考資料】

(1) 十和田八幡平国立公園の利用者数 (単位：万人)

年次	H28	H29	H30	R元
利用者数	457	466	459	470

注)国立公園利用者数(公園、年次別)【環境省】

(2) 当県での自然環境整備交付金の要望と内示額 (単位：百万円・%)

年度		H30	R元	R2	R3	R4
項目						
国立公園	要望額	40	46	29	22	33
	内示額	18	46	22	12	16
国定公園	要望額	32	23	23	29	27
	内示額	23	23	21	23	15
計	要望額	72	69	52	51	60
	内示額	41	69	43	35	31
	配分率	57	100	83	69	52

(3) 自然環境整備交付金を活用して整備した例



- ・玉川温泉園地公衆トイレ改修工事(令和2年度繰越)

玉川温泉を起点とする、大噴などの火山地形を採勝する自然研究路の入り口にある公衆トイレで、便器を洋式に更新したほか、老朽化した屋根や内外装を改修した。



- ・須川高原園地キャンプ場管理棟改修工事(令和3年度)

周辺がブナで覆われ、四季折々、美しい景観を見せる須川湖に整備されたキャンプ場の管理棟で、平成30年度の雪害により破損した屋根と内外装を改修した。

(担当課室名 生活環境部自然保護課)

VIII 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり

VIII-1 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

- (1) 令和3年3月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は156か国中120位と先進国の中でも極めて低い水準にあるため、女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、女性の活躍推進について全国的なムーブメントを創るとともに、女性が個性と能力を十分に発揮できる環境整備に向けた取組をより強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり、計画的に行う事業を継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和3年3月に女性活躍推進法に基づく「秋田県女性活躍推進計画」と一体的に策定した「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に基づき、社会のあらゆる分野において誰もがその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進しています。
国では、令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指して取組を進めていますが、いまだにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性の参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

- (2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている（全国11位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、民間事業所における男性の育児休業取得率が14.8%（令和3年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。
- また、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰に向けた魅力ある職場づくりを進めていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。
- (3) こうしたことから、当県では、令和3年7月より民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めていくことにしています。
- (4) また、平成30年6月から、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。
- こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり、計画的に行う事業を継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組に関して、職業生活の活躍に関する取組と併せて実施することや、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。
- (5) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進めるためにも、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。
- 特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点评価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める 女性従業員の割合 (%)		順位		生産年齢人口における 女性の有業率 (%)	
東北	全国			東北	全国		
1	10	宮 城 県	16.8	1	3	山 形 県	74.3
2	11	山 形 県	16.7	2	11	秋 田 県	71.7
3	28	青 森 県	14.2	3	12	岩 手 県	71.6
4	32	福 島 県	13.7	4	22	青 森 県	69.7
5	38	岩 手 県	12.3	5	30	福 島 県	68.6
6	40	秋 田 県	12.0	6	35	宮 城 県	67.9
		全 国 平 均	14.8			全 国 平 均	68.5

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び
えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和3年12月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数300人以下の企業) (社)		順位		えるぼし認定企業数		順位		プラチナえるぼし認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	10	秋 田 県	428	1	11	岩 手 県	21	1	4	岩 手 県	1
2	15	岩 手 県	290	2	20	山 形 県	13	2	13	青 森 県	0
3	26	宮 城 県	164	3	22	宮 城 県	12	〃	〃	宮 城 県	0
4	32	山 形 県	130	〃	〃	福 島 県	12	〃	〃	秋 田 県	0
5	37	福 島 県	98	5	28	青 森 県	10	〃	〃	山 形 県	0
6	38	青 森 県	95	6	41	秋 田 県	5	〃	〃	福 島 県	0
		全 国 平 均	259			全 国 平 均	34			全 国 平 均	0.49

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び
びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和3年12月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		くるみん認定企業数		順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	24	宮 城 県	762	1	18	山 形 県	55	1	15	宮 城 県	6
2	27	福 島 県	660	2	23	宮 城 県	44	〃	〃	山 形 県	6
3	30	岩 手 県	617	〃	〃	福 島 県	44	3	25	青 森 県	4
4	33	秋 田 県	560	4	28	岩 手 県	42	〃	〃	福 島 県	4
5	38	山 形 県	412	5	34	青 森 県	35	5	30	岩 手 県	3
6	42	青 森 県	364	6	36	秋 田 県	30	6	46	秋 田 県	0
		全 国 平 均	1,043			全 国 平 均	79			全 国 平 均	10

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・ 設置時期 平成30年6月1日
- ・ 設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・ 委託先 秋田県商工会連合会
- ・ センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ④その他中小企業における取組の支援に関する業務

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

VIII-2 多様性に満ちた社会づくりの推進について

消費者庁
法務省人権擁護局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルスの感染者等に対する誹謗中傷のほか、性的指向、性自認等を理由とした差別、顧客等からの著しい迷惑行為など、SDGsの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備と共に、広報・啓発や教育の充実を図ること。

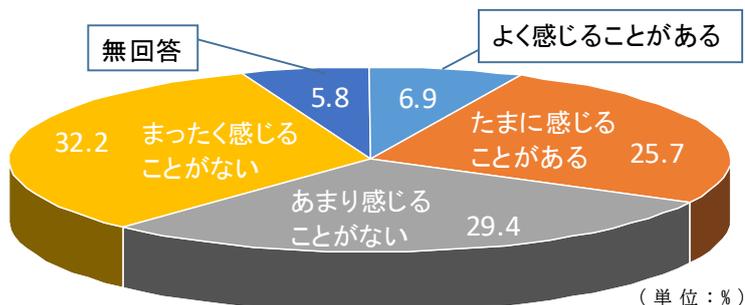
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 今般のコロナ禍により、当県においては、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷が大きな問題となり、これを契機として、県民意識調査や各種団体等への意見聴取を進めたところ、このほかにも男女の性差、性的指向・性自認等を理由とした差別、顧客等から労働者に対する暴言や執ようなクレーム等の著しい迷惑行為など、多くの県民が様々な差別等を感じていることが明らかとなりました。
- (2) 当県では、これらの差別等の解消を図り、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会の実現を目指し、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定し、差別等全般に関する教育、広報・啓発や相談体制の整備を進めています。
- (3) また、差別等の種類毎の対策としては、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷の防止に向けた関係団体等との共同宣言を行ったほか、性的指向が異性のみではない人等を対象にしたパートナーシップ宣誓証明制度を開始しました。
- (4) 差別等については、当県のみの問題ではなく、社会的な議論や対策の全国的な展開が必要であり、とりわけ性的少数者については、パートナーシップ宣誓証明制度の都道府県を跨いだ取扱いや性別のある施設の利用にかかる全国共通の取扱いなどに関して、国の責任において、法令等の整備を進めていく必要があります。

【参考資料】

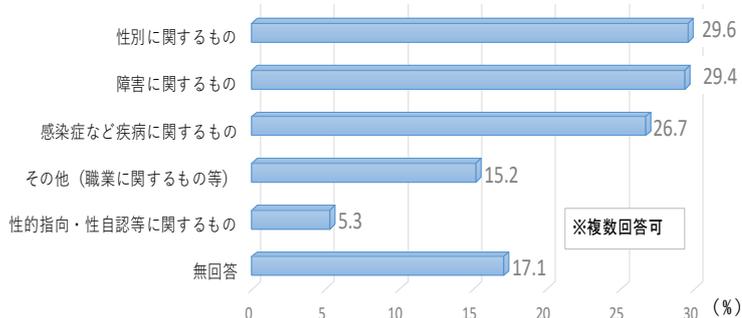
1 差別等を感じる機会の有無

- ・頻度にかかわらず差別を感じている人の合計は62.0%であり、過半数が何らかの差別等を感じている。



2 感じる差別等の種類

- ・「性別に関するもの」が29.6%、次いで「障害に関するもの」が29.4%となっている。
- ・「感染症など疾病に関するもの」が26.7%と3番目に高い割合であり、コロナ禍の影響が見られる。



出典：令和3年度 県民意識調査報告書

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課)

VIII-3 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部
総務省自治財政局
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局、
保険局

【提案・要望の内容】

- (1) 我が国の出生数は年々減少しており、少子化対策は国家的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、若い世代が結婚、出産・妊娠、子育てに希望を持つことができる環境づくりを一層推進すること。
- (2) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる特定の事業は複数年度継続して交付対象にするなど、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。
- (3) 地方公共団体が、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (4) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展しており、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることから、国は、その責任において、これまで以上にポジティブイメージの醸成や経済的支援など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。
- (2) 当県においては、出生率の全国値は人口千対6.8（令和2年）であるのに対し、4.7と全国最下位であることなどから、その対策を講じることが最重要課題とし、県政運営指針である「新秋田元気創造プラン」に少

子化対策を位置づけ、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策をはじめ、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。

- (3) こうした取組を一層効果的に継続して推進するため、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、各地方公共団体の裁量を拡大し対象事業内容の柔軟な制度設計を可能にするとともに、結婚支援センターの運営など既の実施し、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。
- (4) 全国的に地方公共団体が独自に行っている、2歳児以下への保育料助成等について、少子化が進行している中において、先進的に取り組む地方公共団体に対しては、地方財政措置を講じることが必要です。
- (5) また、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。
子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

【参考資料】

1 「新秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯
第2子以降の副食費全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

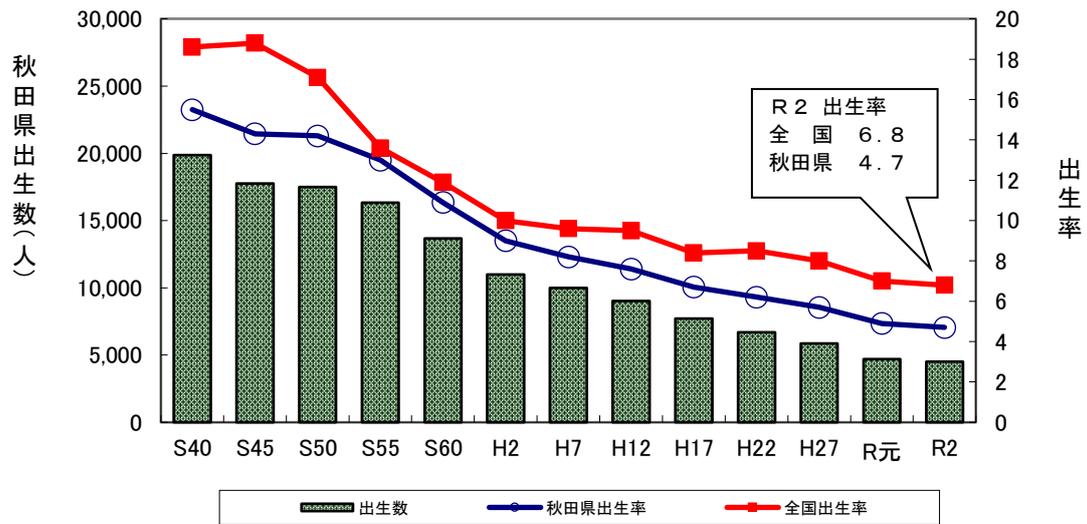
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成する。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

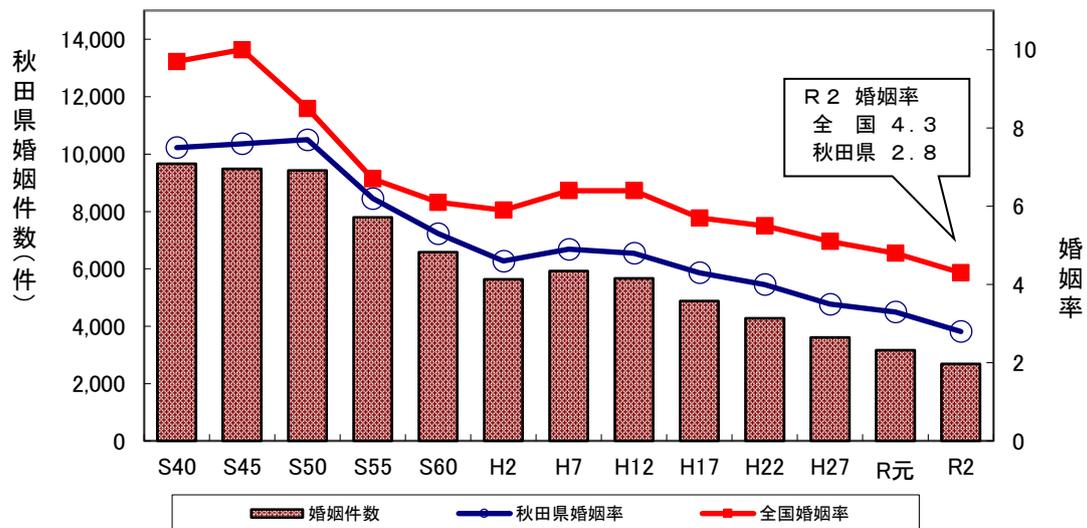
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月当たり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



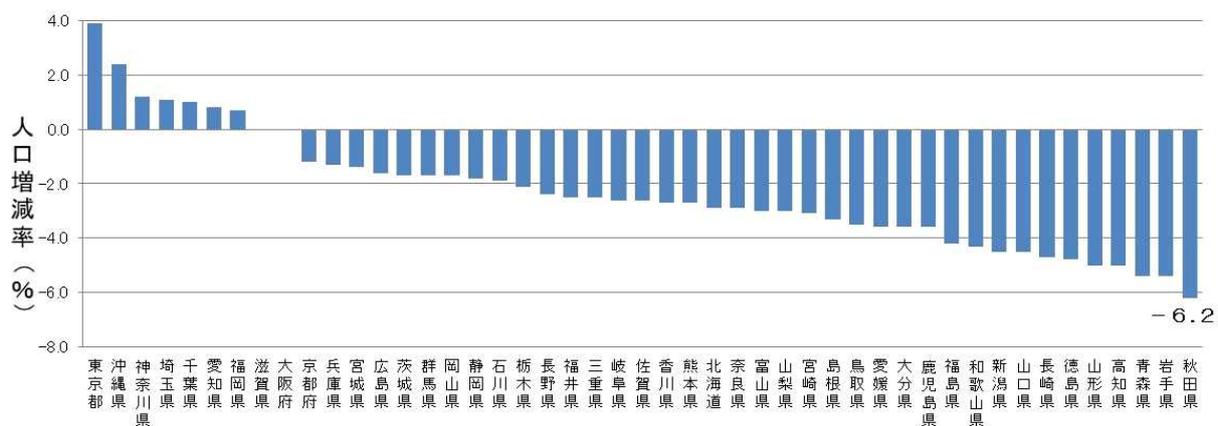
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成27～令和2年）



出典：令和2年国勢調査【総務省統計局】

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室）

VIII-4 良好な市街地形成とコンパクトなまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【提案・要望の内容】

円滑な都市内交通の確保や都市の防災機能の強化を図り、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路及び防災公園の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 市街地における交通の円滑化や通学路の交通安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」等の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全の確保に加えて、無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」等の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (3) 中心市街地の交流拠点である「千秋公園（秋田市）」や、災害から住民を守る拠点となる「赤坂総合公園（横手市）」などの公園の整備に必要な予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、市町村が進める「立地適正化計画」策定を支援するため、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。
まちづくりの基盤となる街路事業や通学路合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策を速やかに実施することが必要です。
- (2) 令和元年12月に「秋田県無電柱化推進計画」を策定し、都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を進めています。
電線管理者と連携しながら、防災・減災に資する無電柱化を確実にかつ計画的に進め、安全・安心な都市空間を確保することが必要です。
- (3) 市町村における地域のにぎわいの創出や総合的な防災機能の向上のため、公園整備が必要です。

良好な市街地形成とコンパクトなまちづくりに資する都市施設の整備

秋田市

秋田市立地適正化計画[H30.3策定]

新屋土崎線 旭南工区

慢性的渋滞、歩道狭小
→ 4車線化・無電柱化により
円滑で安全な交通環境へ



県街路事業により
都市内交通の円滑化や
無電柱化を推進



横手市

横手市立地適正化計画[H31.3策定]

八幡根岸線 根岸町工区

通学路及び医療機関等へのアクセス道路
であるが歩道がなく幅員狭小
→ 道路拡幅・歩道整備により円滑な
交通の確保と交通安全の向上へ



県街路事業により児童の
交通安全及び市街地での
円滑な交通を確保

にぎわいの創出



防災機能の向上



VIII-5 持続可能な生活排水処理事業への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

人口減少が全国で最も早く進む当県において、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、下水汚泥の資源化や再生可能エネルギーの導入による地域循環共生圏の構築への取組に向けて、必要な予算を確保すること。

- (1) 生活排水処理施設から発生する汚泥を広域的に集約し、利活用を図るため、県が県南地区4市2町の下水汚泥を肥料化する広域汚泥資源化事業の実施について、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 地域循環共生圏構築の核となる流域下水道において、地域資源活用の拠点化と脱炭素化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の事業実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和2年度より供用している県北地区広域汚泥資源化事業に引き続き、関連市町から発生する下水汚泥を県流域下水道へ集約し肥料化に取り組む「県南地区広域汚泥資源化事業」は、今年度、民間のノウハウの活用による設計・施工及び管理運営を一体としたDBO方式による発注を予定しており、本事業の継続的な予算の確保が必要です。
- (2) 脱炭素化を実現する地域社会の形成を目指す当県において、持続可能な資源循環システムの構築を推進するため、下水汚泥の資源化への転換や再生可能エネルギー導入による脱炭素化など、地域資源活用の拠点化を図る「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の実施に向けた予算の確保が必要です。

持続可能な生活排水処理事業に向けた取組

秋田臨海処理センター リノベーション計画

再生可能エネルギー発電設備導入



余剰電力の場外供給
周辺公共施設の脱炭素化

◆秋田臨海処理センターに、汚泥資源や未利用資産を活用した再生可能エネルギー発電設備を導入することで、処理場と地域を脱炭素化する事業。

【事業期間：R2～R7(予定)】

県北地区広域汚泥資源化事業

◆県北地区3市3町1組合の汚泥を県流域下水道大館処理センターへ集約し、資源化する事業

【R1工事完成、R2供用開始】

県北地区広域汚泥資源化事業



県南地区広域汚泥資源化事業

◆県南地区4市2町の下汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約し、肥料化する事業

【R元～R2基本計画、R3要求性能・評価項目検討、R4～6設計及び施工、R7供用開始(予定)】



県流域下水道 横手処理センター

DBO方式

効率的な予算の執行と民間のノウハウを活用するため、設計・施工及び管理運営を一括して発注



協定締結式

- T 流域下水道処理場
- T 単独公共下水道処理場
- し尿処理場

県南地区広域汚泥資源化事業

IX 健康長寿・地域共生社会の実現

IX-1 新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制の確保にかかる支援について

厚生労働省大臣官房、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、保険局

【提案・要望の内容】

- (1) 病床・宿泊療養施設の確保や、自宅療養者の健康管理、PCR等検査体制の整備、保健所機能の強化等に向け、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や地域の実情に応じた弾力的運用など、財政支援の拡充をはじめ必要な支援を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の治療に有効な経口薬・中和抗体薬や、検査に必要なキット・試薬について、備蓄も含めた十分な量の確保と共に、医療機関・薬局等への安定供給を図ること。
- (3) 地方公共団体における新型コロナワクチンの接種体制の確保に必要な財源措置を引き続き講じるとともに、必要となるワクチンの確実な供給や接種の安全性・有効性に関する情報発信の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、これまで独自の入院患者受入医療機関への応援金などにより、病床や医療従事者の確保を図ってきましたが、広い県土において医療資源が限られていることから、保健・医療提供体制の維持・充実に必要な財源等の支援が不可欠です。
- (2) 経口薬の医療機関・薬局の登録や、中和抗体薬の集中的な投与体制の構築を進めてきましたが、高齢者の割合が大きい当県では、有効な治療薬を重症化リスクの高い患者に迅速に投与していく必要があります。
また、高齢者への感染防止や早期治療のためには、抗原定性検査キットやPCR等による検査を迅速に実施していく必要があります。
- (3) オミクロン株による第6波の感染拡大では、高齢者施設でのクラスターや高齢者への家庭内感染が多く見られたことから、感染や重症化の抑制に向け、高齢者をはじめ接種可能な全ての年齢層において、追加接種を含めワクチン接種を促進していく必要があります。

【参考資料】

1 新型コロナウイルス感染症の状況（令和4年5月8日現在）

（単位：人）

入院者	うち 重症者	宿泊 療養者	社会福祉施 設等療養者	自宅 療養者	入院等 調整中	退院・療養 解除者	死亡者
99	1	82	97	1,827	448	24,035	64

2 医療提供体制等

（1）外来医療体制

- 診療・検査医療機関：290か所
- 地域・外来検査センター：2か所

（2）検査体制

- 検査(分析)能力：8,494件/日（最大時、抗原定性検査キットを含む）

（3）入院医療体制

- 患者受入のための病床数：289床（19病院）（単位：人）

重症度別	重 症	中等症Ⅱ	中等症Ⅰ・軽症	合 計
受入可能患者数	24	128	137	289

- 軽症者等受入のための宿泊療養居室：415室518人（5施設）

3 ワクチンの3回目接種状況（令和4年5月8日現在）

	1回目	2回目	3回目
総接種回数	846,196	831,293	588,283
対全人口接種率（%）	87.1	85.6	60.6
参考（全国接種率）（%）	81.5	80.2	54.2

（担当課室名 健康福祉部保健・疾病対策課、医務薬事課）

IX-2 介護施設に入所する人工透析患者への介護報酬上の配慮について（新規）

厚生労働省老健局

【提案・要望の内容】

介護施設が人工透析患者を受け入れる場合にかかり増しとなる経費相当分を介護報酬に反映させるよう制度を改正すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 人工透析患者の増加と高齢化の進行、さらには要介護認定者の重度化傾向が相まって、当県の人工透析患者のうち、重度の要介護認定者数は増加傾向にあります。

介護保険制度においては、人工透析患者が要介護状態になった場合においても、利用者の選択に基づき、適切な介護サービスの提供を受けられる環境を整備する必要があると、特に、重度の要介護認定者が円滑に施設入所できる環境を整備することは、家族の介護負担の軽減を図る上でも、重要な課題になっています。

- (2) 人工透析患者は、おおむね週3回の通院治療を必要とします。

しかしながら、人工透析患者が介護施設に入所した場合の通院にかかる費用や労力は、介護報酬において評価されておらず、施設の負担となっています。

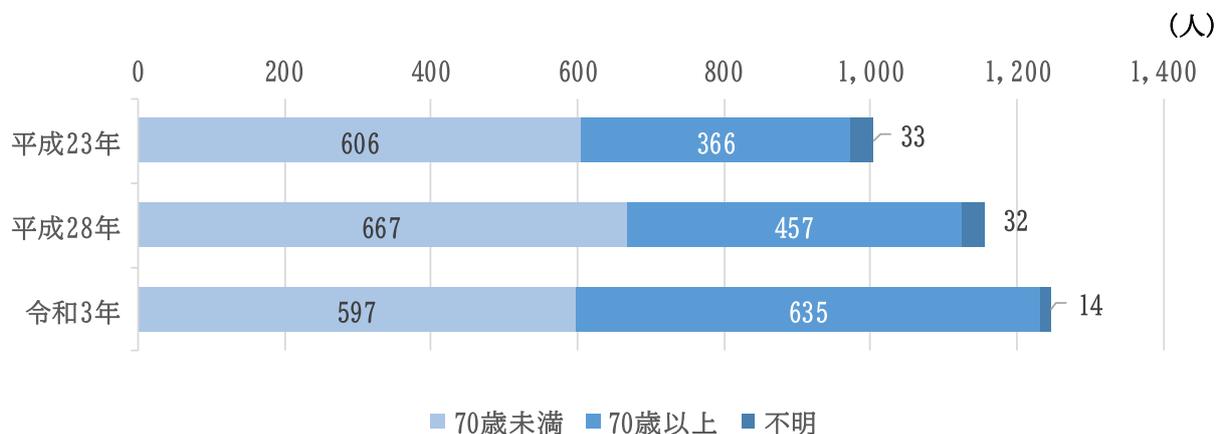
- (3) 当県では関係団体との協議の場等を通じ、介護施設における人工透析患者の受入れについて働きかけを行っていますが、通院にかかる費用負担等が障害となり、受入れが進まない状況となっています。

【参考資料】

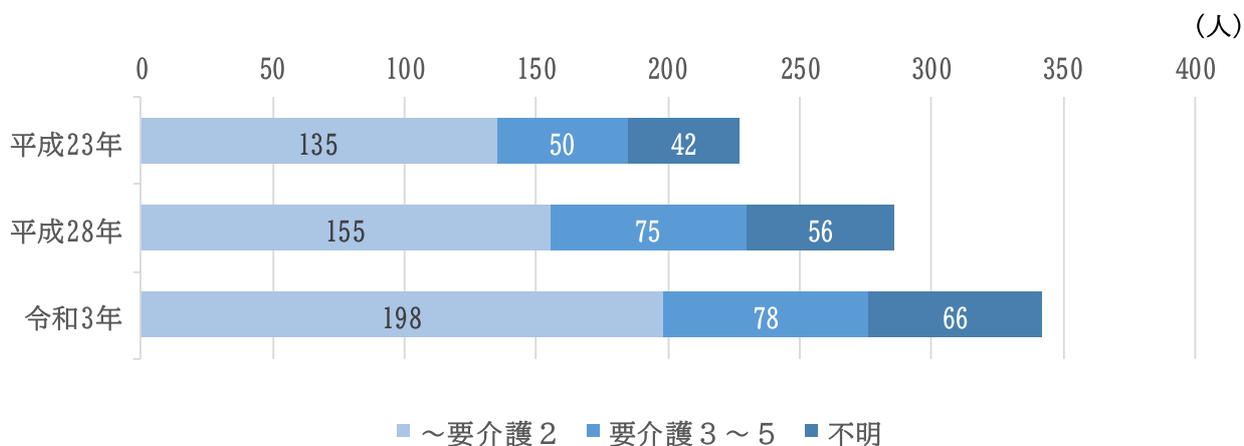
当県の人工透析患者の状況

(秋田県腎臓病患者連絡協議会「秋田県内透析患者実態調査報告書」より)

○年齢区分別回答者（患者）数の推移



○人工透析患者の要介護度別認定者数の推移



※秋田県内透析患者実態調査報告書について

秋田県腎臓病患者連絡協議会が県内の人工透析患者を対象として、5年毎に実施している調査。回収率は約6割。

(担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

IX-3 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、秋田県防災・減災・国土強靱化計画（平成29年3月策定・令和3年9月改定）では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

（担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

IX-4 ひきこもり支援の推進について

内閣府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室
厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

ひきこもり支援について、国として精神保健、医療、福祉、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られた総合的な取組として体系化するとともに、高齢化やひきこもりの長期化による8050等の深刻な課題にも効果的に取り組めるよう、人材育成等に関する技術的支援や地域における取組に対する財政的支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では精神保健福祉センター内に設置した「ひきこもり相談支援センター」を中心に、当事者・家族への相談支援、事業所の協力を得て行う社会とのつながり支援（職親）事業による社会参加の機会の提供を行っています。また、令和3年度からは、ひきこもり相談支援センター及び地域振興局福祉環境部（保健所）と連携したモデル事業を開始し、市町村における相談支援体制の整備・機能強化に取り組んでいます。
- (2) 県が令和2年に秋田県民生児童委員協議会の協力により行った実態調査では、647人の民生委員・児童委員が、987人のひきこもり状態にある方を確認しており、その内訳は30代から40代の方が5割弱を占め、ひきこもりの期間が10年以上となる方が多くなっており、ひきこもりの長期化に伴う問題の深刻化が危惧される状況になっています。
- (3) 国は、現在、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業や、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」による施策において、地方公共団体に対し、年齢にかかわらず、かつ、特定の期間を区切ることなく、支援に取り組むことを求めています。しかしながら、ひきこもり要因の多様さや8050等、今後の地域課題に対応していくためには、これまでの取組のほか、国において福祉、保健、労働、教育などの関連分野を跨ぐ効果的な支援方法に関する研究を推進し、ひきこもり支援を総合的な施策として位置づけることが必要です。

- (4) また、地方においては、ひきこもりやその家庭に継続的に関与しながら支援する人材や、支援者に対する指導を行う専門的な人材が不足していることから、地域において中・長期的に課題に取り組むことができるよう、国において技術的・財政的支援の充実を図る必要があります。

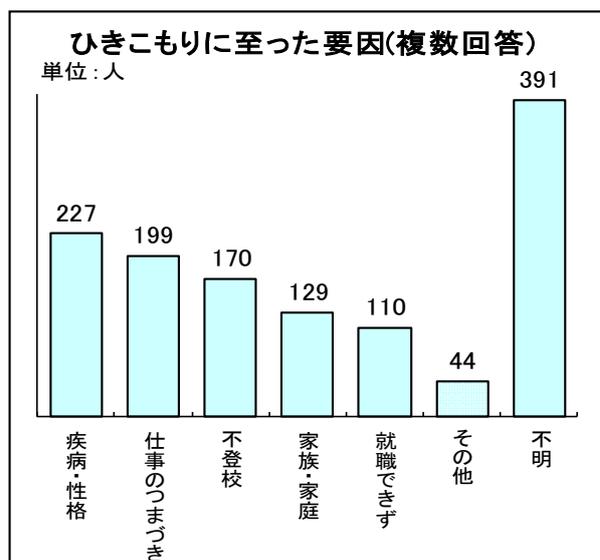
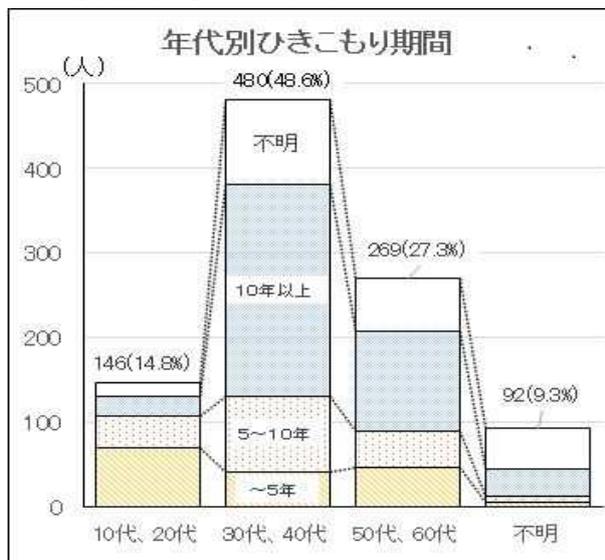
【参考資料】

1 ひきこもり相談支援センター・地域振興局福祉環境部での相談実績 延べ件数：単位（人）

	電話・面接	訪問	計
平成30年度	641	128	769
令和元年度	933	75	1,008
令和2年度	684	75	759

2 秋田県ひきこもりに関する実態調査の概要

- ・県内の民生委員・児童委員全員を対象にアンケート調査を実施
- ・民生委員・児童委員3,267人中1,926人が回答（回収率59.0%）
- ・令和2年11月現在でひきこもり状態にあることが確認された987人の状況は以下のとおり



3 県内市町村におけるひきこもり支援の課題

- ・令和3年9月に県内25市町村に対しアンケート調査を実施
- ・市町村では「相談の継続」（11市町村）、「専門的知識を有する人材の育成」（13市町村）、「支援（助言）のノウハウ」（16市町村）等に課題を感じており、相談支援に関する技術的な助言・指導を要望している。

（担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

IX-5 医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

- (1) 新専門医制度については、大都市圏の募集定員枠は依然として大きく、専攻医の集中を招いていることから、地域別・診療科別の適正な定員を設定するなど、医師の偏在解消に実効性のある制度運用となるよう、国が主体的に一般社団法人日本専門医機構に働きかけること。
- (2) 医師少数区域等での勤務を促進するため、当該区域等での勤務のインセンティブとなる医師の認定制度については、対象となる病院を公的医療機関などに拡大することや、勤務期間を延長するなど、地域の実情を踏まえ、医師の地域偏在の解消に向けた制度の早急な見直しを図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和元年度に国が示した医師偏在指標では、当県は全国第41位であり、また、二次医療圏別では、秋田周辺以外の二次医療圏が医師少数区域となっています。
- (2) 新専門医制度の開始以降、定員枠は削減しているものの、全国において大都市圏（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）の専攻医が占める割合は、平成30年度が46%、令和3年度では44%と、依然として高い水準で推移しており、その結果、当県においては、臨床研修修了後の医師の県内定着率が、制度開始前4年間の平均82.6%に対して、開始後4年間の平均が67.2%と制度移行により15ポイント以上低下しています。
- (3) 昨年から新制度による専門医が誕生していますが、今後は5年毎の更新が必要となり、日本専門医機構においては、専門医が自主的に医師不足地域での勤務を経験することへのインセンティブの付与等に関する議論が継続されています。

新専門医制度の運用は、医師の地域偏在に及ぼす影響が大きいことから、日本専門医機構の制度運営に対して、国の関与により実効性のある対策を講じる必要があります。

- (4) 医療法の一部改正（令和2年4月1日施行分）による医師の認定制度では、医師少数区域等における勤務経験が管理者要件となる病院が「地域医療支援病院」のみであることと、勤務経験として必要な期間が6か月と短期間であることから、医師の地域偏在対策としては効果が限定的です。
- (5) 当県では、医師不足と地域偏在の解消に向け、平成18年度以降、秋田大学の地域枠等の医学生に修学資金を貸与してきたほか、平成28年度から東北医科薬科大学の地域枠医学生に修学資金の貸与を開始するとともに、昨年度は岩手医科大学に地域枠を新設するなど、医師確保対策に取り組んできましたが、県単独の取組には限界があります。

【参考資料】

当県の3年目県内勤務（定着）医師数の推移 (単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
臨床研修修了者数（前年度末）	70	63	65	60	84	77	76	62
3年目県内勤務（定着）医師数	63	54	46	50	59	43	49	50
定着率 (%)	90.0	85.7	70.8	83.3	70.2	55.8	64.5	80.6
	82.6				67.2			

(出典：医療人材対策室資料)

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室)

X 新たな時代を拓く教育・人づくり

X-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数教育によるきめ細かな指導が、全ての学級で、その実情に合わせて展開できるよう、中学校全学年における安定的な35人以下学級の制度化を計画的に進めること。
- (2) 小学校高学年における教科担任制の推進に向けて、専科教員による指導の充実を図るとともに、学校の働き方改革を一層推し進めるために、加配の拡充と運用条件の改善を図ること。
- (3) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実を図るための加配を拡充すること。
- (4) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せて、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (5) 特別な支援を要する児童生徒が年々増加していることから、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級の算定基準を見直すこと。
- (6) 再任用教職員の短時間勤務に対し、定数外としての財源措置を行うこと。
- (7) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、働き方改革を進め、教育環境を一層充実させるために(1)から(6)までの内容に対応した教職員定数改善計画を早急に策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生(平成13年度)及び中学校1年生(平成14年度)において30人程度学級編制を導入しました。
その後、順次、対象学年を拡充し、平成28年度の小学校6年生への拡充により、義務教育全学年で実施しています。
この取組の成果は、学習指導、生徒指導の両面において現れていますが、当県の財政状況が厳しさを増す中であって、これまでの成果と課題、学校からの要望等を踏まえ、より効果的な運用方法を検討する必要があります。

今後も継続的に、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、一層の成果を生み出していくためには、中学校における国の35人以下学級の制度化推進が必要です。

- (2) 専門性を生かした指導の充実と学校における働き方改革への支援として、指導方法工夫改善加配として小学校専科指導のための定数が措置されていますが、専科指導教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、国が示す配置要件を満たすことが困難な状況が続いています。

全ての学校が専門性を生かした指導体制の強化・充実と働き方改革を推進して教員の負担軽減を図るために、加配の拡充と弾力的運用を可能とする運用条件の改善が必要です。

- (3) 近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体での組織的な取組が不可欠となっています。また、少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模校化が進んでいる中、児童生徒が教育環境の変化に適切に対応できるよう、支援体制の充実が必要です。

こうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するとともに、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築する必要があることから、基礎定数以外の教員の加配が欠かせません。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒への対応においては、インクルーシブ教育の視点から、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加し、それに伴い通級指導教室の需要が高まっており、市町村からの要望に対して十分に対応できない状況です。今後更に増加すると予想される、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対するきめ細かな指導を充実させるため、通級指導教室に係る教職員定数の拡充が必要です。

- (4) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、困難化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対応することが求められており、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正するため、複数配置の算定基準を引き下げる必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村から職員の配置を求められていることから、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進む中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げと併せて、外部人材を積極的に活用するためのコーディネート役等を担う専門スタッフの配置の拡充も必要です。

- (5) 現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定基準では、特別支援学級は、1学級8人までとなっていますが、この基準では、通常の学級の児童生徒よりも、よりきめ細かな支援を要する特別支援学級の児童生徒に対して十分な対応ができない状況です。

十分な教育環境を整え、児童生徒及び保護者が安心して教育を受けられるようにするとともに、特別支援学級を担当する教員の負担を軽減するため、算定基準の改善が必要です。

- (6) 今後、当県においても定年延長制度の条例化が見込まれていることから、暫定再任用短時間勤務者に加え、定年前再任用短時間勤務者の増加も予想されます。

短時間勤務者が著しく増加した場合には、学級担任を持っていないなど、学校現場への負担が大きくなることが予想されます。

当県の厳しい財政状況においては、短時間勤務者を定数外の職として県単独の財政措置を行うことは困難であり、再任用教職員の短時間勤務に対しての国による定数外としての財源措置が必要です。

- (7) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかし、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況においては、地方において、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。

また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、教員への志望を敬遠することにもつながりかねません。

加えて、人口減少が大きな課題となっている当県にとっては、働き方改革を推進し、教員を志望する若者を増加させることが喫緊の課題です。

教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早急に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

(担当課室名 教育庁義務教育課)

X-2 補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について（拡充）

文部科学省初等中等教育局、スポーツ庁、文化庁

【提案・要望の内容】

- (1) 消毒作業や検温業務、児童生徒の健康観察集計業務などの新型コロナウイルス感染症対策や学校における業務の多様化に伴う、教員の負担増加への対応が喫緊の課題として挙げられている。教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策や校務を支援する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置にかかる財源措置の拡充を図ること。
- (2) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校はチームとして様々な教育課題に対応していく必要が生じている。教員の学校業務の負担を軽減し、児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学力向上を目的とした学校教育活動支援にかかる財源措置の拡充を図ること。
- (3) 部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるように、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財源措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる新しい生活様式に対応した学習環境の整備によって生じた教員の業務負担の軽減を図るため、今年度、消毒作業や資料の印刷・配布準備、教室環境の整備など校務に関わる支援を行う教員業務支援員を79名配置し、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制づくりを目指しています。
新型コロナウイルス感染症の影響により増加した教員の業務支援に対する学校のニーズは高く、教員業務支援員の配置を希望する市町村も多くあります。しかし、経費の3分の1が国庫負担であるとはいえ、当県の厳しい財政状況の下、全ての市町村に教員業務支援員の配置を行うことは困難です。したがって、補習等のための指導員等派遣事業における教員業務支援員の配置にかかる財源措置の更なる拡充が必要です。

- (2) 当県においては、児童生徒一人一人の学びにきめ細かく対応し、個別最適な学びと協働的な学びの実現に必要な学校教育活動を支援する人材を配置するため、今年度、教員免許を必要とする専門性の高い業務を担う学習指導員を12名配置しています。これにより、コロナ禍においても、新しい生活様式に対応した少人数学習にかかる教科指導やTT指導、放課後の補習、授業準備等を行い、児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現することを目指しています。

しかしながら、学力向上を目的とした学校教育活動支援においては、当県の厳しい財政状況の下、学習指導員の配置校及び配置人数が年々減少してきています。需要数に見合う人的配置が見込めない状況にあることから、当事業における財源措置の更なる拡充が必要です。

- (3) 当県教育委員会の調査では、当県中学校教員の多忙化を感じる要因の第1位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部を担当することにより、専門的な指導ができないなど心理的な不安を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、今年度、中学校における部活動指導員の配置事業を活用し、12市1県立中学校68名の配置を予定していますが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、活用の希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

スポーツ庁は、令和3年度から「休日の部活動の段階的な地域移行に向けた調査・研究」を進めており、将来的には部活動を地域の活動として展開するという構想を描いています。しかし、当県においては受け皿となる組織・団体が少ないなど課題も多く、当面の間、部活動指導員の配置が必要です。

文化庁でも文化部活動を対象とした地域移行の事業を進めており、より幅広い教員の支援を目指しているところです。

部活動指導員の財源は地方財政措置がなされているとはいえ、当県の財政難は今後も続くことが予想されるため、本事業にかかる国の予算総額の増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、財源措置の更なる拡充が必要です。

(担当課室名 教育庁義務教育課、保健体育課)

X-3 幼児教育・保育施設における保育士等の確保に向けた 対策の強化について（新規）

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の更なる処遇改善や職員配置基準の見直しなど、人材確保等における実効性のある施策に取り組むとともに、国の責任において財政措置を講じること。
- (2) 障害児を受け入れる私立幼稚園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入障害児が1人であっても補助対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 保育士等の処遇改善については、国では、令和3年度補正予算などにより累次にわたって取り組んでいるものの、依然として他業種と比較して低い賃金水準の影響などから離職者も多く、保育士等の求職者数は求人数を充足するに至っていません。
また、公定価格における職員配置基準は、保育の実情に合わないものとなっており、低い賃金水準や多忙化の要因ともなっています。
幼児期の教育・保育の質の向上のため、仕事を志す人や現に従事している人が、将来に希望を持ち安心して仕事を選択・継続できるよう、修学資金制度の継続、配置基準の見直しによる更なる処遇改善や業務の負担軽減を図ることが必要です。
- (2) 幼児教育・保育施設を利用する障害児は年々増加し、施設においてきめ細かな対応が求められる中、特別支援教育経費の国庫補助対象は、障害児2名からとされており、当県では障害児が1人しかいない場合は独自に補助していますが、支援体制を強化するため、制度の拡充が必要です。

(担当課室名 教育庁幼保推進課)

X-4 デジタル教育の充実に対する支援について（新規）

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 全ての高等学校において質の高いプログラミング教育を展開するため、外部専門人材の活用等に要する経費について、財政支援措置を講じること。
- (2) E d T e c h教材やデジタル教科書など、学習用デジタルコンテンツの開発・普及を国として推進すること。
- (3) 誰もがICTを活用した学習を実施できるよう、家庭の通信環境整備について、支援の更なる充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では全ての県立高校において最先端のプログラミング教育を実施するほか、普通高校へのデジタル探究コースの設置や専門高校の学習環境のICT化を進めることにしています。生徒を最先端のICT技術に触れさせるとともに、教員の指導力向上を図るためには、専門的な知識を持った外部人材の活用が必須であり、そのための費用の助成が必要です。
- (2) 当県では、高校生を含む全ての公立学校の児童生徒に1人1台端末の整備が完了しています。整備された機器の最大限の活用を図るためには、学習教材の一層の充実が求められます。
- (3) 当県が高校生を対象に実施したアンケートでは、約6%の家庭でWi-Fi環境が整っていません。特に経済的理由により家庭の学習環境に差が生じることは、避けなければならないと考えられます。
奨学給付金に通信費相当額が含まれるものの、実勢価格との差があることから全ての生徒の学習環境を整えるためには、制度の充実が必要です。

(担当課室名 教育庁高校教育課)

X-5 世界遺産の整備について（新規）

文化庁

【提案・要望の内容】

世界遺産一覧表に記載された国内の世界文化遺産にかかる整備事業のうち、ユネスコ勧告へ対応するために実施する事業について、遺産影響評価に関して適切に指導するとともに、財政支援措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である大湯環状列石については、資産の主要部である二つの環状列石を分断する形で県道十二所花輪大湯線が通っており、これがユネスコ勧告の「不適切要素」に該当しています。

当県では、令和3年度から県道を資産外へ移設する取組を開始していますが、今後移設する道路の予備設計、詳細設計、工事施工及び既存道の撤去並びに撤去後の史跡整備を実施するに当たり、多額の事業費を要することが見込まれます。

【参考資料】



二つの環状列石と道路
(左が野中堂環状列石、右が万座環状列石)

(担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室)

X-6 地方における多文化共生社会の実現について（拡充）

出入国在留管理庁
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方における外国人からの相談対応機能を充実させるため、「外国人受入環境整備交付金」を来年度以降も継続し、十分な予算措置を講じること。
また、多文化共生施策の更なる推進にかかる地方財政措置を継続するとともに、地域の実情に合わせて事業を実施できるよう交付金の対象メニューを拡充すること。
- (2) 住民が必要とする防災や感染症などの正確な知識の普及啓発及び個人が行うべき予防対策に関する情報について、国が主体的に多言語により適切なタイミングで情報提供を行うこと。
- (3) ウクライナからわが国への避難民の受入れに当たっては、身元引受の有無を問わず、ウクライナ避難民が安定した生活基盤を築くことができるよう十分な予算措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等により、今後、外国人住民数の増加が予想されることから、地方において外国人向けの相談体制を充実させ、継続的に事業を実施するためには、外国人受入環境整備交付金など、国による財政支援が必要不可欠です。
また、地域の実情に応じて日本語教室を核とした相談体制の構築や運営に要する経費も交付金の対象とすることで、相談対応機能の充実を図ることができます。
- (2) 全国的な危機管理対策が求められる状況においては、国が一括して多言語による危機管理情報を提供するとともに、地方公共団体がその情報へ誘導する役割を担うことにより、正確な情報を効率的に発信することが可能です。
このため、当県では独自に「やさしい日本語」や多言語を活用した防災

に関するリーフレットや手ぬぐい等のグッズを無料配布するなど、積極的な情報発信に努めていますが、国と地方の連携により、一層効果的な情報発信の仕組みを構築でき、災害発生時などの危機的状況において、日本語が分からない住民にも大きな安心感を与えることが可能です。

- (3) 避難民の受入れに当たっては、先般、国から支援内容が示されましたが、避難民の方々の生活実態に応じて支援内容を柔軟に見直していくことが必要です。

また、支援対象が身元引受のない方への支援にとどまっていることから、親族や知人を頼って来日する身元引受のある避難民に対しても同様の支援を行うことが必要です。

(担当課室名 企画振興部国際課)

X-7 学校図書館・公立図書館の資料の充実について

文部科学省総合教育政策局

【提案・要望の内容】

電子書籍やオーディオブック等、読書の多様化に対応することにより、児童生徒や地域住民が様々な書籍等に触れる機会を提供し、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、学校図書館・公立図書館の資料購入費にかかる国の財政支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、平成22年3月、全国に先駆けて「県民の読書活動の推進に関する条例」を制定し、「県民読書の日（毎年11月1日）」を中心とした全県的なイベントの開催や、公立図書館や公民館図書室、学校図書館を拠点とする地域の読書環境の充実に努めてきました。
- (2) 現在は、第3次読書活動推進基本計画（令和3年度～7年度）に基づき、市町村と連携しながら、家庭、学校、地域・職場における読書活動の推進に取り組み、生涯にわたって読書に親しみ、心豊かな社会の実現を目指した環境づくりを推進しています。
- (3) 特に、学校図書館や公立図書館では、学校教育のデジタル化への対応はもとより、様々な事情により読書から離れている児童生徒や地域住民の読書の推進を図るため、電子書籍を含む資料等の充実が必要です。

【参考資料】

市町村立図書館・県立図書館の資料費の推移

(単位：千円)

区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
市町村立図書館(※)	156,484	146,987	146,658	144,921	143,440	141,872	132,622
県立図書館	38,574	38,310	38,347	38,363	38,363	39,735	39,969

(※) 公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

(担当課室名 企画振興部総合政策課、教育庁生涯学習課)

XI 強靱な県土の実現と防災力強化

XI-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、不動産・建設経済局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、地域経済の下支えや、災害対応・除排雪作業等の担い手として地域社会を支える建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、全体の事業規模を拡大するとともに、計画的な事業執行に向けて、必要な予算を別枠で安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
- (3) 東日本大震災の被災地を含めた東北全体の更なる復興を円滑に進めるため、令和5年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、整備を進めてきた社会資本が、県内産業の振興や災害に強い県土づくりに大きく寄与しているほか、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、アフターコロナを見据えた施策の展開のほか、大都市部への過度な集中によるリスクの回避や、生産拠点の国内回帰が求められていることから、人や産業の地方分散に不可欠な社会資本の計画的な整備が必要です。
今年度の国の公共事業関係費は、令和3年度補正予算を含めた16か月予算として見ると、約8.1兆円が確保されたものの、当初予算比では、ピーク時の6割程度となっており、県外や海外からの観光客の回復や内需拡大が見通せない中、地域経済を下支えする公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、おおむね15兆円の全体事業規模が示され、令和3年度までに約6.8兆円（全体事業規模の約45%）が予算措置されていますが、いまだ多くの未対策箇所があることから、対策の推進に向けて、事業規模の拡大が必要です。
また、当県では、対策の推進と予算の確実な執行に取り組んでいますが、頻発化・激甚化する自然災害に備えた事前防災や予防保全型インフラメンテナンスの着実な推進に向け、別枠での安定的な予算の確保が必要です。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。

秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備

(能代港：大森地区 洋上風力取扱埠頭)



地域の拠点形成や洋上風力発電の推進に向けた港湾の機能強化

(日本海沿岸東北自動車道 蟹沢IC～大館能代空港IC間 R2.12.13供用)



日本海沿岸東北自動車道の整備により 県北部の企業進出・設備投資が増加

(檜岡川：平成29年度洪水被害発生)



洪水被害が発生した河川の改良復旧

(東北中央自動車道 横堀道路)



県内産業や地域の救急医療を支える幹線道路の整備

(秋田港：飯島地区 洋上風力取扱埠頭)



秋田港の埠頭整備により 港湾内洋上風力発電の建設が加速 (R4 運転開始予定)



■ 地域社会を支える建設産業の活性化が不可欠 ■



インフラ施設の点検・維持管理



迅速な災害復旧作業



冬期交通確保のための除排雪作業

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の事業規模拡大及び 公共事業関係費(当初予算)と建設業従事者の確保が必要

(担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

XI-2 災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

- (1) 災害に強い道路網の整備を早急に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、全体の事業規模を拡大するとともに、計画的な事業執行に向けて、必要な予算を別枠で安定的に確保すること。
- (2) 早期に修繕が必要な橋梁やトンネルなどの老朽化対策について、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。
特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の損傷・劣化に対応するため、舗装修繕について、道路メンテナンス事業補助制度の対象に加えるなど、支援メニューの拡充を図ること。
- (3) 交通事故の多発箇所に加え、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策を推進するため、歩道の設置等のハード対策に必要な予算の更なる拡充を図ること。
- (4) 道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年の激甚化・広域化する自然災害に備え、防災・減災対策を着実に推進するとともに、適切な施工期間の確保や受注者の計画的な人員配置・資材調達等を行う観点から、別枠での安定的な予算の確保が必要です。
また、多くの未対策箇所があることから、対策の推進に向けて事業規模の拡大が必要です。
- (2) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現する予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するためには、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル、舗装等の道路施設への対策を加速する必要があります。
- (3) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死傷事故を受け、関係機関が実施した「通学路合同点検」を踏まえ、交通安全対策に当たっては、即効性の高いソフト対策に加え、歩道や防護柵の設置等のハード対策を適切に組み合わせ、可能なものから速やかに実施していくことが必要です。
- (4) 当県では、除雪機械の管理費などの一定の固定経費に対する独自の支援を実施していますが、少雪時においても適正な道路除雪体制を維持していくためには、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築

■防災・減災、国土強靱化のための加速化対策



雪崩予防柵の必要性
(国道341号 仙北市)



防雪柵の必要性
(秋田御所野雄和線 秋田市)



冠水対策の必要性
(国道341号 大仙市)

■予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行



(国道107号 横手市) 黒沢3号橋



(国道285号 五城目町) 秋田峠トンネル



舗装の損傷・劣化

(国道103号 鹿角市)

■通学路等の安全対策



(県道川連増田平鹿線 湯沢市) 八面地区



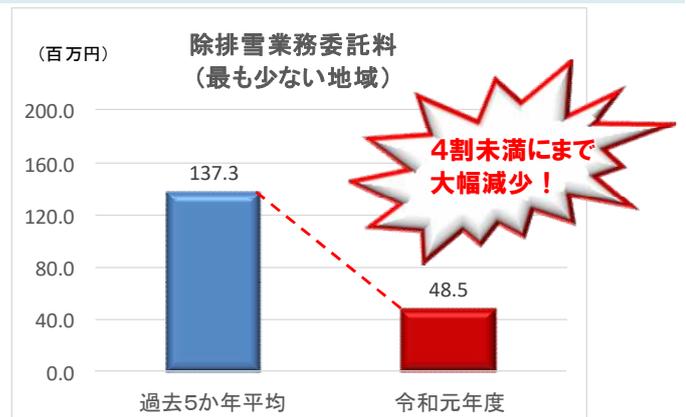
■少雪時の固定経費支援



(国道105号 大仙市) 南外地区



(県道角館六郷線 美郷町) 千屋地区



(担当課室名 建設部道路課)

XI-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 「雄物川」等、直轄管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」について、事業費の縮減に努めつつ、本体工事の促進を図ること。また、「鳥海ダム」について早期に本体工事に着手すること。
- (3) 平成29年及び平成30年に発生した記録的豪雨により、広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」流域の治水対策について、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うこと。
- (4) 雄物川中流部における緊急治水対策の整備に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水対策について、早期に工事着手すること。
- (5) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 流域全体で水災害を軽減させるため、流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策を計画的に進めていく必要があります。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
昨年9月には、成瀬ダムの基本計画が変更され、全体事業費が増額となっています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が想定されることから、早急な治水対策が必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容(国事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- ・米代川水系:河道掘削(大館市:長坂地区)、堤防整備(大館市:扇田地区)、水防災拠点(北秋田市:栄地区)等
- ・雄物川水系:河道掘削(秋田市:雄和地区、大仙市:大仙地区)、頭首工改築(湯沢市:下関地区)等
- ・子吉川水系:河道掘削(由利本荘市:二十六木地区)等
- ・八幡平山系:砂防堰堤整備(仙北市)等
- ・成瀬ダム(東成瀬村)・鳥海ダム(由利本荘市):ダム建設

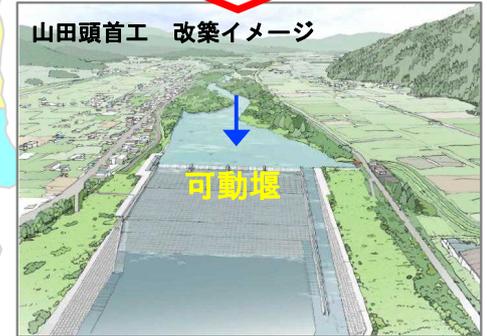
令和5年度 国による主要事業箇所図

凡例

- 直轄河川事業
- ▽ 直轄ダム建設事業
- 直轄砂防事業



②雄物川(湯沢市)



③八幡平山系(仙北市)



④成瀬ダム(東成瀬村)



①古川(秋田市)



(担当課室名 建設部河川砂防課)

XI-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

総務省自治財政局
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面から推進している流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 重点的に河川改修事業を実施している「福士川」^{ふくしがわ}、「新城川」^{しんじょうがわ}、「齊内川」^{さいないがわ}等の治水対策や、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策など、これらの推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 中小河川の水害リスク情報の空白域を解消するために必要な浸水想定区域図作成など、流域治水プロジェクトに位置づけられたソフト対策に要する予算を十分に確保すること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
- (4) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう、見直しを行うこと。
- (5) 災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件について、更なる拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和3年度第1次補正予算の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により集中的に予算が配分されていますが、激甚化・頻発化する水災害に備えた河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策の着実な推進に向け、5か年加速化対策の事業規模の拡大と、別枠での安定的な予算の確保が必要です。
- (2) 流域全体で水害を軽減させるため、流域治水協議会において策定した流域治水プロジェクトに位置づけられた対策を、計画的に推進していく必要があることから、ソフト対策についても十分な予算を集中的かつ継続的に確保する必要があります。
- (3) 当県における土砂災害防止施設の整備は、公共施設や要配慮者利用施設等を保全する箇所为重点的に実施しており、秋田内陸縦貫鉄道や一級河川阿仁川等を保全する北秋田市阿仁小湊^{こぶち}地区の地すべり対策事業など、ハード対策にかかる予算の更なる拡大が必要です。
- (4) 災害復旧事業の地方債充当率は、過年は現年と比べて10%低いことから、過年における財源の確保が課題になっています。
- (5) 災害復旧事業の申請及び実施にかかる調査・設計費の国庫補助対象については一部拡充が図られたものの、調査・設計には多額の県予算を要することから、財源の確保が課題になっています。

河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】

- ・米代川水系:福士川堤防整備、小淵地区地すべり対策 等
- ・雄物川水系:新城川堤防整備、斉内川堤防整備 等
- ・子吉川水系:芋川堤防整備 等
- ・馬場目川水系:馬踏川堤防整備 等

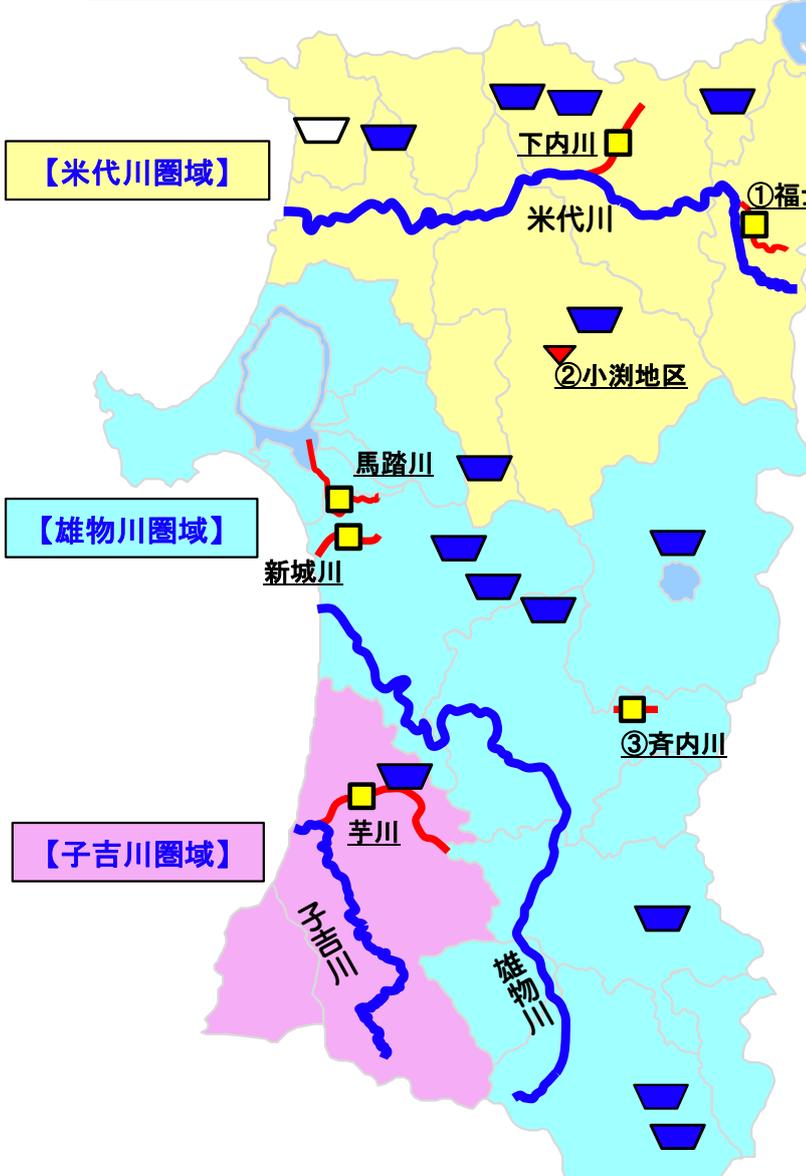
【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】

- ・水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
 - ・避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新
- 危機管理型水位計設置済み数 188基
簡易型河川監視カメラ設置済み数 56基

長寿命化計画に基づく老朽化対策

河川管理施設(樋門・樋管)の補修等	1,100基
ダム設備の更新等	14基
砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等	4,778施設
海岸保全施設(護岸ほか)の補修等	61,706m

令和5年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置、流域治水協議会区域図



凡例		
	河川改修事業箇所	
	地すべり対策事業	
	1級水系補助ダム(14基)	
		2級水系ダム(1基)



河川改修事業 ①福士川(鹿角市)



地すべり対策事業 ②小淵地区(北秋田市)



河川改修事業 ③斉内川(大仙市)

(担当課室名 建設部河川砂防課)

XI-4 石油製品備蓄の強化について

資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

自然災害の増加や国際的な政治的リスクを背景とした石油価格上昇を見据え、重油やガソリンなど石油製品の備蓄をしていく必要があることから、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難になり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点になるなど、当県が大きな役割を果たしました。
- (2) 中東やロシアなどでの政治的リスク等を背景に石油価格が上昇しており、こうした状況下においても安定的に石油製品を供給できるよう、石油製品備蓄の強化が求められています。
- (3) 東北地方における日本海側の備蓄拠点は、地理的なバランスから、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄増強に取り組んでいますが、製油設備がない日本海側においては、国が主体となって備蓄拠点を新たに整備することが必要です。

(担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課)

XII 安全・安心な生活環境の確保

XII-1 空き家対策への支援について（新規）

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中で、空き家の増加が喫緊の課題となっていることから、都道府県が市町村と共に取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては空き家の倒壊が相次ぐなど、大きな問題となっています。
- (2) このため、当県では、市町村や関係団体と連携し、県全域を対象にワンストップで空き家相談を受け付ける「空き家総合サポートセンター」の設置を目指しており、そのイニシャルコストについては、国土交通省の「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」を活用することを検討しています。
- (3) 一方で、「空き家総合サポートセンター」稼働後のランニングコストに充てることができる空き家相談窓口の設置・運営に対する特別交付税措置は、市町村のみが対象となっています。

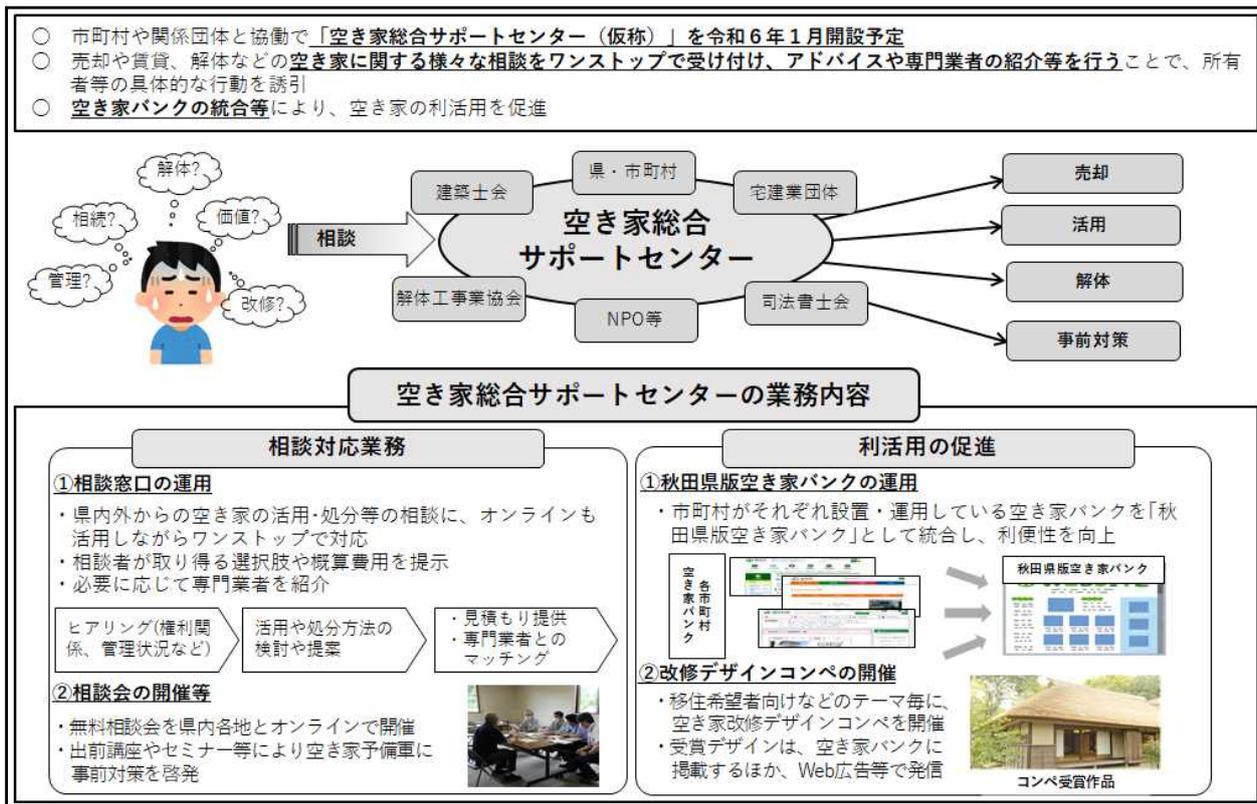
【参考資料】

1 平成30年の空き家率（総務省「住宅・土地統計調査」）

住宅総数 (A)	空き家 一戸建て(B)	空き家率 (B/A)	順位(ワースト)	
			全国	東日本
445,700 戸	34,700 戸	7.8%	9位	1位

※推計値。なお、空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。

2 空き家総合サポートセンターの概要



3 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業（国土交通省）の概要

- (1) 事業内容 空き家相談のための人材育成、法務・不動産・建築等の多様な専門家と連携した相談体制を構築する取組を支援
- (2) 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- (3) 補助率 定額補助

4 特別地方交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助事業分	・所有者などの調査等 ・空家等対策計画の策定 ・空き家の除却、改修	県・市町村	0.5
単独事業分	・体制整備（空き家データベース、相談窓口の設置等） ・空き家の利活用（空き家バンクの設置等） ・特定空き家の除却・改修	市町村	

（担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課）

XII-2 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

【提案・要望の内容】

- (1) 地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、長期的な視点から消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政強化交付金について、継続的かつ安定的な制度とすること。
- (2) 同交付金のうち地方消費者行政推進事業について、活用期間終了までの予算を十分確保するとともに、地方消費者行政強化事業について、使途の拡充や補助率の嵩上げなど制度の改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

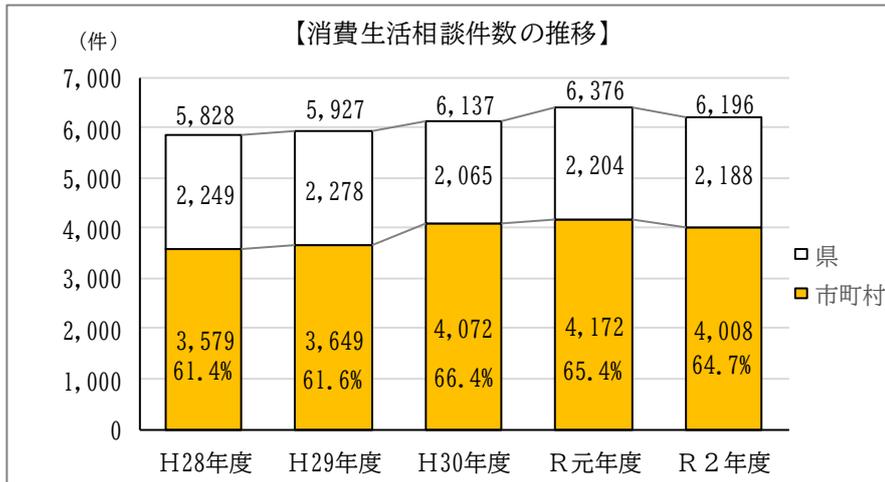
- (1) 当県では、国の交付金を基にした「秋田県消費生活相談臨時対策基金」や「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談員の増員や、生活センター北部・南部消費生活相談室の開設など、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を推進してきたところです。
- (2) しかし、当県においては、高齢化が進行する中、高齢者の特殊詐欺被害が依然として深刻な情勢であるほか、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の発生・拡大が懸念されるとともに、コロナ禍での消費行動の変化等で生じる新たな問題にも対応するため、消費生活相談体制や消費者教育を一層強化する必要があります。
- (3) 特に市町村では、国の交付金を活用して消費生活相談員の配置・育成等相談体制の維持・充実を図っており、国からの継続的な支援が得られなければ、消費者行政の機能低下にもつながりかねない状況にあります。

このため、地方消費者行政強化交付金については、地方の実情に応じた取組を継続的に実施できるよう、必要な予算を十分確保するとともに、使途の拡充や補助率の嵩上げが必要です。

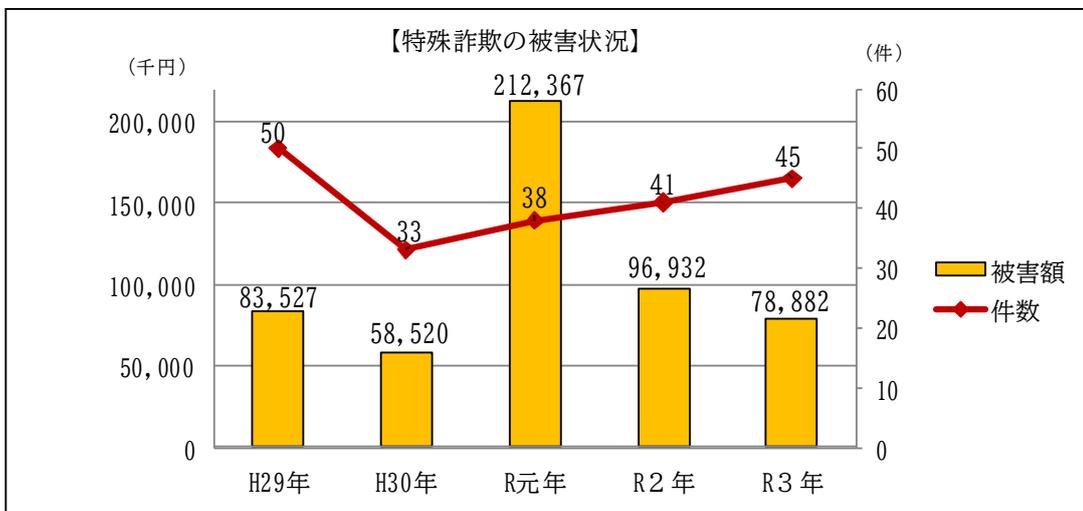
【参考資料】

1 秋田県の消費生活相談体制

- 消費生活相談件数（令和2年度）
6,196件（県：2,188件、市町村：4,008件）
- 消費生活相談員数（令和3年4月1日現在）
33人（県：11人、市町村：22人）



2 特殊詐欺の被害状況の推移



3 令和4年度の主な取組

- ① 高齢者の特殊詐欺被害の防止
啓発資料の作成・配布、多様な広報媒体を活用した啓発活動等
- ② 消費者教育の推進
消費者トラブル防止に関する啓発資料作成・配布、オンライン広告等
- ③ エシカル消費の普及・啓発
- ④ 交付金を活用した市町村事業への助成
専任相談員の配置、研修参加、啓発活動等

（担当課室名 生活環境部県民生活課）

XII-3 雪対策にかかる支援の充実について（拡充）

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の除排雪費用への助成、緊急避難的な空き家の雪下ろしに要する経費などについて財政措置を拡充すること。
- (2) 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について、予算を十分確保するとともに、安全克雪事業について、対象要件の緩和など制度の改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、除排雪中の安全対策に関する普及啓発や地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等の対策を講じています。
また、多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし及び道路除雪により間口に寄せられた雪の処理などにかかる経費の助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあります。
さらに、積雪による空き家の倒壊、空き家からの落雪等による危害の発生も全県域で懸念されています。
このため、県及び市町村の雪対策にかかる助成について、措置率の引き上げのほか、間口除雪や空き家の雪下ろしを対象経費に加えるなどの財政措置の拡充が必要です。
- (2) 令和3年度に創設された「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」においては、対象事業に内容の拡充や新規の取組を求められており、既に事業を実施している県や市町村にとって利用しにくい制度となっています。
このため、既存事業も対象とするなど、豪雪地帯のニーズを的確に捉えた制度とする必要があります。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計
平成29年度	7 (6)	1 0 4 (5 6)	6 2 (3 6)	1 7 3 (9 8)
平成30年度	6 (6)	5 0 (2 7)	3 9 (2 9)	9 5 (6 2)
令和元年度	1 (1)	1 4 (1 0)	8 (7)	2 3 (1 8)
令和2年度	1 8 (1 6)	1 3 7 (9 2)	1 0 9 (7 3)	2 6 4 (1 8 1)
令和3年度	9 (7)	1 0 4 (7 7)	1 0 1 (7 1)	2 1 4 (1 5 5)

※ () は65歳以上。令和3年度は令和4年4月1日時点。

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	間口除雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成28年度	1 4	2 3	1 4 4
平成29年度	1 5	2 3	2 1 2
平成30年度	1 6	2 3	1 6 4
令和元年度	1 6	2 3	8 8
令和2年度	1 6	2 3	2 3 6

※助成実績額は、雪下ろし及び間口除雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

令和2年度に雪下ろし等除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち20市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税措置されている主な経費（高齢者等の雪下ろし支援に要する経費）

- ・ 事業者へ雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・ 安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・ 共助組織（自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(担当課室名 生活環境部県民生活課、あきた未来創造部地域づくり推進課)

XII-4 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても、水道事業の「安全」・「強靱」・「持続」が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

- (1) 水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き十分な予算を確保すること。
- (2) 水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する費用を補助対象に加えるほか、老朽管更新事業や重要給水施設管路をはじめとする基幹水道構造物の耐震化事業に対する補助率を引き上げること。
- (3) 水道事業の広域連携にかかる補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

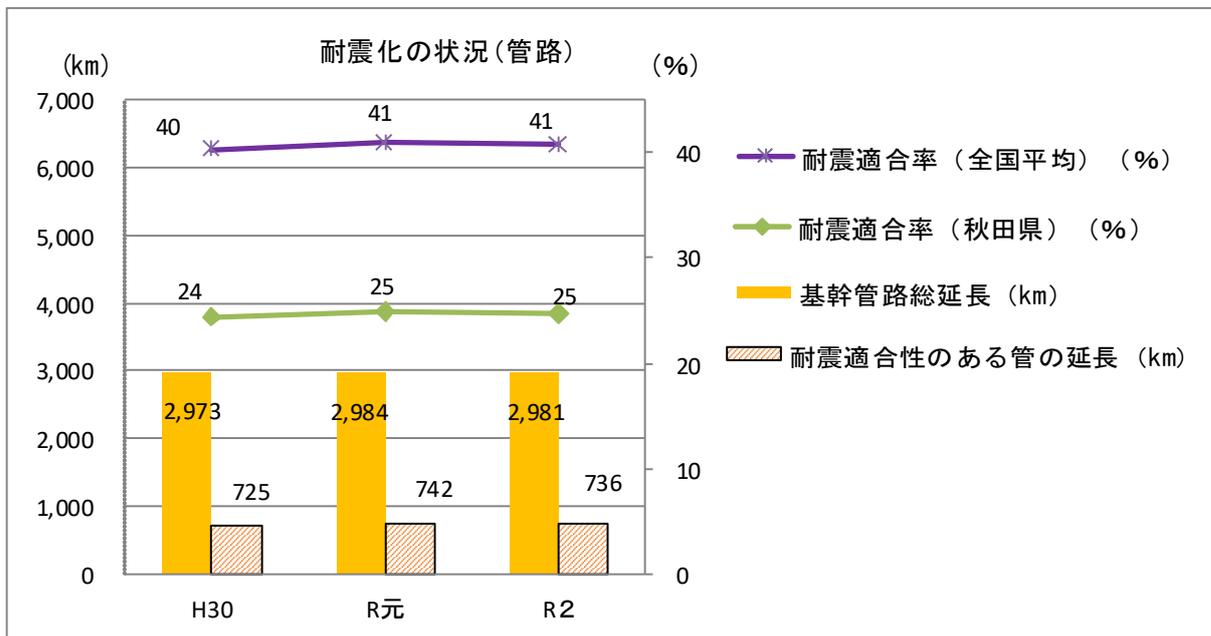
- (1) 当県の水道普及率は令和2年度末で約92%、基幹管路の耐震適合率は令和2年度末で約25%で依然として全国平均よりも低い水準にあります。水道施設の本格的な更新時期を迎える当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。
- (2) 耐震化を計画的に推進するためには耐震化計画の策定が必要ですが、耐震診断や被害想定予測等に要する経費が財政基盤の弱い市町村において大きな負担になることから、当県の上水道における耐震化計画（管路）の策定率は16%、4市町村にとどまっています。
また、国は水道の基幹管路の耐震化率を令和4年度までに50%以上に引き上げる目標を掲げていますが、国庫補助率は1/4となっており、耐震化率の目標を達成するためには基準事業費の拡大や重要給水施設配水管等も含めた耐震化事業の補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。

(3) 水道事業運営基盤強化推進等事業の現行の補助採択基準は、広域化する事業体数は3事業体以上、計画給水人口等の要件は5万人以上となっていますが、市町村合併により水道事業の統合が進んだ当県において、更なる広域連携を推進するためには、広域化する事業体数や計画給水人口等の要件を大幅に緩和することが必要です。

また、当県では水道施設の広域的管理や事務の共同実施等について検討を進めていますが、こうした取組に要する経費についても支援が必要です。

【参考資料】

(1) 秋田県の水道事業における耐震化の状況（簡易水道を除く）



(2) 水道施設整備費（国予算）における年度別推移状況

(単位：億円)

		H30予算額 +H29補正予算額	R元予算額 +H30補正予算額	R2予算額 +R元補正予算額	R3予算額 +R2補正予算額	R4予算額 +R3補正予算額
当初	公共	176	218	188	168	169
	非公共	199	432	418	227	218
補正	公共	52	70	70	90	25
	非公共	248	200	144	300	365
合計		675	920	820	785	777

注1) 公共：水道施設整備費補助金、非公共：生活基盤施設耐震化等交付金

注2) 内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。

注3) 前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。

(担当課室名 企画振興部市町村課、生活環境部生活衛生課)

XII-5 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

復興庁

【提案・要望の内容】

避難者の生活再建に向けた支援や心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き避難先自治体が行う取組について「被災者支援総合交付金」など財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

昨年行ったアンケート調査によると、回答者の24.1%が避難生活による心身の不調を訴えており、当県では支援を必要としている避難者を対象に、戸別訪問や保健師等による定期相談を行っています。

さらに、日常生活に課題を抱える避難者に対しては、社会福祉士や精神保健福祉士による相談や助言を行っています。

国では令和3年度から5年間で「第2期復興・創生期間」とし、事業の進捗状況に応じて支援を継続することにしています。受入県が活用できる「被災者支援総合交付金」制度を設けていますが、広域的避難は長期化が見込まれることから、国としても引き続き避難先自治体が行う取組を継続的に支援する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況

(令和4年3月1日現在)

被災県	民家等		応急仮設住宅		公営住宅		計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
岩手県	2	3	0	0	1	1	3	4
宮城県	38	71	0	0	5	10	43	81
福島県	111	305	3	6	7	16	121	327
計	151	379	3	6	13	27	167	412

※当県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供しているいわゆる「みなし仮設住宅」である。

(担当課室名 総務部総務課)

XII-6 道路標示事業にかかる国庫債務負担行為について（新規）

警察庁交通局

【提案・要望の内容】

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づき実施する道路標示事業にかかる国庫補助金のうち、必要な額を国庫債務負担行為により措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

道路標示事業については、児童をはじめとした歩行者の安全を確保するため、消雪期の早い段階において再塗装を実施していますが、降雪により年度内の事業完了が困難であるため、当県の12月補正予算において、債務負担行為限度額を設定の上、当該年度中に支出負担行為、翌年度の事業完了後に支出しています。

本事業には、国庫補助金の対象となる事業も含まれていますが、当県の債務負担行為に対応した国庫補助金の裏づけがないため県単独事業として執行しています。

当県では横断歩道中の交通事故が高止まり傾向にあることから、除雪作業により摩耗した標示を再塗装するため債務負担行為を活用した事業継続を検討していますが、財源確保が課題となっています。

（担当課室名 警察本部交通部交通規制課）

XII-7 交通取締用四輪車の四輪駆動化について

警察庁長官官房、交通局

【提案・要望の内容】

国費で配分される交通取締用四輪車は、後輪駆動車であることから当県のような積雪地帯では、冬期間の交通指導取締活動等に支障を来していることから、今後の配分においては、四輪駆動車とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国費で配分される捜査用車や無線警ら車等については、前輪駆動車又は四輪駆動車ですが、交通取締用四輪車については、現在も後輪駆動車で配分されています。

冬期間の後輪駆動車の場合は、後輪の空転や横滑りによる尻振り状態、路面・路肩の積雪によるコントロール不能状態となるため、当県の冬期間の交通指導取締活動や交通事故処理については、主として四輪駆動車である交通事故処理車や誘導標識車を使用している現状にあります。

【参考資料】

○ 後輪駆動車で交通指導取締活動に支障を来した事例

雪で50キロ規制された圧雪（一部凍結）路面において、後輪駆動車の交通取締用四輪車で走行中、後方から追い上げてきた一般車両に追い越されたことから、法令遵守を指導するために追い上げたが、上り勾配（3%）のため尻振り状態となり加速できず、その先もアップダウンが続いたため追い付くことができなかった。

（担当課室名 警察本部警務部警務課）

XII-8 無線警ら車・小型警ら車の増強等について

警察庁長官官房、生活安全局

【提案・要望の内容】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車は基本的に減耗更新されているが、昨年12月に全ての車両を対象に更新基準年数が延長され、更新整備が滞っている状況にあることから、更新基準年数に基づき確実に減耗更新するとともに、更新基準年数を短縮すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車については基本的に減耗更新されるものですが、更新基準年数の延長や滞留により走行距離が増えるとともに、当該車両が全体的に老朽化しています。

警察用車両の購入については国庫で支弁することになっており、不足する分については、県費で整備し必要台数を確保していますが、県費整備分の更新も県財政が厳しく計画的に進まず、国費車両の減耗更新対象車両を延長使用しているところ です。

また、減耗更新予定の車両についても国からの配分が滞っていることなどから全体的に老朽化が進んでおり、特に無線警ら車、小型警ら車については、ほぼ毎日使用していることから、乗降回数が多いため座席シートの破れやサスペンションのへたり、エンジンの不調など年々修繕費を圧迫している現状にあります。

【参考資料】

○ 老朽化した小型警ら車に対する県民からの苦情事例

「〇〇駐在所のパトカーが古く、見た目がみすぼらしすぎる。こんなパトカーで〇〇線を守れるのか。勤務員の士気にも関わるのではないか。コロナ情勢や警察が県の中で弱い立場で予算なども厳しいことも重々分かっているが、あまりにもひどいパトカーに見えるので、是非検討してもらいたい。」

(H15年式の小型警ら車に対する実際の苦情です。)

(担当課室名 警察本部警務部警務課)

XII-9 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方公共団体が行う「命を大切にすることを育む教室」や「犬猫の合同適正譲渡事業」などの動物愛護に資する独自の取組に対して財政支援制度を創設すること。
- (2) 「動物適正飼養・基盤強化事業」の一環として、「動物愛護フェスティバル」等の動物愛護週間関連事業を、国が全国各地において実施すること。
- (3) 動物愛護施設等の整備に対する財政的支援を拡充するとともに、補助対象を拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、動物愛護センターを動物愛護の拠点として、動物愛護推進員や民間ボランティアとの協働により、様々な独自の取組を実施していますが、こうした「人と動物が共生する社会」の実現を図るための取組をより一層推進するためには、国の財政的支援が必要です。
- (2) また、秋田犬に代表される当県の資源を活用し、「動物にやさしい秋田」を県内外に発信していますが、国内の動物愛護思想の更なる醸成を図るためには、国が地方公共団体との共催等による全国規模のイベントやキャンペーン等を各地で開催する必要があります。

- (3) さらに、管轄面積の広い当県においては、犬猫の一時収容施設や動物愛護センターへの搬送用車両が必須となっており、今後施設の改修や車両の更新などにより収容犬猫の飼養環境等を整備していくことにしていますが、現状では予算額が十分ではなく、また車両については対象外のため、「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の拡充や補助対象の拡大が必要です。

【参考資料】



譲渡犬搬送用車両



動物愛護フェスティバルの様子



動物愛護フェスティバルの様子



(担当課室名 生活環境部生活衛生課)

XIII ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

XIII-1 能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策への支援の継続について

環境省環境再生・資源循環局

【提案・要望の内容】

当県が「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業により実施している能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策について、令和4年度末の産廃特措法の失効後も、新たな支援制度の創設等により、財政支援を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に起因した能代産業廃棄物処理センターの環境汚染問題については、平成17年1月に環境大臣の同意を得た産廃特措法の事業実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら「現場内処理」を基本とした環境保全対策を実施しています。
- (2) 平成24年8月に、産廃特措法の期限が令和5年3月まで延長されたことから、新たな事業実施計画を策定し、平成25年3月に環境大臣の同意を得て引き続き国の財政支援を得ながら対策を講じた結果、処分場周辺の地下水等の汚染状況が改善されるなど、一定の成果を得たところです。
- (3) しかしながら、産廃特措法に基づく事業実施計画の期間終了後も、処分場が安定化するまでの間は処分場浸出水の処理が必要であるほか、処分場敷地内の地下水の汲上げ処理などの環境保全対策を継続していく必要があります。
- (4) これらの環境保全対策を継続していくためには、毎年、1億円程度の費用を要するほか、処分場浸出水等処理施設の機械や電気設備の更新等に多額の費用を要するため、引き続き国の財政支援が必要です。

【参考資料】

1 能代産業廃棄物処理センター全景



2 特定支障除去等事業の概要（平成25年3月環境大臣同意）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4
汚水処理等の維持管理対策										
汚染地下水の回収・処理										
水処理施設（促進酸化処理）の新設										
汚水拡散防止対策										
揚水井戸の設置工事										
場内雨水対策										
雨水排水路, キャッピング等の整備工事										
環境モニタリング										
水質調査										

3 平成16年度以降の事業費等

（単位：百万円）

年 度	事 業 費	うち国等の支援額
H16～24年度	2,989	853
H25年度	156	32
H26年度	365	109
H27年度	112	37
H28年度	514	164
H29年度	157	32
H30年度	122	34
R元年度	138	33
R2年度	172	39
R3年度	151	36
合 計	4,876	1,369

※ 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。また、支援対象事業費の2/3の75%を地方債で充当し、この地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

（担当課室名 生活環境部環境整備課）

XIII-2 八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を一層拡充することにより、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる十分な支援制度を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業が昭和52年3月に完了してから徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として平成20年3月以降「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、流域市町村や関係機関と連携しながら、生活排水や農地排水等発生源対策や湖内浄化対策、アオコ対策等の水質保全対策を実施してきました。

しかし、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にはアオコが発生していることから、今後とも水質保全対策を強力に推進していく必要があります。

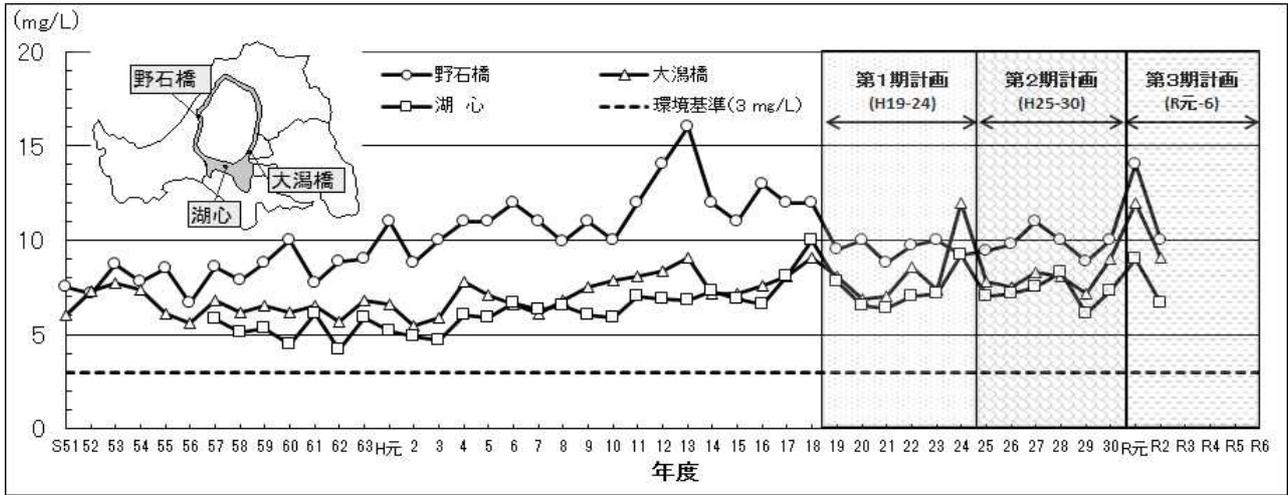
- (2) 八郎湖の水質保全対策においては、全世界測位システム（GNSS）を活用した無落水移植栽培の普及拡大など、農業排水の濁水軽減対策を新たに推進する必要性が生じている中、現在の国モデル事業（水草対策）の対象となっていないことから、全て県単独事業で実施せざるを得ず、必要な予算の確保に困窮しています。

第3期計画（令和元～6年度）に掲げる水質保全対策の効果をできる限り早期に発現させるため、中長期にわたり安定的に活用できる充実した財源を確保することが喫緊の課題となっています。

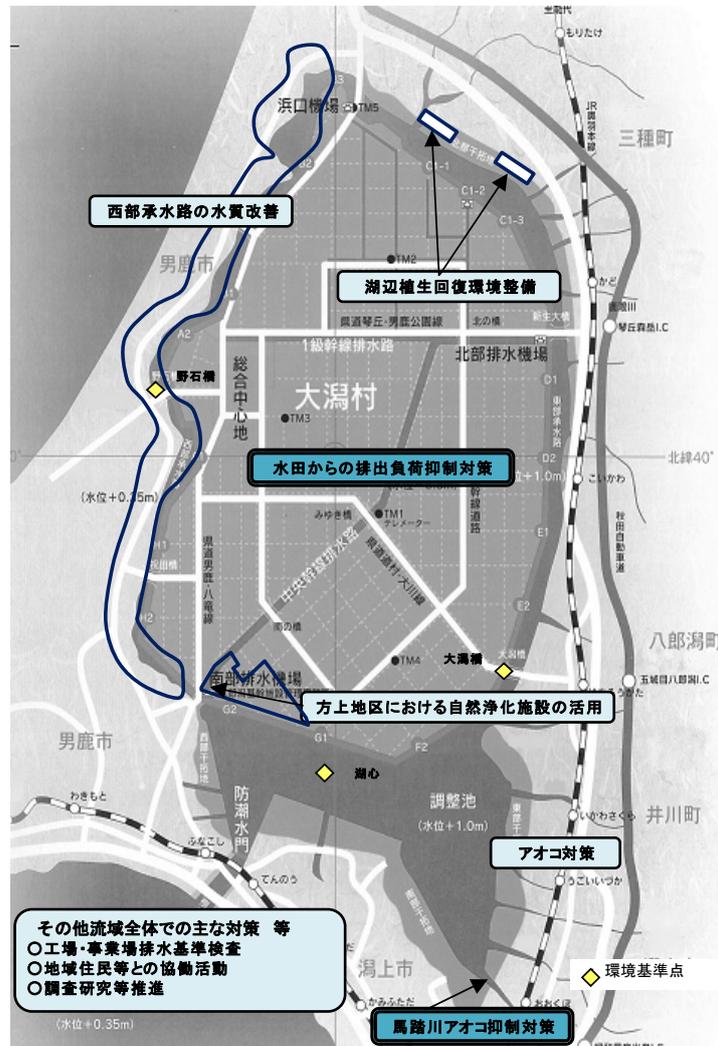
なお、八郎潟中央干拓地は湖沼法に基づく流出水対策地区に指定されていることから、現在大潟村で実施されている国営かんがい排水事業八郎潟地区においても、水質保全対策が円滑に行われることが望まれます。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 令和4年度における主な対策等の位置図



凡例 □ : 継続 □ : 拡充

(担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

XIII-3 風力発電所にかかる環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について（拡充）

環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

風力発電所にかかる環境影響評価の実効性及び信頼性を確保するため、次のような措置を講じること。

- (1) 準備書手続終了後に発電機の諸元を変更するなど、環境への影響が懸念されるような計画変更を行う場合には、説明会を開催する等、事業者が住民への説明責任を果たせるような仕組みを設けること。
- (2) 事業区域が近接して複数の事業が実施される場合の複合的・累積的影響について、評価項目の選定基準や評価基準を示した評価指針等を定めること。
- (3) 洋上風力発電所による環境への影響について、国において積極的に国内外の情報収集に努め、速やかに分析等を行うとともに、得られた知見を関係地方公共団体等へ提供し、より信頼性の高い環境影響評価が実施されるよう支援すること。

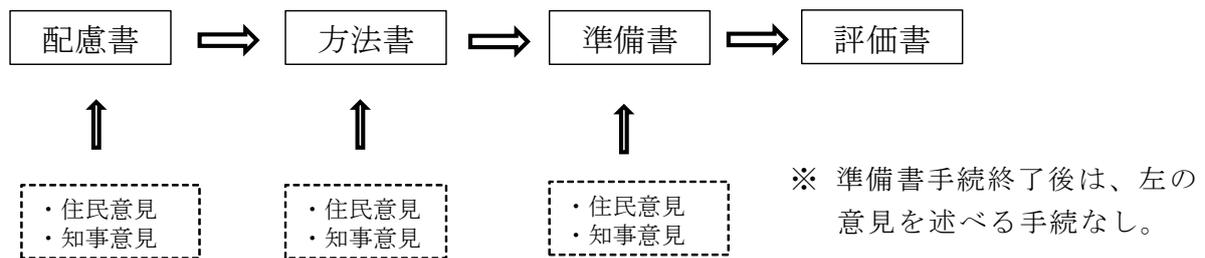
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 環境影響評価法では、風力発電所の出力が10パーセント以上増加した場合、評価手続の再実施が必要となります。
当県では、準備書手続終了後に、評価手続の再実施の要件に該当しない範囲で、発電機の大型化（1機当たりの定格出力の増加）と、設置基数の削減を検討していることが複数発生しています。
このような場合、形状等の大幅な変更があるにもかかわらず、その内容が住民に伝わらず、結果として住民等の意見も反映されないため、住民の不信を招くおそれがあります。
- (2) 当県では、事業区域が近接した複数の発電所の設置計画があり、複合的・累積的な環境影響が懸念されますが、評価項目の選定基準や評価基準がなく、事業者任せられている状況です。
このため、複合的・累積的な環境影響の評価項目の選定基準等を定めた評価指針等の策定が必要です。

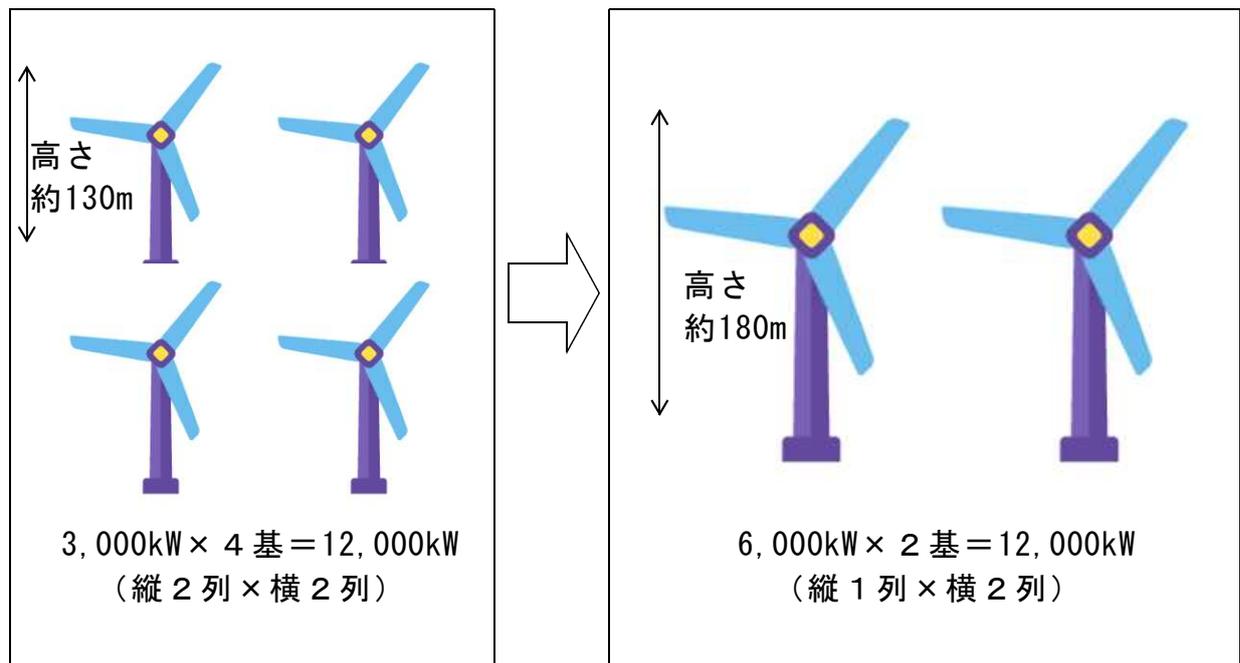
- (3) 当県では、国内で導入実績のない8,000kWを超える大型の発電機を数十基設置する洋上風力発電事業が複数計画されていますが、その環境影響については十分に解明されていない点が多いため、影響の評価において多くの不確実性が伴います。現在、洋上風力発電事業の環境影響評価手続が進められていますが、地方公共団体が収集できる知見には限りがあるため、国による技術的な支援が必要です。

【参考資料】

(1) 発電所に係る環境影響評価の手続フロー



(2) 風力発電機の大型化に伴う影響



大型化に伴う変更点	影響のある環境要素
風車高さ	景観、風車の影、動物（鳥類）等
定格出力	騒音（低周波音含む）
配置	海流（流向・流速）、動物（鳥類、魚類）、植物等

(担当課室名 生活環境部環境管理課)

XIII-4 ツキノワグマの保護・管理への支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

ツキノワグマ（以下「クマ」という。）と人との軋轢が増大している中で、クマの適正な保護・管理が実施できるよう、次の事項について必要な措置を講じること。

- (1) 都道府県や市町村の職員を対象とした、国による人材育成のための研修プログラムや専門的知見の習得、技術の向上を目的とした研修会の充実を図ること。
- (2) 人の生活圏へのクマの分布域拡大を抑制するため、地方公共団体が実施する個体数調整捕獲を指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とすること。
また、クマの保護管理に必要な生息調査や生態研究を実施するため、財政的及び技術的な支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) クマの科学的・計画的な個体群管理を適切に実施するためには専門的知見を有する職員の育成が必要ですが、地方公共団体では保護・管理に関する専門的技術を学ぶ機会がないことから、国が主体となった専門的知見の習得や技術の向上を目的とした実践的な研修機会の充実を図る必要があります。
- (2) 当県のクマの生息数は4,400頭と推定され、全国的にも高水準であるほか、分布域も拡大しており、人身被害の防止を最優先とする観点から捕獲圧を高める必要があります。一方でクマのフィードバック管理を推進するためには、生息数の調査やモニタリングを継続する必要がありますが、多額な費用を要するほか、当県には専門の研究機関がないことから、それらを適切に実施するためには継続的な技術支援や財源確保が必要です。

【参考資料】

(1) ツキノワグマの推定生息数 (単位：頭)

年 度	H 3 0	R 元	R 2
推定生息数	2, 3 0 0	3, 7 0 0	4, 4 0 0
調 査 年	H 2 9	H 3 0	R 元
調 査 方 法	カメラトラップ ^o	カメラトラップ ^o	カメラトラップ ^o

3か年の調査結果により推定生息数を算出

(2) ツキノワグマの目撃件数等について (単位：件、頭、人)

年 度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
目撃件数	1, 3 0 3	9 2 0	6 7 2	9 3 1	8 6 4
捕獲頭数	8 3 4	4 4 3	5 8 4	6 5 9	6 7 5
有害捕獲数	7 6 9	3 8 8	5 0 5	5 5 1	6 0 9
被害者数	2 0	7	1 6	9	1 2
人の生活圏での被害	1 0	4	1 1	3	8
山での被害	1 0	3	5	6	4

※R4.4.28時点

(担当課室名 生活環境部自然保護課)